金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査

調査結果報告書

令和5年(2023 年)3月

金 沢 市

目　次

Ⅰ　金沢市宿泊税制度の概要 1

Ⅱ　調査概要 1

1　目的 1
2　調査内容 1

Ⅲ　金沢市宿泊税の施行状況 4

1　課税状況 4
（1）調定額の推移 4
（2）宿泊数の推移 5
（3）登録施設数の推移 6
2　税収の使途 7

Ⅳ　他自治体における宿泊税導入状況 8

Ⅴ　アンケート結果 12

1　宿泊事業者アンケート 13
（1）調査結果要旨 13
（2）集計結果 13
①施設について 13
②施設の利用状況について 14
③宿泊税について 16
④宿泊税の活用について 23
⑤宿泊税に関する意見、要望 25
2　宿泊客アンケート 26
（1）調査結果要旨 26
（2）集計結果 27
①金沢市への来訪状況について 27
②宿泊税について 34
③回答者の属性 52
3　市民アンケート 54
（1）調査結果要旨 54
（2）集計結果 55
①回答者の属性 55
②宿泊税について 58
③宿泊税に関する意見等 73

Ⅵ　ヒアリング調査結果 75

1　観光関係団体ヒアリング 75
（1）湯涌温泉観光協会　会長　安藤　有 75
（2）金沢ホテル懇話会（金澤八家）　会長　庄田　正一 76
（3）金沢市旅館ホテル協同組合　理事長　浅田　久太 77
（4）一般社団法人金沢市観光協会　副理事長　八田　誠 78
2　有識者ヒアリング 79
（1）北村　哲志（金沢商工会議所（前）副会頭） 79
（2）浜崎　英明（金沢経済同友会 代表幹事） 80
（3）水野　一郎（金沢工業大学 教授） 81
（4）佐無田　光（金沢大学 教授） 82

参考資料 84

1　アンケート調査票 84
（1）宿泊事業者アンケート 84
（2）宿泊客アンケート 88
（3）市民アンケート 90

Ⅰ　金沢市宿泊税制度の概要

金沢市では、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、平成 31 年４月１日から宿泊税を導入している。

納税義務者	金沢市内の宿泊施設（ホテル・旅館、簡易宿所、民泊）に宿泊した方
税　　率	１人１泊あたり宿泊料金　　※宿泊料金には飲食代等は含まない ２万円未満　：　200 円 ２万円以上　：　500 円
徴収方法	宿泊事業者が宿泊料金と合わせて徴収し、市へ納入（特別徴収）

【宿泊税特別徴収事務交付金について】

特別徴収義務者の事務負担に鑑み、制度の円滑な運営を図るため、毎年度６月と 12 月に交付金を交付している。

交付金の額	期限までに納入された納入金の額の 2.5%（※） （※）令和６年３月申告分までは 3.0% かつ期限内申告納入ひと月あたり 1,000 円加算

Ⅱ　調査概要

１　目的

宿泊税条例の施行後、制度が円滑に運用されているか検証するための基礎資料として、宿泊事業者、宿泊者、市民を対象としたアンケート及び観光関係団体、有識者を対象としたヒアリングを実施した。

２　調査内容

（１）アンケート調査

①宿泊事業者アンケート

○調査対象：金沢市内に宿泊施設を有する事業者（令和４年度の登録施設は除く）

○調査方法：全事業者（256 件）に郵送配布・郵送又は WEB 回答

○調査期間：令和４年 10 月 11 日（火）～10 月 26 日（水）

○回収結果

営業種別	配布数	（割合）	回収数	（割合）	回収率
ホテル	76	（29.7%）	53	（37.6%）	69.7%
旅館	42	（16.4%）	24	（17.0%）	57.1%
簡易宿所	130	（50.8%）	62	（44.0%）	47.7%
住宅宿泊事業法届出施設（民泊）	8	（3.1%）	2	（1.4%）	25.0%
合計	256	（100.0%）	141	（100.0%）	55.1%

②宿泊客アンケート

○調査対象：金沢市内に宿泊した人（市内居住者を除く）

○調査方法：調査員の聞き取りによる街頭調査

○調査地点：①金沢駅　　：駅東広場（地上）、駅東広場（地下）、駅西広場

②ひがし茶屋街：広見（市道）、防災広場付近

③金沢城公園　：石川門付近（入口休憩所付近）、鶴の丸休憩館付近

○調査日時：令和４年９月 25 日（日）９：00～18：00

10 月２日（日）９：00～15：00　※予定配布数に達した時点で終了した

○回収結果

調査地点	回収数
①金沢駅	490
②ひがし茶屋街	294
③金沢城公園	415
合計	1,199

○回収数の内訳

調査地点	調査場所	回収数				
		9 月 25 日		10 月 2 日		合計
①金沢駅	駅東広場（地上）	219	301	130	189	490
	駅東広場（地下）	38		4		
	駅西広場	44		55		
②ひがし茶屋街	広見（市道）、防災広場付近	189	189	105	105	294
③金沢城公園	石川門付近（入口休憩所付近）	194	271	104	144	415
	鶴の丸休憩館付近	77		40		
	合計		761		438	1,199

［参考］街頭調査時の状況

・調査日は、地域観光事業支援の地域ブロック割実施期間中（５/９～10/10）の、新型コロナウイルスの第７波が落ち着きつつある時期で、かつ両日ともに晴天であった。特に９/25 は、３連休最終日だったため、非常に人出が多く、想定よりも多くの回答を得ることができた。

・金沢城公園は、天候が良かったため屋外で休憩している人が多く、休憩所付近の通行人やベンチで休憩している人などを対象に調査を行った。

③市民アンケート

○調査対象：18 歳以上の市民

○調査方法：無作為抽出による 800 人に郵送配布・郵送又は WEB 回答

金沢市 e モニターの登録者 224 人に e モニターシステムで依頼・回答

○調査期間：令和 4 年 10 月 3 日（月）～10 月 17 日（月）締切

○回収結果

調査種別		配布数	回収数	回収率
郵送		800	311	38.9%
	郵送回答	-	239	29.9%
	WEB 回答	-	72	9.0%
e モニター		224	192	85.7%
合計		1,024	503	49.1%

（2）ヒアリング調査

①観光関係団体ヒアリング

○調査対象：観光関係団体　4 団体　［実施日順］

・湯涌温泉観光協会
・金沢ホテル懇話会（金澤八家）
・金沢市旅館ホテル協同組合
・一般社団法人金沢市観光協会

○調査期間：令和 5 年 1 月

②有識者ヒアリング

○調査対象：学識経験者等　4 名　［実施日順］

・北村　哲志（金沢商工会議所（前）副会頭）
・浜崎　英明（金沢経済同友会 代表幹事）
・水野　一郎（金沢工業大学 教授）
・佐無田　光（金沢大学 教授）

○調査期間：令和 5 年 2 月

Ⅲ　金沢市宿泊税の施行状況

1　課税状況

（1）調定額の推移

宿泊税を導入した令和元年度の宿泊税額（調定額）は約７億 7,000 万円となったが、令和２年度はコロナ禍などの影響で令和元年度に比べて約６割の約４億 3,000 万円にとどまった。令和３年度は約５億 400 万円と増収傾向にある。また、徴収率は 100%に近い割合で推移している。

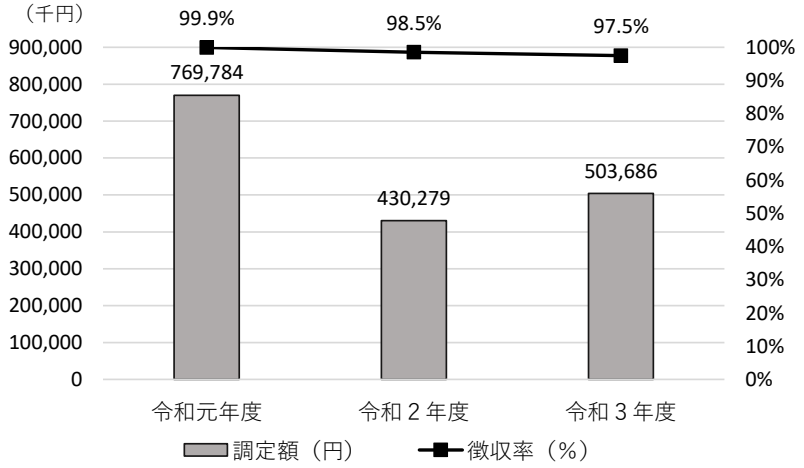

（単位：円）

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
調定額	769,783,500	430,278,500	503,685,900
収入額	768,916,900	423,814,400	490,894,600
徴収率	99.9%	98.5%	97.5%

＜税率別＞

（単位：円）

税率 ＼ 年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度	
200円	746,311,000	97.0%	411,755,000	95.7%	488,015,400	96.9%
500円	23,472,500	3.0%	18,523,500	4.3%	15,670,500	3.1%
合計	769,783,500		430,278,500		503,685,900	

＜施設種別別＞

（単位：円）

種別 ＼ 年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度	
ホテル・旅館	718,567,000	93.3%	404,999,600	94.1%	476,749,200	94.7%
簡易宿所	49,322,100	6.4%	24,544,000	5.7%	26,128,700	5.2%
住宅宿泊事業法届出施設（民泊）	1,894,400	0.2%	734,900	0.2%	808,000	0.2%
合計	769,783,500		430,278,500		503,685,900	

＜月別＞

（単位：千円）

年度 ＼ 申告月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
令和元年度		76,387	79,349	59,868	63,268	87,428	74,658	73,118	73,895	63,202	56,887	61,724	769,784
令和２年度	50,036	12,853	9,071	18,529	35,787	37,294	40,432	51,527	69,430	52,992	23,274	29,055	430,279
令和３年度	45,651	35,635	29,180	25,123	46,241	37,837	28,956	47,702	67,808	65,118	41,883	32,552	503,686

（２）宿泊数の推移

宿泊税を導入した令和元年度の宿泊数は約 378 万泊となったが、令和２年度はコロナ禍の影響で前年度の約６割の約 210 万泊にとどまった。令和３年度は約 247 万泊と回復傾向にある。

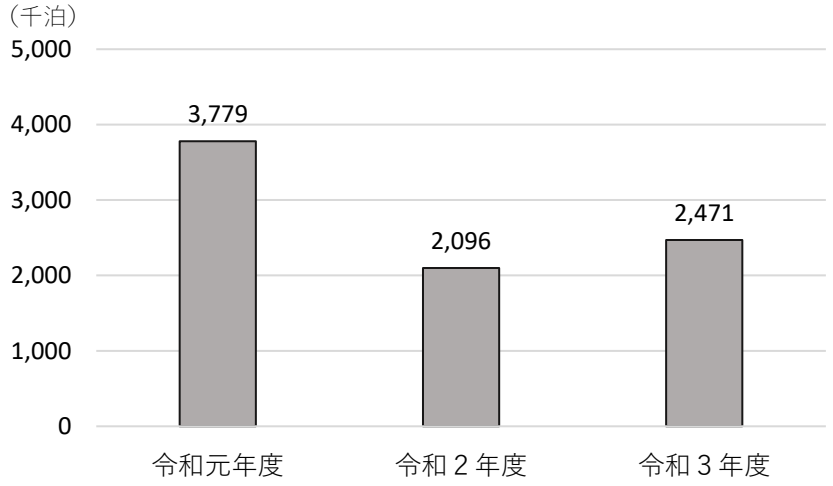

＜税率別＞

（単位：泊）

税率＼年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度	
200円	3,731,555	98.8%	2,058,775	98.2%	2,440,077	98.7%
500円	46,945	1.2%	37,047	1.8%	31,341	1.3%
合計	3,778,500		2,095,822		2,471,418	

＜施設種別別＞

（単位：泊）

種別＼年度	令和元年度		令和２年度		令和３年度	
ホテル・旅館	3,523,538	93.3%	1,973,341	94.2%	2,340,111	94.7%
簡易宿所	245,490	6.5%	118,814	5.7%	127,267	5.1%
住宅宿泊事業法届出施設（民泊）	9,472	0.3%	3,667	0.2%	4,040	0.2%
合計	3,778,500		2,095,822		2,471,418	

＜月別＞

（単位：泊）

年度＼申告月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
令和元年度		369,041	385,000	296,255	313,384	430,758	366,735	356,912	361,157	311,666	281,739	305,853	3,778,500
令和２年度	246,935	64,044	45,186	92,152	176,946	182,568	196,358	249,495	331,365	254,194	114,053	142,526	2,095,822
令和３年度	225,088	175,957	142,625	124,682	227,594	186,871	143,165	235,158	329,783	316,072	204,337	160,086	2,471,418

（３）登録施設数の推移

宿泊税を導入した令和元年度の登録施設数は 357 件、令和２年度は 442 件、令和３年度は 448 件とやや増加傾向にある。

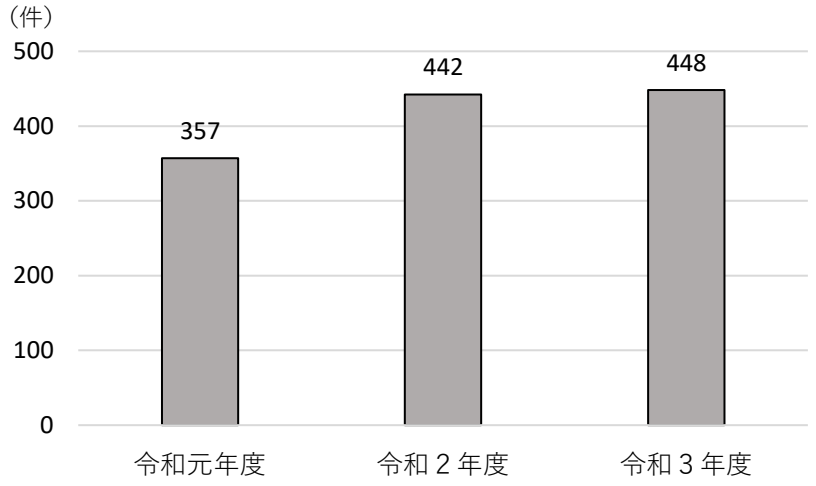

＜施設種別別＞

（単位：件）

種別　年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
ホテル	83	88	94
旅　館	45	48	48
簡易宿所	205	271	275
住宅宿泊事業法届出施設（民泊）	24	35	31
合計	357	442	448

（参考）

・旅館業の許可を受けた施設及び住宅宿泊事業法に基づく届出施設数（許可等施設数）

（単位：件）

種別　年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
ホテル	90	96	101
旅　館	54	52	52
簡易宿所	249	283	283
住宅宿泊事業法届出施設（民泊）	46	37	32
合計	439	468	468

・登録率（登録施設数／許可等施設数）

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
登録率	81.3%	94.4%	95.7%

・客室数

（単位：室）

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
客室数	12,833	13,205	14,284

２　税収の使途

次の３つを柱とした事業に活用している。

（1）まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興
①歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信 金澤町家の宿泊施設としての再生への支援 まちなかの街路樹や公園等の樹木への雪吊り　など
②伝統芸能の支援 芸妓文化や茶屋文化の継承への支援　など
③伝統文化・伝統工芸の振興 宿泊施設の工芸品展示への支援　など
④文化・スポーツ施設の充実 文化施設における展示機能の充実　など
⑤食文化の継承・振興 全日本高校生WASHOKUグランプリの開催　など
（2）観光客の受入れ環境の充実
①インバウンド対策の強化 多言語観光サイトによる情報発信　など
②宿泊施設等のおもてなし力の向上 おもてなし力を高める宿泊施設の改修を支援　など
③夜の観光の充実 夜間景観の創出　など
④誘客の推進 コンベンションの開催を支援　など
（3）市民生活と調和した持続可能な観光の振興
①持続可能な観光振興推進計画2021及びＳＤＧｓツーリズムの推進 SDGｓツアー認証制度の運用・周知　など
②住む人・訪れる人双方の交流促進 スポーツ大会参加選手と地域との交流事業を実施　など
③交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保 まちなかの無電柱化の推進　など
④歩いて楽しめるまちなかの実現 金沢駅東広場の環境整備　など
⑤公共シェアサイクルの利用促進 「まちのり」の運営
⑥まちの美化・地域との共存 まちなかの鳥害対策の強化　など
⑦特定地域への観光客の集中を緩和 金沢港周辺地域の活性化　など
⑧安全・安心の確保 宿泊施設の従業員に対する救命講習会の開催　など
徴税経費
徴税事務費、特別徴収事務交付金　など

Ⅳ　他自治体における宿泊税導入状況

<table>
<tr><th></th><th>東京都</th><th>大阪府</th></tr>
<tr><td>施行日</td><td>平成 14 年 10 月 1 日</td><td>平成 29 年 1 月 1 日</td></tr>
<tr><td>目的</td><td>国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため</td><td>大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため</td></tr>
<tr><td>納税義務者</td><td>東京都内のホテル又は旅館の宿泊者
（旅館業法に規定する旅館・ホテル営業の許可を受けてこれらの営業を行う施設）</td><td>大阪府内のホテル、旅館、簡易宿所、国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊施設に係る施設の宿泊者</td></tr>
<tr><td>税率</td><td>定額
<table><tr><th>宿泊料金（１人１泊当たり）</th><th>税額</th></tr><tr><td>１万円以上１万５千円未満</td><td>100 円</td></tr><tr><td>１万５千円以上</td><td>200 円</td></tr></table></td><td>定額
<table><tr><th>宿泊料金（１人１泊当たり）</th><th>税額</th></tr><tr><td>７千円以上１万５千円未満</td><td>100 円</td></tr><tr><td>１万５千円以上２万円未満</td><td>200 円</td></tr><tr><td>２万円以上</td><td>300 円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>徴収方法</td><td>特別徴収</td><td>特別徴収</td></tr>
<tr><td>免税点</td><td>宿泊料金が１人１泊１万円未満の宿泊</td><td>宿泊料金が１人１泊７千円未満の宿泊（※）

（※）令和元年６月１日から免税点を１万円未満から７千円未満に引き下げ</td></tr>
<tr><td>課税免除等</td><td>なし

※東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に伴う課税停止期間あり
（令和２年７月１日～令和３年９月30日）</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>使途</td><td>●消費拡大に向けた観光経営
●集客力が高く良質な観光資源の開発
●観光プロモーションの新たな展開
●ＭＩＣＥ誘致の新たな展開
●外国人旅行者の受入環境の向上
●日本各地と連携した観光振興</td><td>●受入環境整備の推進
・旅行者への観光案内、情報提供の充実・強化
・大阪での滞在時間を快適に過ごすための取組
・旅行者の安全・安心の確保
●魅力づくり
・魅力溢れる観光資源づくり
・効果的な誘客促進</td></tr>
<tr><td>税収規模</td><td>27.1億円（令和元年度調定額）
2.5億円（令和３年度調定額）</td><td>12.4億円（令和元年度調定額）
3.5億円（令和３年度調定額）</td></tr>
<tr><td>施行後の検討</td><td>条例施行後５年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、条例について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる</td><td>条例施行後５年ごとに、施策の効果及び条例の施行状況を勘案し、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる</td></tr>
<tr><td>参考</td><td>東京都ＨＰ</td><td>大阪府ＨＰ</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>京都市</th><th>倶知安町</th></tr>
<tr><td>施行日</td><td>平成 30 年 10 月 1 日</td><td>令和元年 11 月 1 日</td></tr>
<tr><td>目的</td><td>国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため</td><td>世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため</td></tr>
<tr><td>納税義務者</td><td>京都市内に所在する、旅館業法に定める旅館業を営む施設（同法に規定する下宿営業を除く）及び住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者</td><td>倶知安町内のホテル、旅館、民宿、ペンション、簡易宿所及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（いわゆる民泊）の宿泊者</td></tr>
<tr><td>税率</td><td>定額
<table><tr><th>宿泊料金（１人１泊当たり）</th><th>税額</th></tr><tr><td>２万円未満のもの</td><td>200 円</td></tr><tr><td>２万円以上５万円未満のもの</td><td>500 円</td></tr><tr><td>５万円以上のもの</td><td>1,000 円</td></tr></table></td><td>定率
１人当たり、１部屋あたり、１棟当たりについて
宿泊料金（100 円未満切り捨て）の２％</td></tr>
<tr><td>徴収方法</td><td>特別徴収</td><td>特別徴収</td></tr>
<tr><td>免税点</td><td>なし</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>課税免除</td><td>・修学旅行その他学校行事の参加者及びその引率者
・保育所等の施設が主催する行事に参加する満３歳以上の幼児及びその引率者（※）
（※）令和３年４月１日から課税免除対象を拡大</td><td>・幼稚園、小学校、中学校、高校等の修学旅行その他学校行事の参加者及び引率者
・倶知安町で職場体験を行うもの</td></tr>
<tr><td>使途</td><td>●市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備
●京都観光における更なる質・満足度の向上
●京都ならではの文化振興・美しい景観の保全</td><td>●リゾート地としての質の向上
・域内交通網の再整備
・ニセコ・羊蹄山の環境保全
・安全・安心なリゾートの形成
●リゾート地としての魅力の向上
・観光インフラの整備
・新幹線を意識したまちづくり</td></tr>
<tr><td>税収規模</td><td>42.3億円（令和元年度調定額）
16.7億円（令和３年度調定額）</td><td>1.8億円（令和元年度決算額）
0.7億円（令和３年度決算額）</td></tr>
<tr><td>施行後の検討</td><td>条例施行後５年ごとに、条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる</td><td>条例施行後５年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、条例について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる</td></tr>
<tr><td>参考</td><td>京都市ＨＰ</td><td>倶知安町ＨＰ</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>福岡県</th><th>福岡市</th></tr>
<tr><td>施行日</td><td>令和２年４月１日</td><td>令和２年４月１日</td></tr>
<tr><td>目的</td><td>観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実
その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため</td><td>福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てるため</td></tr>
<tr><td>納税義務者</td><td>福岡県内に所在する次の施設の宿泊者
・旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業・簡易宿所営業）を営む施設
・国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）を行う施設
・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（新法民泊）を営む施設</td><td>福岡市内に所在する旅館業法（下宿営業は除く）又は住宅宿泊事業法に係る宿泊施設の宿泊者</td></tr>
<tr><td>税率</td><td>定額
・北九州市、福岡市以外：宿泊者１人１泊当たり200円
・北九州市、福岡市　　：宿泊者１人１泊あたり50円

＊市町村が宿泊税を新たに課す場合、県税の税率は、宿泊者１人１泊あたり100円となる。</td><td>定額
<table><tr><th>宿泊料金（１人１泊当たり）</th><th>税額</th></tr><tr><td>２万円未満</td><td>150円</td></tr><tr><td>２万円以上</td><td>450 円</td></tr></table>＊県税率が追加となるため、宿泊者の負担は、２万円未満が 200 円、２万円以上で 500 円となる。</td></tr>
<tr><td>徴収方法</td><td>特別徴収</td><td>特別徴収</td></tr>
<tr><td>免税点</td><td>なし</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>課税免除</td><td>なし</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>使途</td><td>●県が主体的に行う施策
広域的な観点からの観光振興施策として次の事業を実施
・宿泊施設の多言語案内・情報発信、バリアフリー化等に対する支援
・インバウンド向け体験プログラムを含む旅行商品造成支援　など
●市町村に対する施策（交付金事業）
市町村が創意工夫を凝らして観光施策を実施できる交付金の交付（宿泊税を課す市町村を除く）</td><td>●九州のゲートウェイ都市機能強化
●大型ＭＩＣＥ等の集客拡大への対応
●地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進</td></tr>
<tr><td>税収規模</td><td>8.9億円（令和３年度調定額）</td><td>11.4億円（令和３年度調定額）</td></tr>
<tr><td>施行後の検討</td><td colspan="2">条例施行後３年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。その後においても、５年ごとに同様の検討を行う。</td></tr>
<tr><td>参考</td><td>福岡県ＨＰ</td><td>福岡市ＨＰ</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th>北九州市</th><th>長崎市</th></tr>
<tr><td>施行日</td><td>令和２年４月１日</td><td>令和５年４月１日</td></tr>
<tr><td>目的</td><td>観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため</td><td>都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため</td></tr>
<tr><td>納税義務者</td><td>北九州市内に所在する次の宿泊施設の宿泊者
・旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業・簡易宿所営業）を営む施設
・国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）を行う施設
・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（新法民泊）を営む施設</td><td>長崎市内に所在する宿泊施設（民泊含む）への宿泊者</td></tr>
<tr><td>税率</td><td>定額
・宿泊者１人１泊につき150円

＊県税率が追加となるため、宿泊者の負担は 200 円となる。</td><td>定額
<table><tr><th>宿泊料金（１人１泊当たり）</th><th>税額</th></tr><tr><td>１万円未満のもの</td><td>100 円</td></tr><tr><td>１万円以上２万円未満のもの</td><td>200 円</td></tr><tr><td>２万円以上のもの</td><td>500 円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>徴収方法</td><td>特別徴収</td><td>特別徴収</td></tr>
<tr><td>免税点</td><td>なし</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>課税免除</td><td>なし</td><td>・修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者
・部活動又は地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者</td></tr>
<tr><td>使途</td><td>●北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信
●旅行者の受入環境の充実
●その他の観光の振興を図る施策</td><td>●都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策</td></tr>
<tr><td>税収規模</td><td>2.7億円（令和３年度調定額）</td><td>4.4億円（税収見込額）</td></tr>
<tr><td>施行後の検討</td><td>条例施行後は３年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。
以降は５年毎に同様の検討を行う。</td><td>施行後３年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる</td></tr>
<tr><td>参考</td><td>北九州市ＨＰ</td><td>長崎市ＨＰ</td></tr>
</table>

Ⅴ　アンケート結果

●集計上の留意事項

・各設問の集計は、無回答を除いた合計を母数（100%）として各選択項目の回答数の割合を示している。

・パーセンテージについては、小数第１位を四捨五入しているため、構成比の合計は必ずしも 100%に一致しない。

・表記のスペース上煩雑になるのを避けるため、０%の値を省略しているものがある。

・複数回答の設問は、有効回答者数を母数（100%）としているため、選択項目の回答数の割合は、合計すると 100%以上となる。

・「ｎ」は有効回答数を表している。

1　宿泊事業者アンケート

（1）調査結果要旨

〇施設について

・回答施設のうち、簡易宿所、ホテルがそれぞれ 42%、39%と約 4 割、旅館が 16%となっている。

・予約方法の約 8 割は WEB からの予約であり、次いで電話予約が多い。

・宿泊料金の平均単価は、10,000 円未満が 79%と約 8 割、10,000 円～20,000 未満が 15%を占める。宿泊税が 500 円となる「20,000 円以上」の施設は 6%で、旅館が多い。「3,000 円未満」は 7%で、簡易宿所が多い。

〇宿泊税について

・直近 1 か月の宿泊税についての問い合わせは、「ない」が 74%と 7 割を超えて最も多いが、月に「3～10 件」と「11～20 件」を合わせると、全体の 11%と約 1 割ある。旅館は、問い合わせが比較的少ない。

・問い合わせ内容は、払う理由、税額、宿泊税とはどのようなものか、が多い。

・宿泊税についての周知・説明方法は、「宿泊予約サイトの予約ページに記載している」が 52%で最も多く、複数の方法で周知・説明を行っている事業者が多い一方、「特に行っていない」との回答も 11%と約 1 割ある。また、ホテル、旅館では、それぞれ 51%、50%と約 5 割の施設がチェックイン又はチェックアウトの際や予約受付の際に説明しているが、簡易宿所で説明している施設は 35%と約 3 割程度となっている。

・宿泊客からの反応は、大部分は特に問題ないとしている。

・宿泊税の周知について今後必要な取り組みとして、多言語対応に関する意見が多く挙げられた。

・特別徴収事務で苦労していることは、「特にない」が最も多いほか、次いで「宿泊税納入書による納入」「宿泊税納入申告書の作成・提出」が多い。

・宿泊税の使いみちについては、「宿泊施設等の改修支援など観光客受入れ環境の充実」が最も多く、次いで「歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信」「交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保」が多い。

（2）集計結果

①施設について

問２　施設種別

・「簡易宿所」が 42%で最も多く、次いで「ホテル」が 39%、「旅館」が 16%となっている。

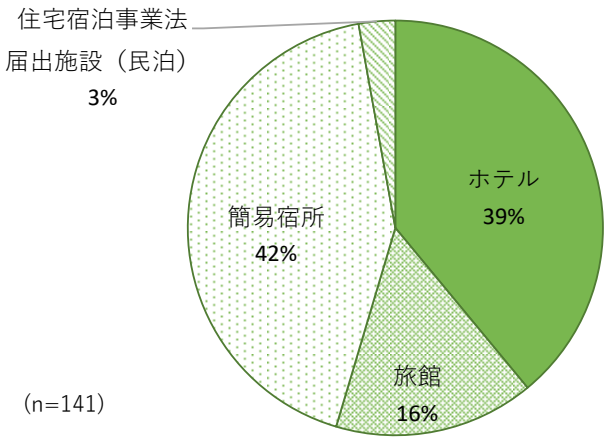

②施設の利用状況について

問３　令和３年（2021 年）の１年間で最も多い予約方法

・「OTA（※）での予約」が 70%で最も多く、次いで「電話での予約」が 14%、「貴施設ホームページからの予約」が 9%となっている。

（※）ＯＴＡ…Online Travel Agent（オンライン・トラベル・エージェント）の略語で、インターネット上だけで取引が完結する旅行会社のこと

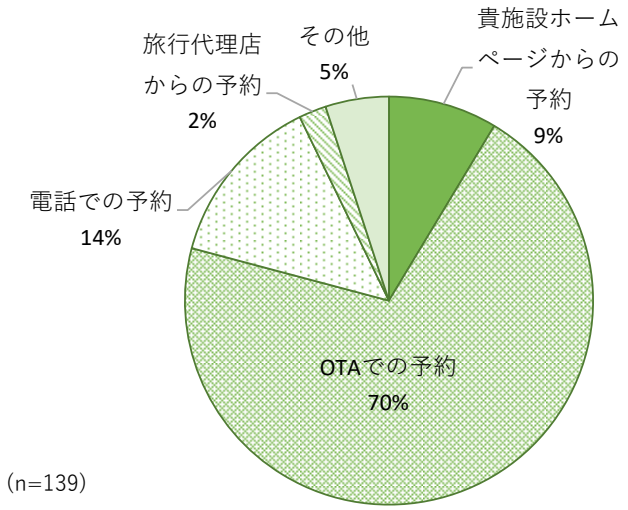

※複数回答は無効として集計

その他回答	回答数
予約は取っていない	5
2022年3月1日オープンの為　過去実績無し	1
葬祭業なのでお客様からの依頼により直接お聞きする	1

■施設種別別

・簡易宿所では「OTA での予約」が他の種別と比べて高い。

・「その他」の回答はすべてホテルで、様々な形態の宿泊施設が含まれていることが窺える。

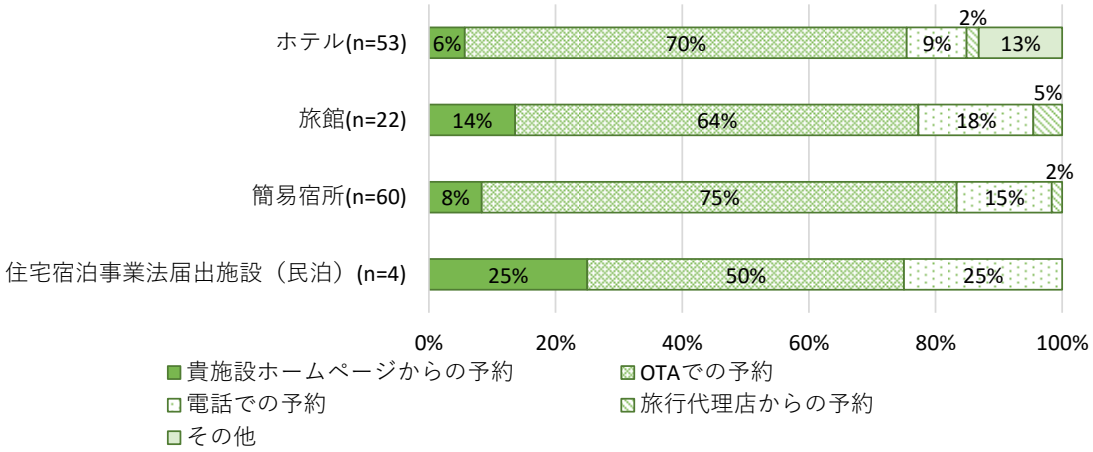

問４　一人当たりの宿泊料金（飲食代等を含まない素泊まり相当の料金）の平均単価

・「5,000 円～7,000 円未満」が 27%で最も多く、次いで「3,000 円～5,000 円未満」が 23%、「7,000 円～10,000 円未満」が 22%となっている。

・10,000 円未満が 79%と約 8 割を占めている。

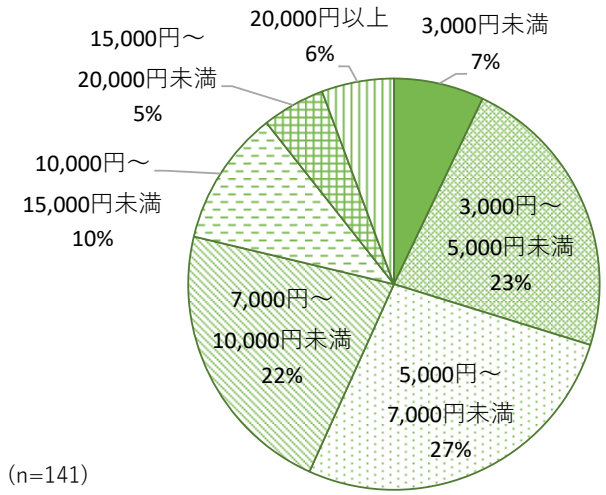

■施設種別別

・旅館は「20,000 円以上」が 32%で、他の施設種別に比べて高い。

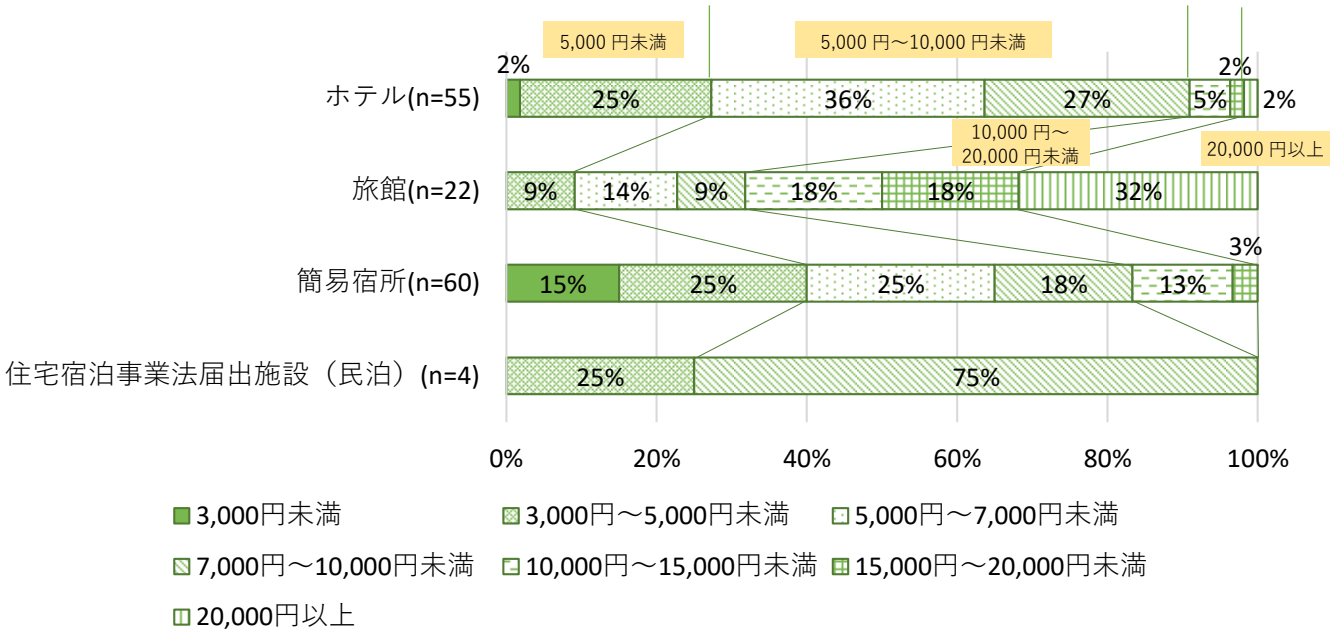

③宿泊税について

問５　宿泊税についての問い合わせ（直近１か月）

・「ない」が 74%で最も多く、次いで「1～2 件」が 15%、「3～10 件（週 1、2 回程度）」が 8%となっている。

・「21 件以上（週 5 回程度以上）」との回答はなかった。

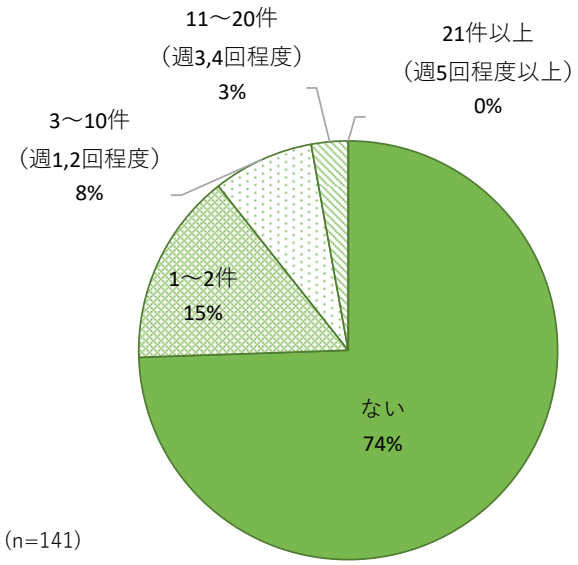

■施設種別別

・旅館は「ない」が 95%で、他の施設種別に比べて高い。

・ホテルは「3～10 件（週 1、2 回程度）」が 18%で他の施設種別に比べて高い。

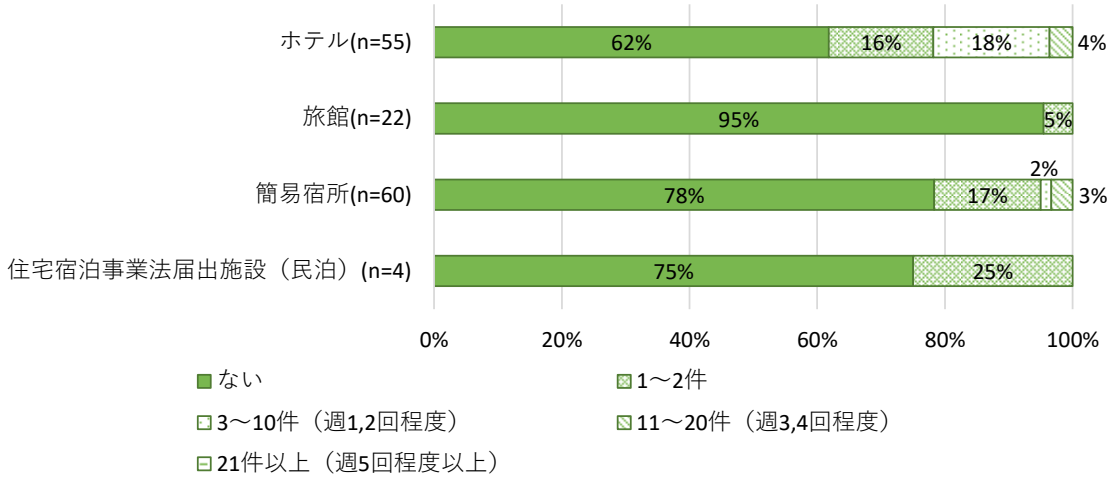

問６　宿泊者からの質問内容（複数回答）
（問５で問い合わせが「ない」とした施設以外への限定質問）

・「なぜ払わなければいけないのか」が 56%で最も多く、次いで「宿泊税はいくらかかるのか」が 53%、「宿泊税とはどのようなものか」が 50%となっている。

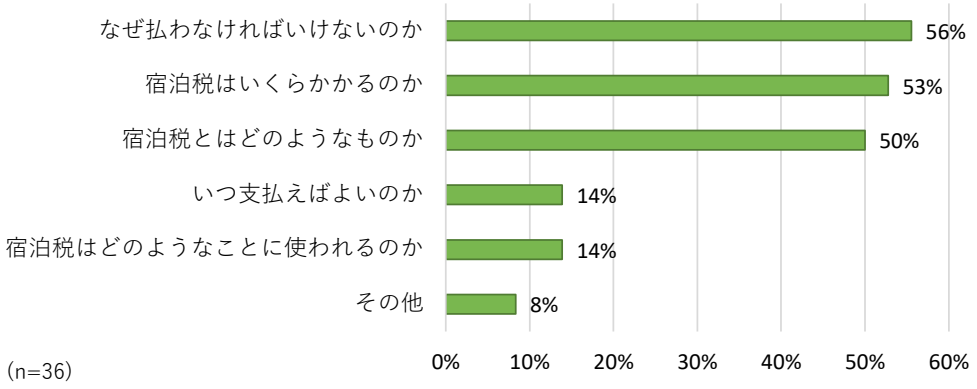

その他回答	回答数
消費税宿泊税全て込みの値段にできないのか	1
安い宿もビジネスも同じ額はおかしくないか	1
公的割引支援をやってまで宿泊者を増やそうとしているのに宿泊税を取るのは本末転倒だ	1
市民にとっては二重課税だ、との苦情	1

■施設種別別

・ホテルと簡易宿所を比べると、ホテルは「宿泊税はいくらかかるのか」が 62%で、簡易宿所に比べて高い。（旅館と民泊は回答数が 1 件のみの回答）

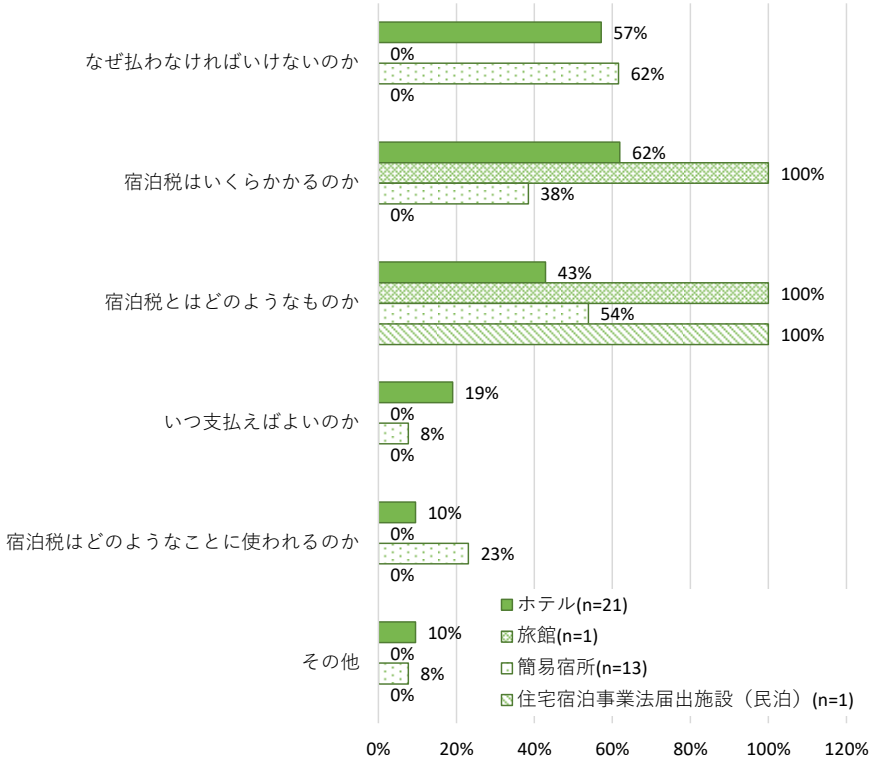

問７　宿泊税についての周知・説明方法（複数回答）

・「宿泊予約サイトの予約ページに記載している」が 52%で最も多く、次いで「チェックイン又はチェックアウトの際に説明している」が 44%、「金沢市が作成した卓上 POP を掲示している」が 43%となっている。

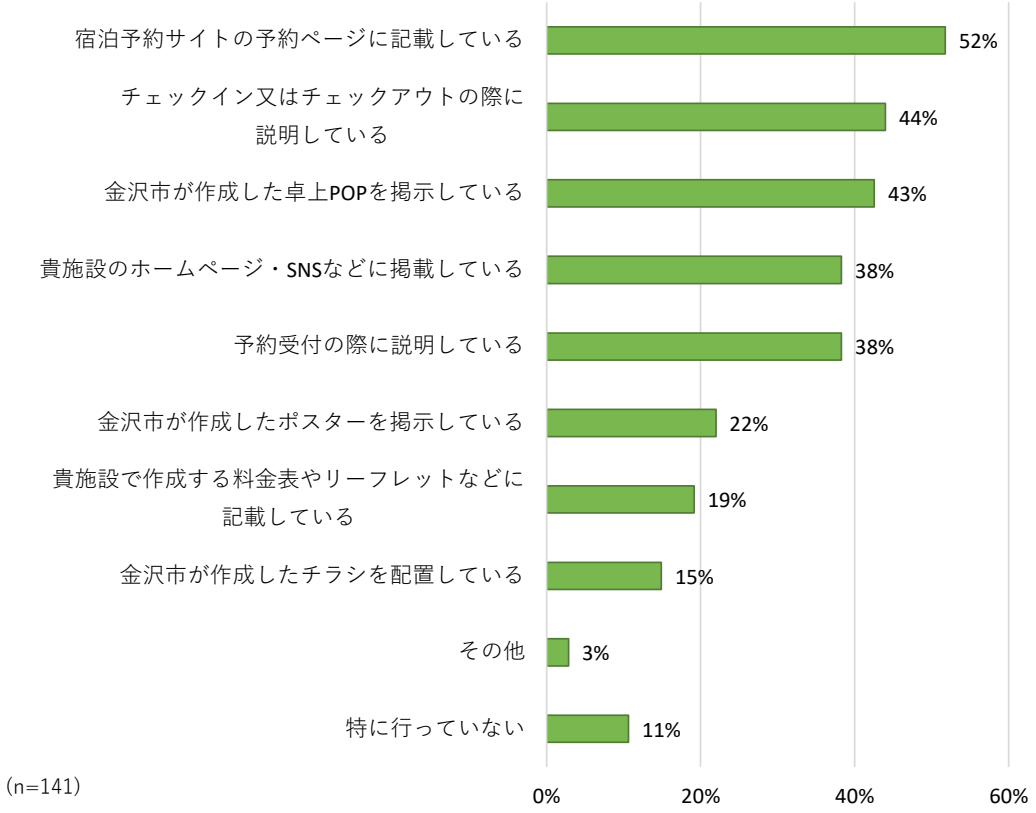

その他回答	回答数
チェックインの際に提示するファイルに挟み込んでいる	1
領収書に明記している	1
予約受付時に自動送信メールを送っておりその中に記載してある	1
お客様より宿泊税についてご質問があった際に回答している	1

■施設種別別

・簡易宿所は「宿泊予約サイトの予約ページに記載している」が 40%で、他の施設種別に比べて低い。

・ホテルや旅館では、「チェックイン又はチェックアウトの際に説明している」「予約受付の際に説明している」が 44～51%あるが、簡易宿所では 32～35%で、直接説明までしている施設はホテルや旅館に比べて少ない。

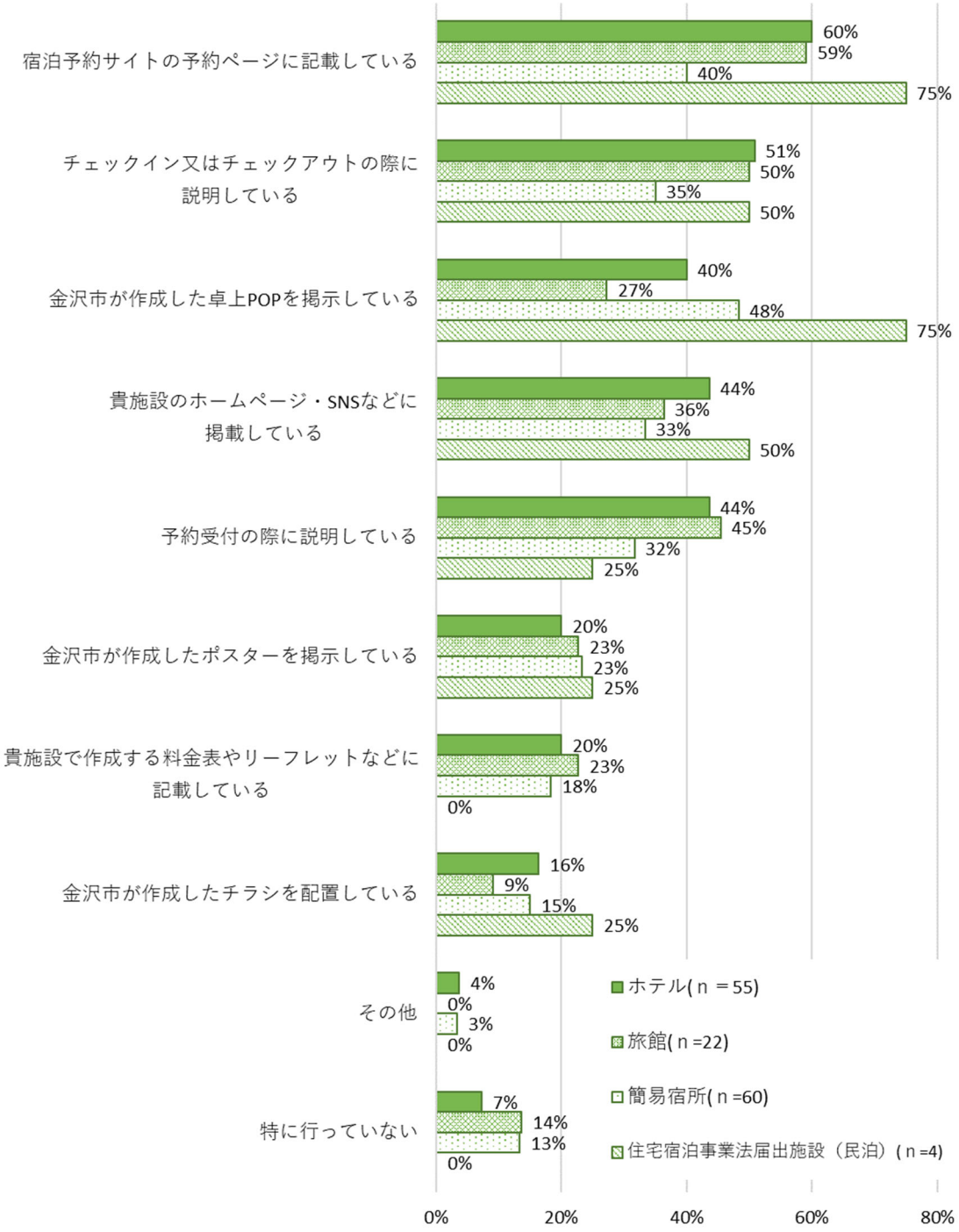

問８　宿泊税の周知、説明に対する宿泊客の反応（直近１か月）
（問７で「特に行っていない」と回答した施設以外への限定質問）

・「説明を行えば概ね理解を示してもらえることが多い」が 43%で最も多く、次いで「宿泊税の支払いについて知っており、改めて説明する必要がないことが多い」が 25%、「特にない」が 15%となっている。

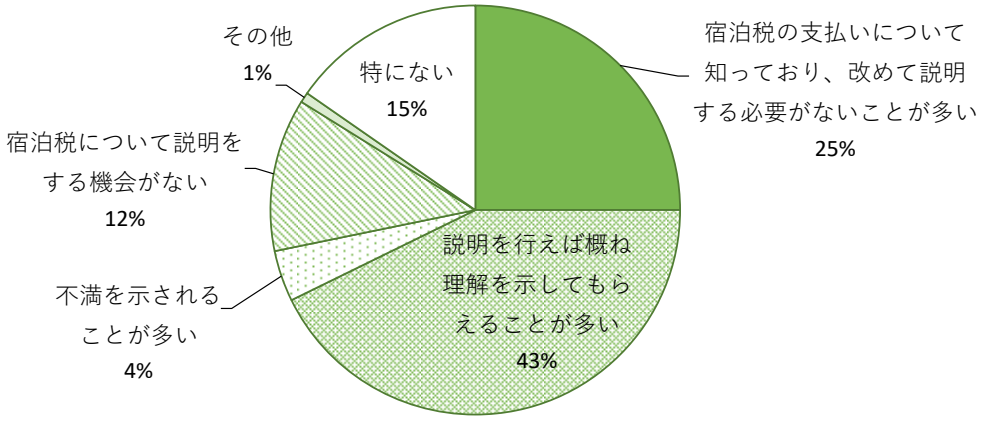

（n=124）

※複数回答は無効として集計

その他回答	回答数
海外OTA等、サイトによっては一番最後の記載で気づかず、現地での料金が割増に見えるため不満を示されることが多い	1

■施設種別別

・簡易宿所、民泊は「宿泊税について説明をする機会がない」が他の種別より高い。

・旅館、民泊では「不満を示されることが多い」との回答がない。

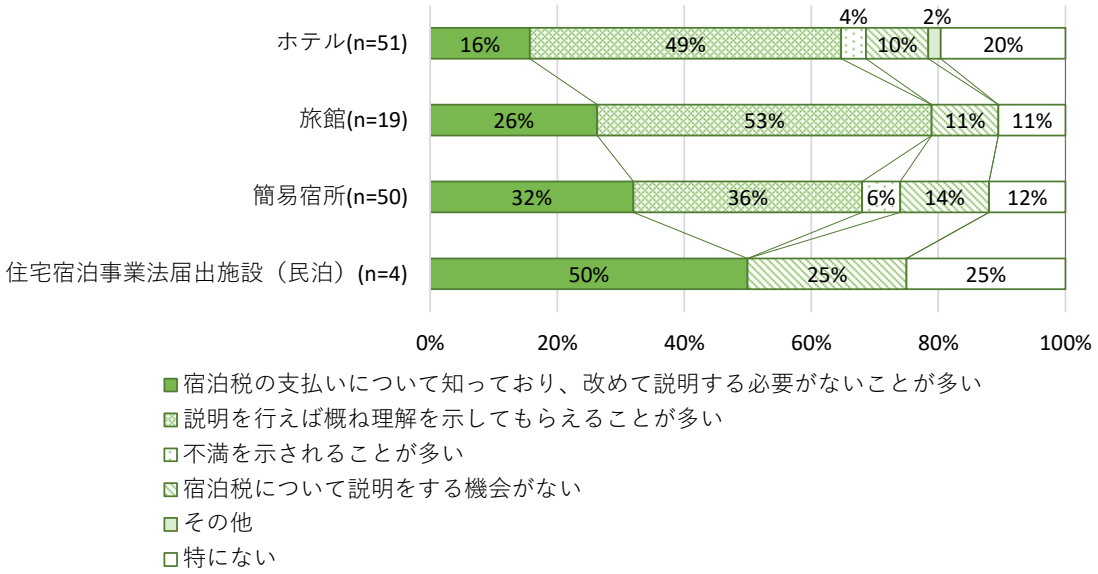

問９　宿泊税の周知について今後必要な取り組み（自由回答）

・「多言語に対応した広告物を作成して配布してほしい」「宿泊税の使いみちを公表してほしい」という意見が多い。

分　類	回答数
多言語に対応した広報物を作成して配布してほしい	17
宿泊税の使いみちを公表してほしい	7
現状のままでよい	5
インバウンド客の回復に向けて準備をしてほしい	1
各予約サイトへの宿泊税の案内を掲載してほしい	1
各予約サイトの領収書への記載を周知してほしい	1
従業員が宿泊税の目的や使用例などの理解度を高める取り組みをしてほしい	1
旅行代理店への通知	1
入湯税と宿泊税の違いについて認知されるよう明確にしてほしい	1
広報活動必要なし	1

問 10　宿泊税の特別徴収事務で最も苦労していること

・「特にない」が 40%で最も多く、次いで「宿泊税納入書による納入」が 18%、「宿泊税納入申告書の作成・提出」が 12%となっている。

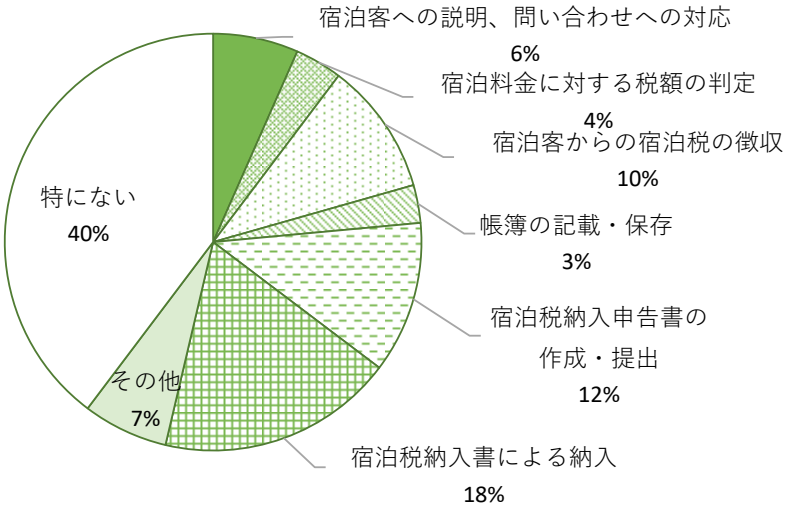

(n=136)

※複数回答は無効として集計

その他回答	回答数
照合	1
領収書の作成	1
銀行からの納入手続き	1
エージェントからの予約が税込みなのか外なのか判別が困難	1
2,000円～3,000円台は100円にするとか工夫するべき	1
納入場所が少ない	1
OTA、旅行会社、プランによって徴収方法が異なる	1
特別徴収義務者ではないので答えられない	1
全施設から徴収しながら宿泊税の１割を支出する施設改修補助事業では一部施設を除外しているため、除外されているラブホテルには心理的はもちろんのこと経営的にもに不利である	1

■施設種別別

・ホテルでは「宿泊客への説明、問い合わせへの対応」が 13%で他の施設種別に比べて高い。

・旅館では「宿泊客への説明、問い合わせへの対応」「宿泊料金に対する税額の判定」との回答がない。また、「特にない」が 55%と他の施設種別に比べて高い。

・簡易宿所は「宿泊税納入書による納入」が 33%で、他の施設種別に比べて高い。

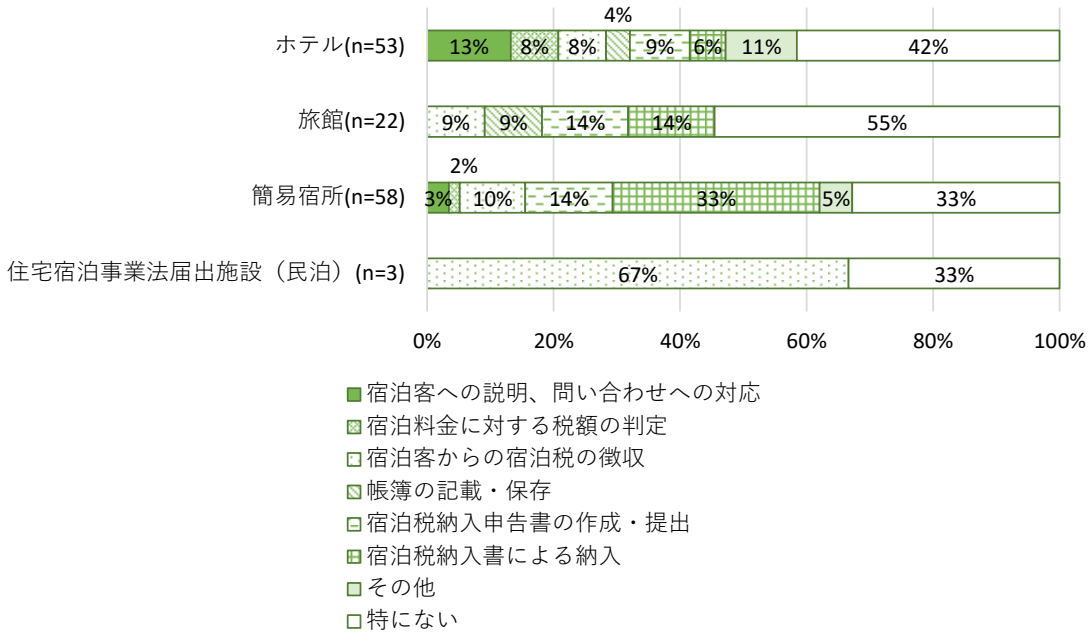

④宿泊税の活用について

問 11　宿泊税の使いみちについて、望ましいと思うもの（複数回答）

・「宿泊施設等の改修支援など観光客受入れ環境の充実」が 67%で最も多く、次いで「歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信」が 63%、「交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保（まちなかの交通円滑化・無電柱化など）」が 40%となっている。

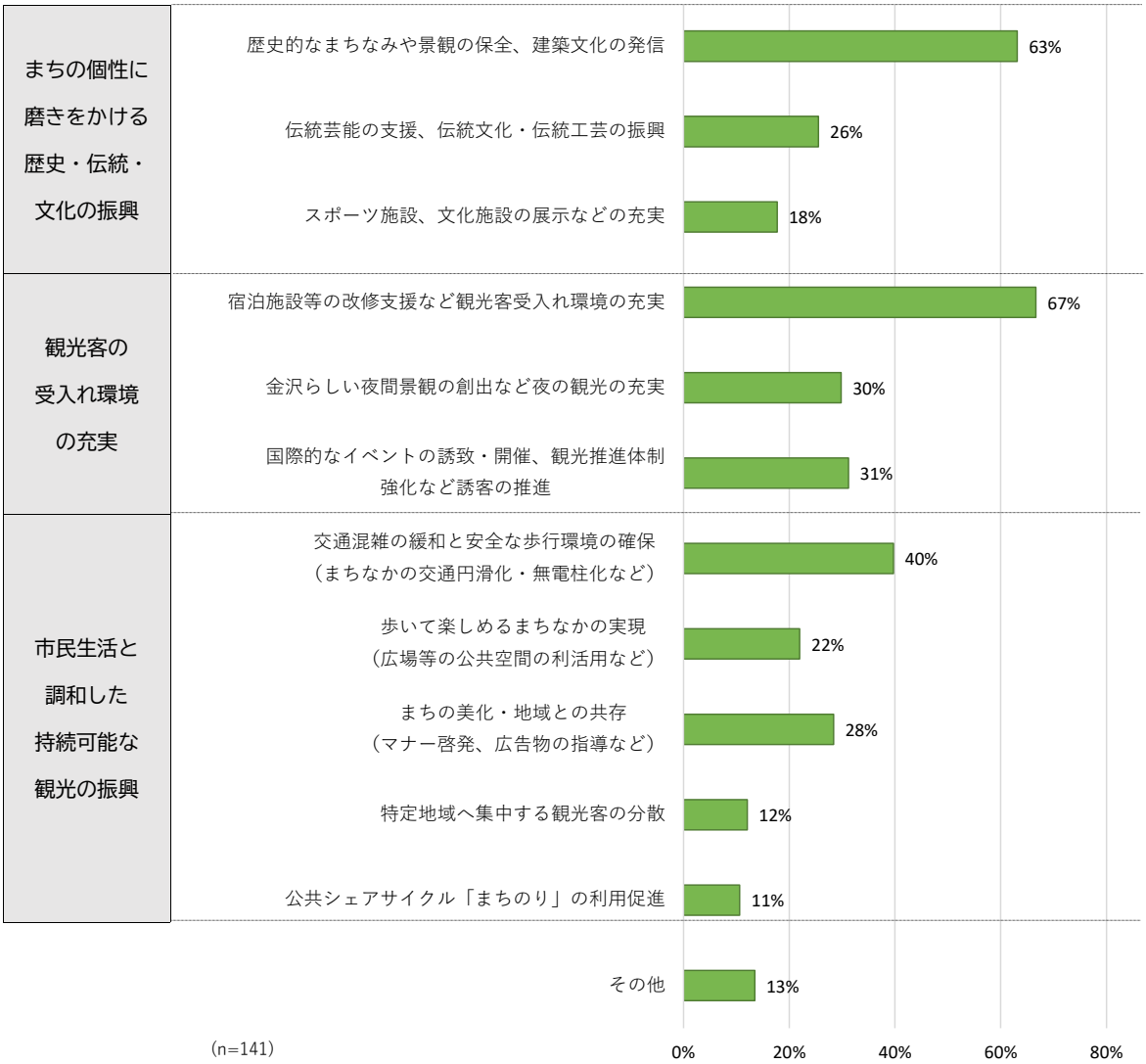

その他回答	回答数
特になし	3
夜間や早朝イベントの創出	2
大雪対策	2
新たな観光スポットの創出	1
金沢らしい景観の保全・改修・演出	1
合宿や修学旅行に対する補助の拡充	1
外国語のホームページ改修の補助	1
国際都市を目指し多言語対応の強化	1
宿泊税のデジタル徴収	1
カラスのフン対策	1
ふらっとバスのルート変更	1

■施設種別別

・旅館は「宿泊施設等の改修支援など観光客受入れ環境の充実」が 86%で、他の施設種別に比べて高い。

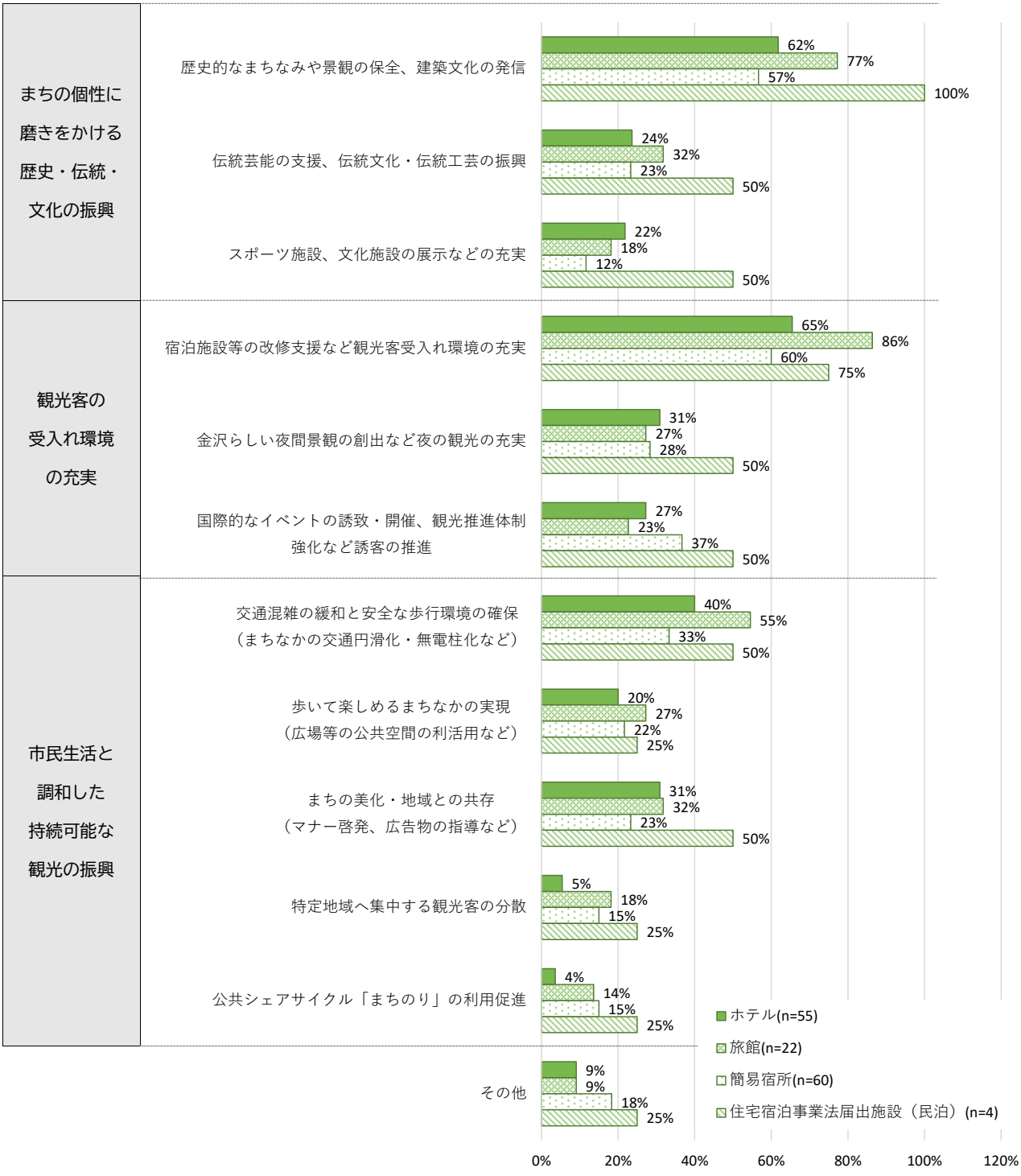

⑤宿泊税に関する意見、要望

・「宿泊税の納入方法について」「宿泊税の徴収について」の意見が多い。

分　類	回答数
宿泊税の納入方法について	21
宿泊税の徴収について	12
宿泊税の情報公開について	5
宿泊事業者への支援について	3
宿泊税の使いみちについて	4
宿泊税への反対意見	3
公共シェアサイクル「まちのり」について	2
アンケートについて	3
その他	2

主な意見	回答数
宿泊税の納入方法について	
電子納税（クレジットカード・二次元コードでの支払い）の導入	13
コンビニ納入の導入	2
宿泊者からのダイレクト納付の方法	2
口座引き落としを可能にしてほしい	1
宿泊税の徴収について（税額、徴収対象者等）	
低価格帯の宿（例えば５千円以下）の徴収免除	6
仕事目的で来る方の免除	2
連泊の場合の徴収免除	1
合宿や修学旅行に対する補助制度の拡充と利用者への周知	1
宿泊税の情報公開について	
使途の内容、金額の公開	5
宿泊事業者への支援について	
「五感にごちそう」宿泊補助の継続	1
特別徴収事務交付金の継続	1
宿泊税の使いみちについて	
観光都市として景観の保全（街中の道路沿いの雑草、電柱、違法性の高い看板・のぼり旗規制）	1
無料 Wi-Fi の設置	1
今後の使途の宿泊事業者の意見反映	1
観光客増加につながる取り組み	1
施設改修支援のラブホテル除外はおかしい	1
宿泊税への反対意見	
宿泊税廃止の検討	1
コロナ禍で経営に苦しい業界から徴収することが正しいとは思えない 導入時にも反対意見を少数異論だと無視し解決しようともしなかった過去もあり懸念	1
金沢の都市規模での宿泊税徴収は都市としての身の丈にあっていない	1
公共シェアサイクル「まちのり」について	
ホテルへの公共シェアサイクル「まちのり」設置	1
その他	
現状の納入方法等に不満なし	1

２　宿泊客アンケート

（１）調査結果要旨

〇来訪状況について

・回答者の 69%と約 7 割が宿泊税導入後初めての来訪で、31%と約 3 割が 2 回以上の来訪者であった。

・来訪目的は、92%と約 9 割が観光であった。

・宿泊施設は 95%と 9 割以をホテル・旅館が占め、若い世代を中心に、簡易宿所等の利用が若干ある。

・予約媒体は、旅行会社のホームページや宿泊予約サイトが最も多く、宿泊施設のホームページも含め、全体の 8 割以上は WEB で予約している。60 歳以上では、59 歳以下に比べて、宿泊施設への電話や旅行会社の窓口での予約が多い。

〇宿泊税について

・回答者の 59%と約 6 割は、調査時点で宿泊税について認知しておらず、20%が訪問前から、21%が今回の訪問で認知した。宿泊税導入後 2 回目以上の来訪の人は、初めての人より訪問前から知っている人が多いが、2 回以上来訪していても、認知していないままの人が約 4～6 割おり、周知が進んでいるとは言い難い。

・宿泊税の導入を認知している人の 24%と約 1/4 は、いくら支払ったかまでは把握していない。

・宿泊税を知ったきっかけは、宿泊施設のフロントでの説明が最も多い。

・宿泊税に関する 3 つの事項（対象者、税額、徴収者）についての認知度にあまり差はなく、それぞれ、来訪回数が多いほど訪問前から認知している割合が多い。

・宿泊税がかかることを事前に知らなかった人が、もし事前に知っていても、96%は影響なく市内に泊ったと回答しており、宿泊税が宿泊地選択に与える影響は少ない。

・宿泊税の使いみちについては、「歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信」が年齢、来訪回数に関わらず最も多い。次いで「伝統芸能の支援、伝統文化・伝統工芸の振興」、「金沢らしい夜間景観の創出など夜の観光の充実」と続き、景観や文化に関することが多く挙げられた。その他の自由回答では、公共交通の充実について多く挙げられた。

（２）集計結果

①金沢市への来訪状況について

問１　過去３年半（平成 31 年４月以降）の来訪回数

・今回を含めて「1 回」が 69%で最も多く、2 回以上が合計 31%となっている。

・「5 回以上」という人も 7%いる。

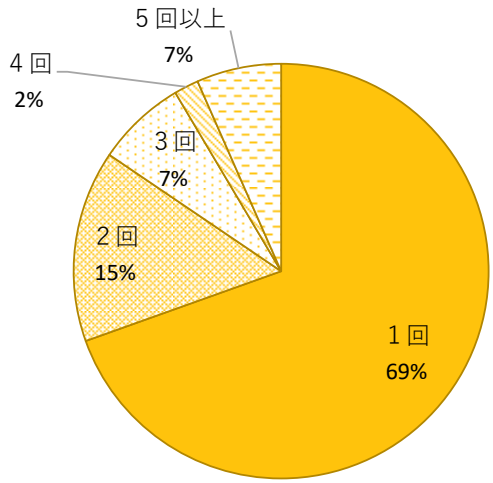

（n=1198）

■年齢別

・60 歳以上では「2 回以上」が 39%と約 4 割で、他の年代に比べて高い。

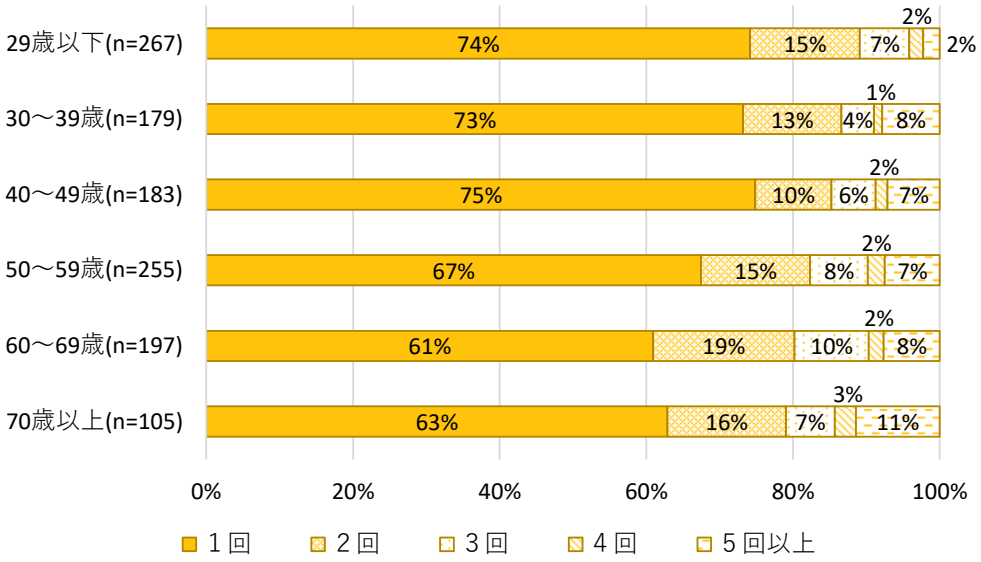

問２　金沢市への来訪の主な目的

・「観光」が 92%で大半を占めている。

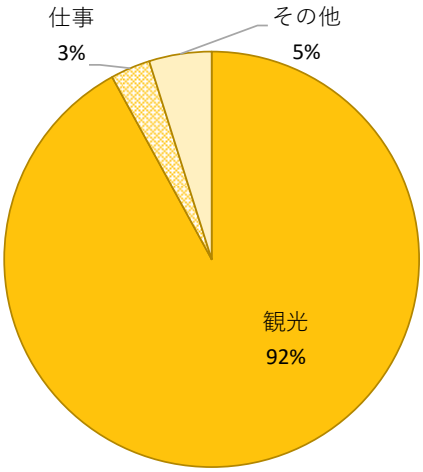

(n=1193)

その他回答	回答数
子ども・孫に会うため	8
イベント	7
結婚式	7
スポーツ観戦	5
帰省	4
卓球の試合	4
オープンキャンパス	3
コンサート	2
墓参り	2
法事・葬式	2
その他	11

■年齢別

・年齢別による大きな違いはみられない。

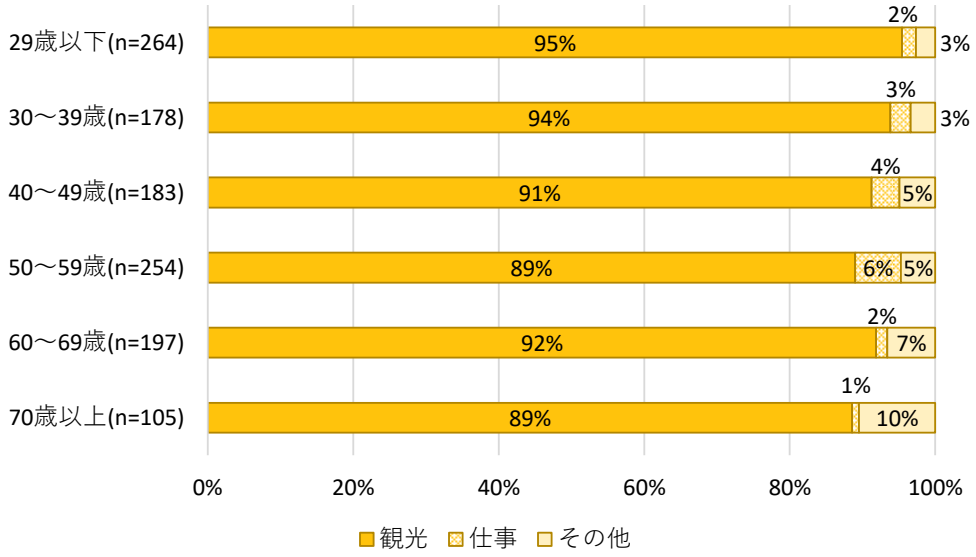

■来訪回数別

・５回以上は「観光」が 65%で、他の回数に比べて少なく、仕事やその他の目的の人が多い。

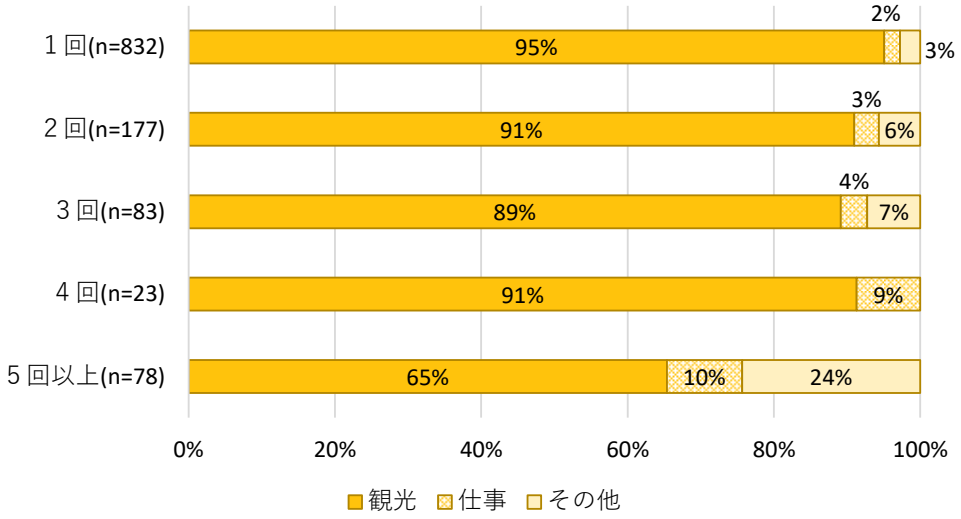

問３　今回利用した金沢市内の宿泊施設

・「ホテル・旅館」が 95%で大半を占めている。

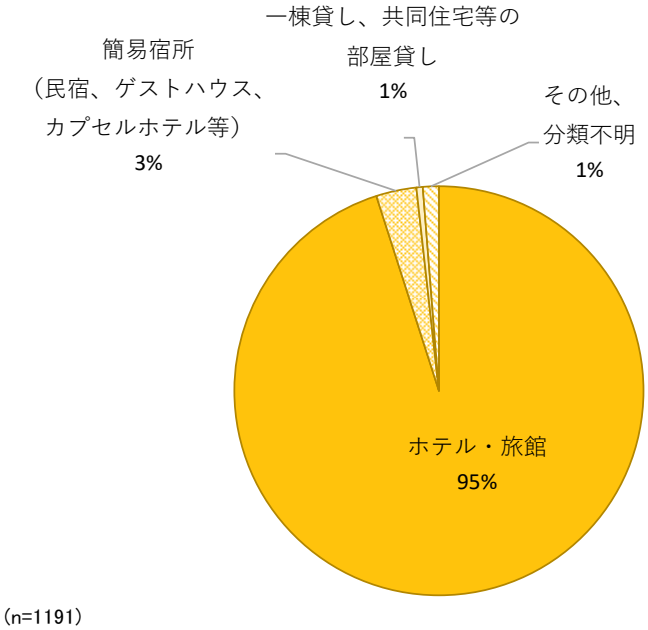

（n=1191）

その他回答	回答数
キャンプ場・ログキャビン	1

■年齢別

・いずれの年代も「ホテル・旅館」が 9 割以上を占めているが、若い世代では「簡易宿所」も若干みられる。

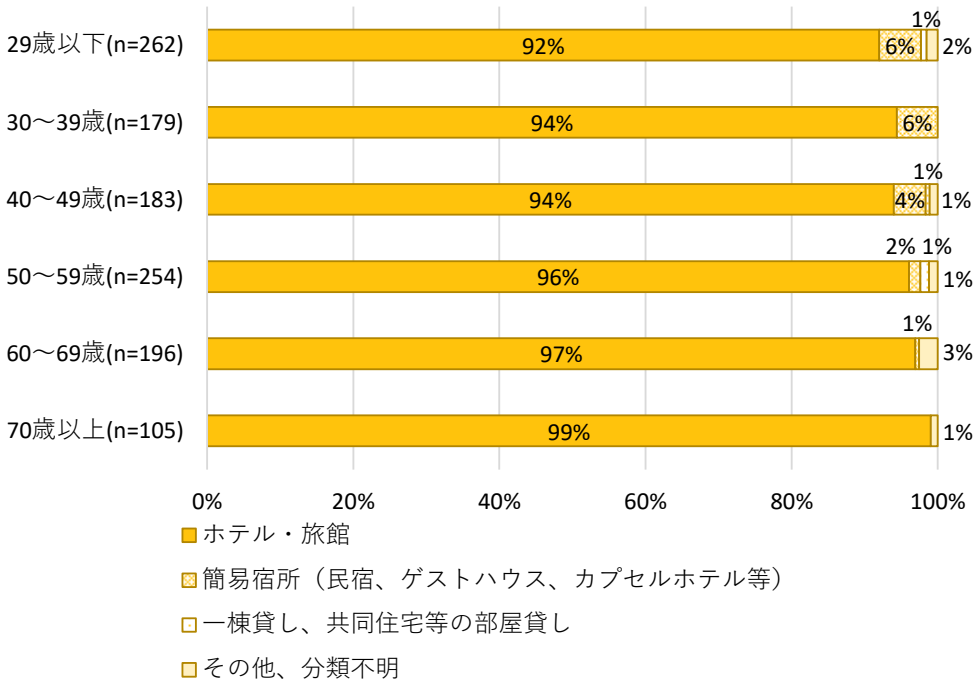

■来訪回数別

・4 回は「ホテル・旅館」が 83%で、他の回数に比べて低い。

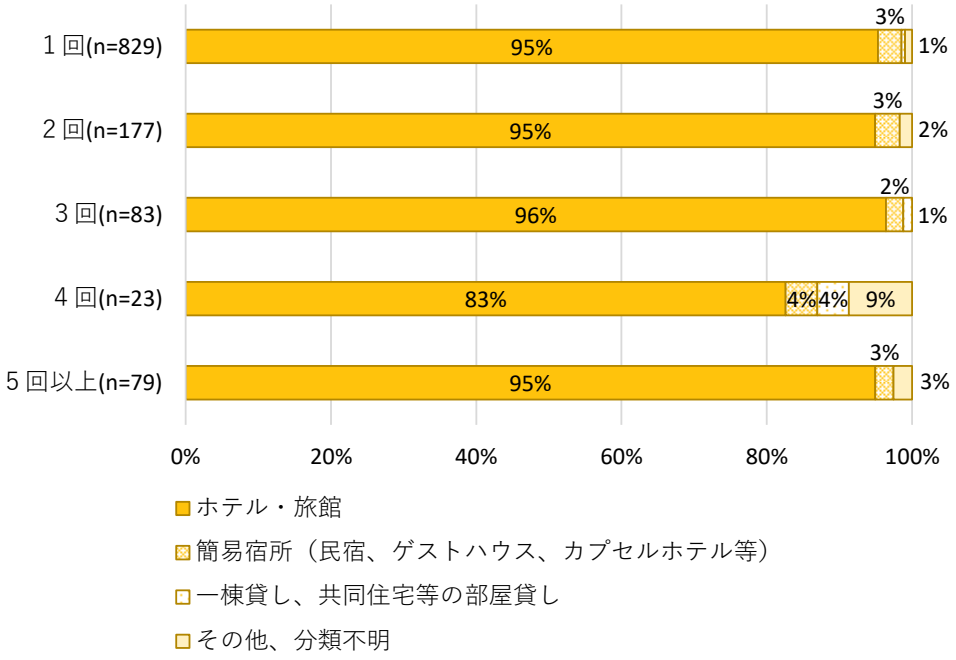

問４　宿泊施設を予約した際に利用した媒体

・「旅行会社のホームページや宿泊予約サイト」が 64%で最も多く、次いで「宿泊施設のホームページ」が 18%、「旅行会社の窓口（パッケージ旅行を含む）」が 7%となっている。

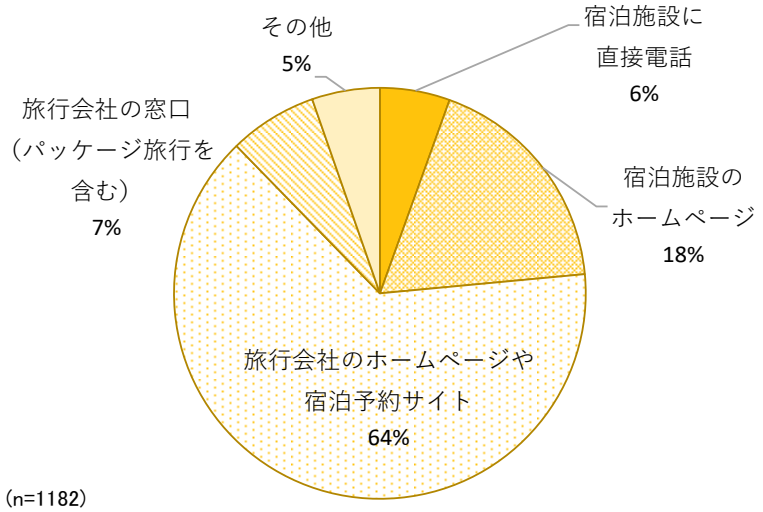

その他回答	回答数
会社が手配	8
友人・知人が手配	7
子どもが手配	3
新聞・チラシ	3
予約無しで宿泊	2
国際ホームタウン	2
ホテルの会員	2
その他	14

■年齢別

・70 歳以上は「宿泊施設に直接電話」が 19%で、他の年齢に比べて高い。

・年齢が高くなるに従い、「宿泊施設に直接電話」「旅行会社の窓口」の割合が高くなっている。

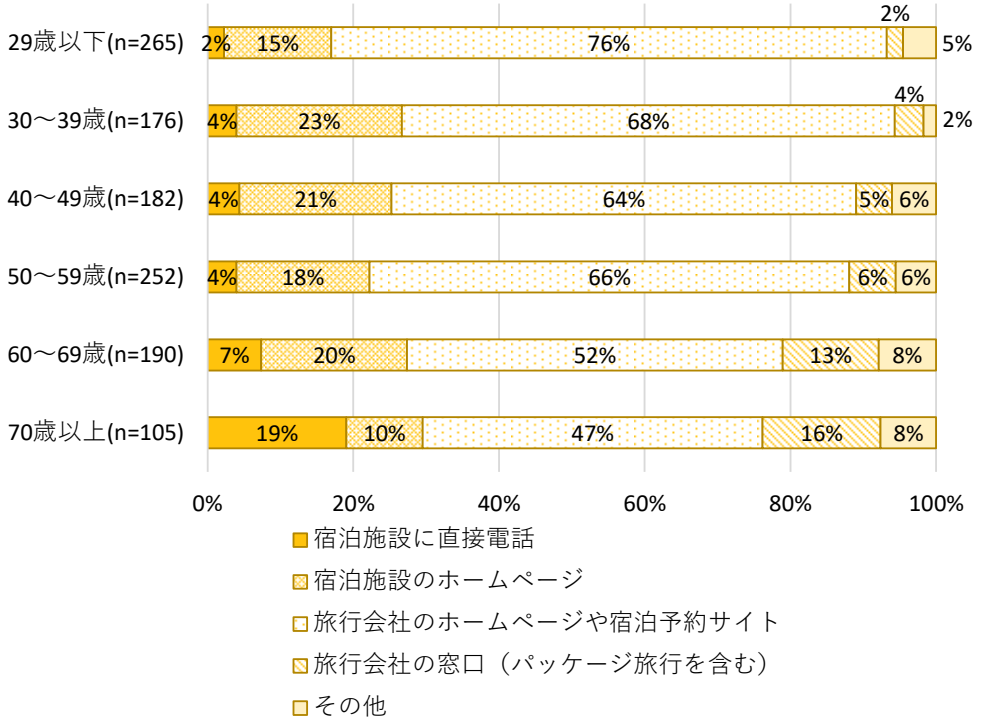

■来訪回数別

・来訪回数別による大きな違いはみられない。

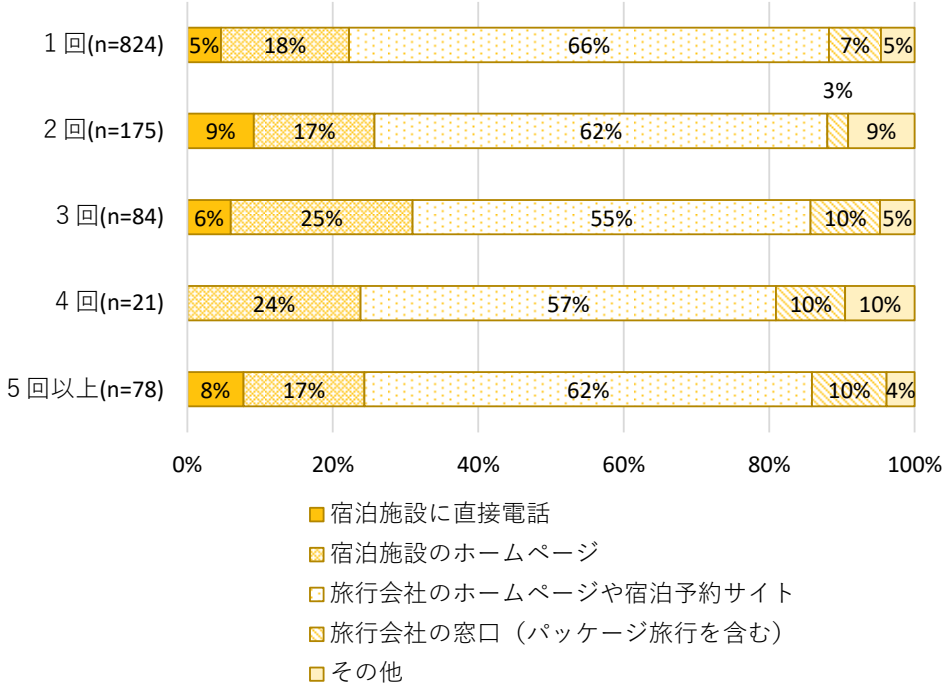

②宿泊税について

問５　宿泊税導入の認知度

・「知らない」が 59%と約 6 割を占め、最も多くなっている。

・「金沢市を訪問する前から知っている」（21%）、「今回金沢市を訪問してから知った」（20%）と合わせると、認知度は約 4 割である。

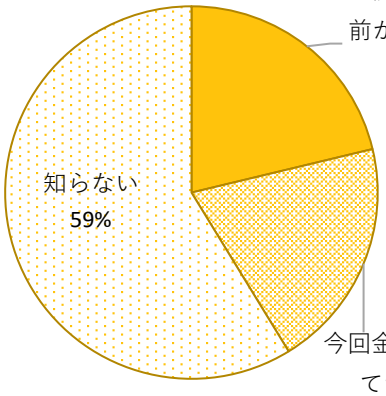

（n=1195）

■年齢別

・年齢が高くなるに従い、「知らない」の割合が高くなっている。

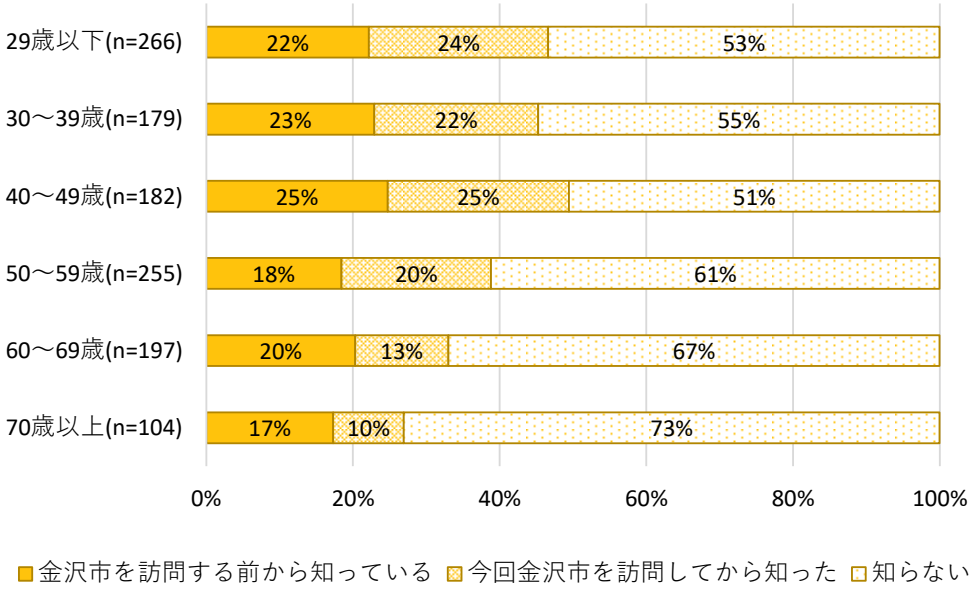

■来訪回数別

・5 回以上では「金沢市を訪問する前から知っている」が 47%で、他の回数に比べて高い。しかし、2 回以上来訪していても、「知らない」が 4～6 割を占めている。

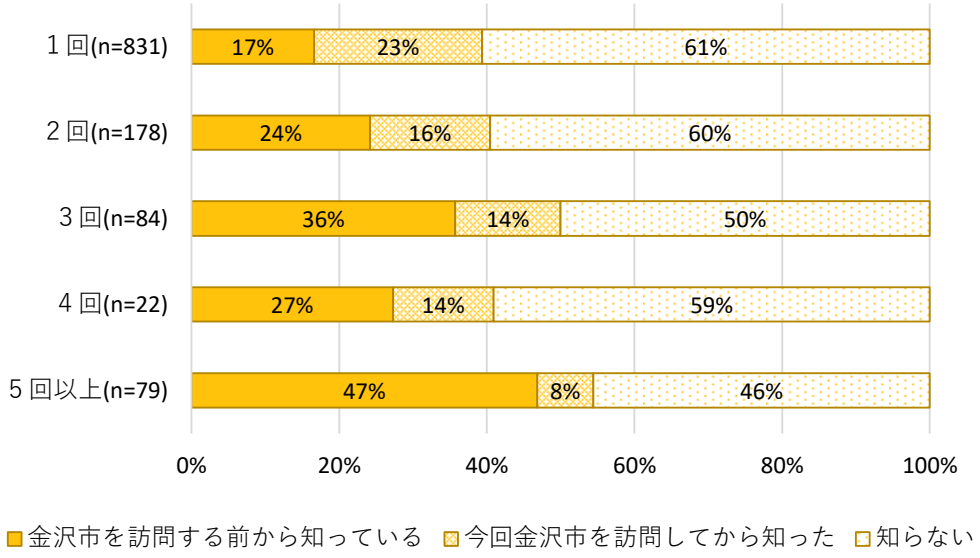

問６　今回支払った１人１泊あたりの宿泊税の税額
（問５で「１．金沢市を訪問する前から知っている」または「２．今回金沢市を訪問してから知った」を選択された方への限定質問）

・「200 円」が 65%で最も多く、次いで「分からない」が 24%、「500 円」が 11%となっている。

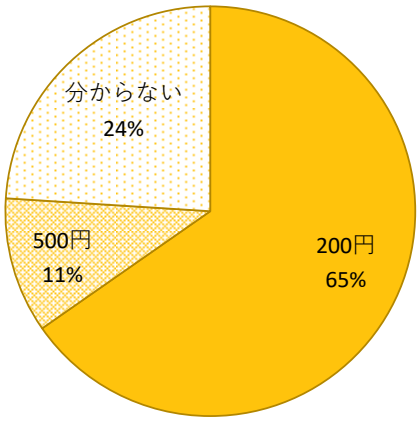

（n=467）

■年齢別

・50～59 歳では「200 円」が 73%で、他の年齢に比べて高い。

・40～49 歳、50～59 歳では「500 円」が他の年齢に比べて若干低い。

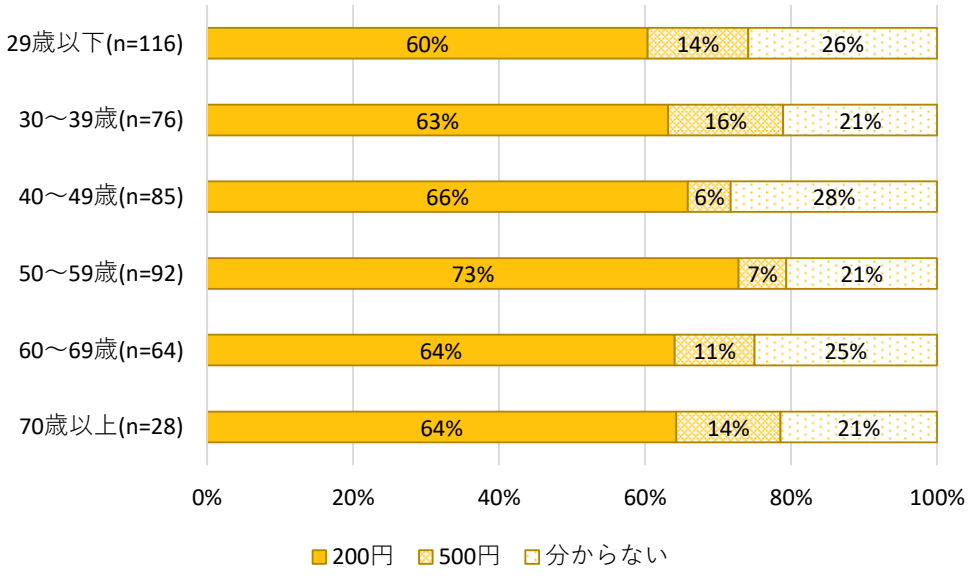

■来訪回数別

・3 回では「200 円」が 78%で、他の回数に比べて高い。

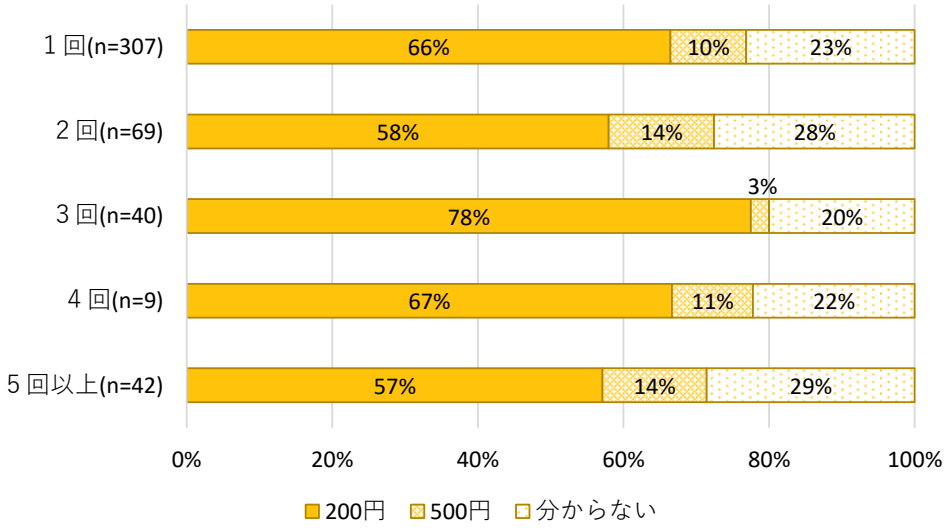

問７　宿泊税を知ったきっかけ（複数回答）
（問５で「１．金沢市を訪問する前から知っている」または「２．今回金沢市を訪問してから知った」を選択された方への限定質問）

・「宿泊施設のフロントでの説明」が 45%で最も多く、次いで「旅行会社のホームページや宿泊予約サイト」が 26%、「宿泊施設のホームページや SNS」が 11%となっている。

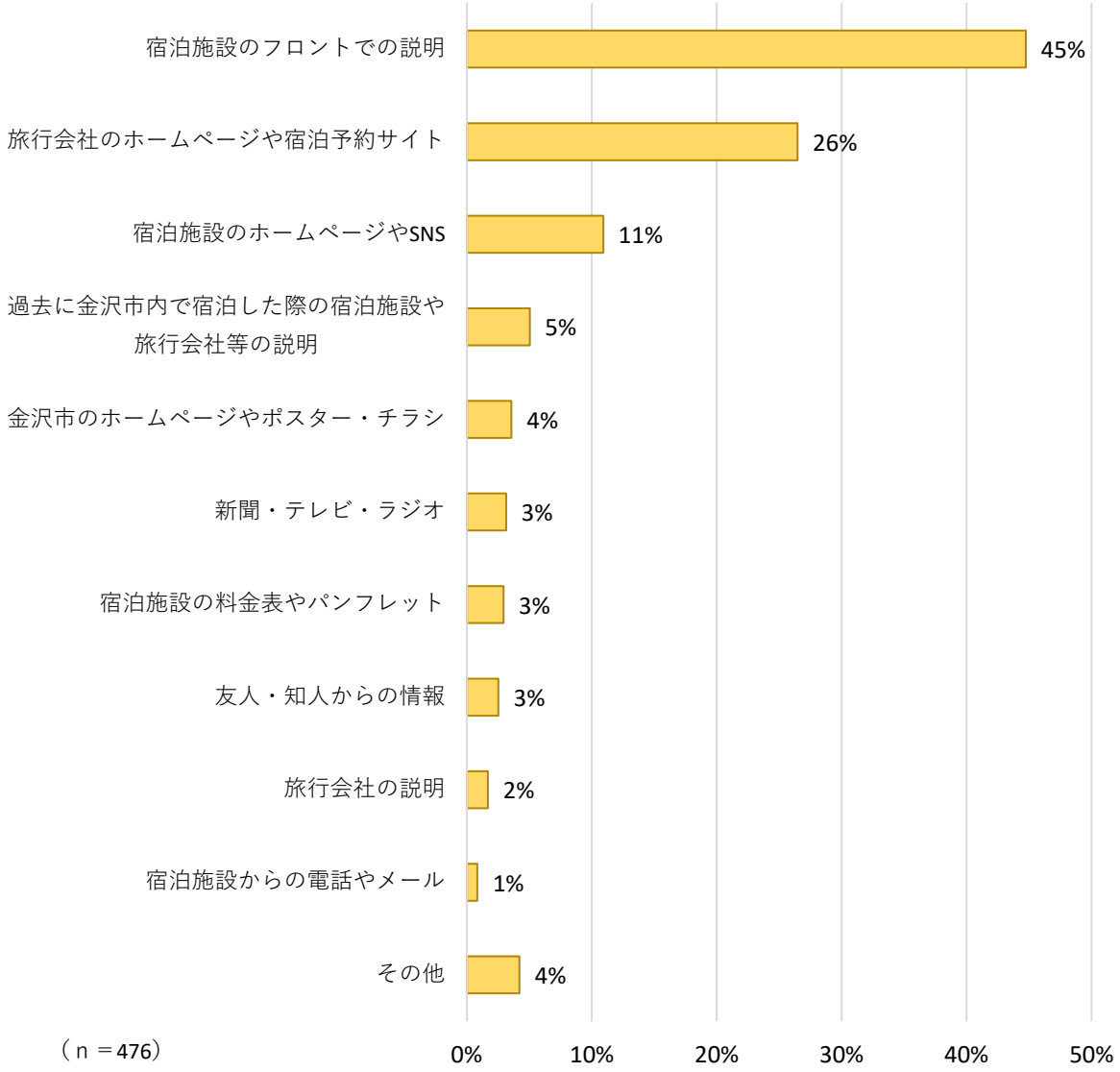

その他回答	回答数
当たり前だと思っていた	4
仕事の関係で知った	3
その他	8

■年齢別

・いずれの年齢も、「宿泊施設のフロントでの説明」が最も高い。

・60～69 歳では「友人・知人からの情報」が 9 %で、他の年齢に比べて高い。

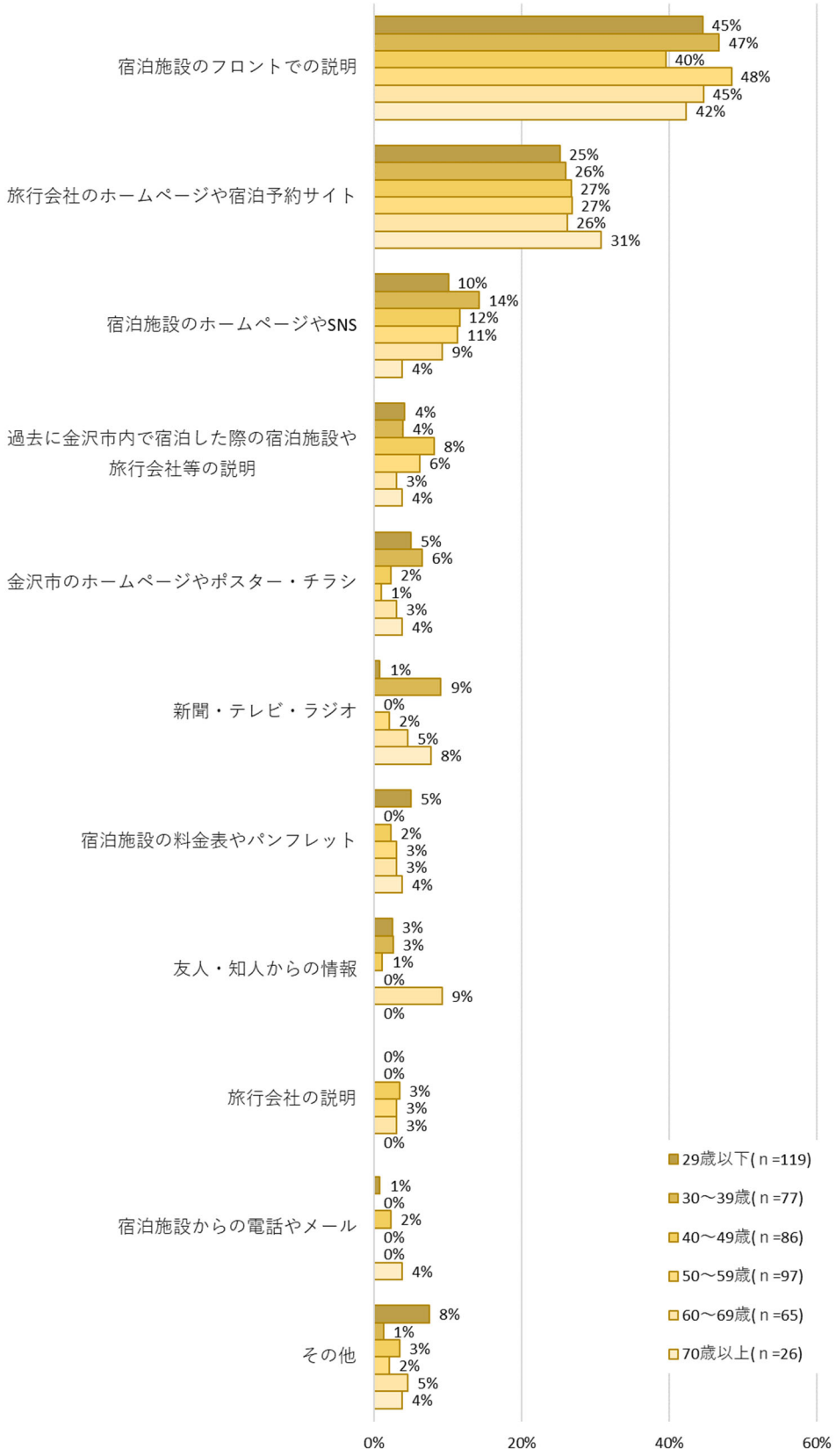

■来訪回数別

・いずれの来訪回数も、「宿泊施設のフロントでの説明」が最も多い。

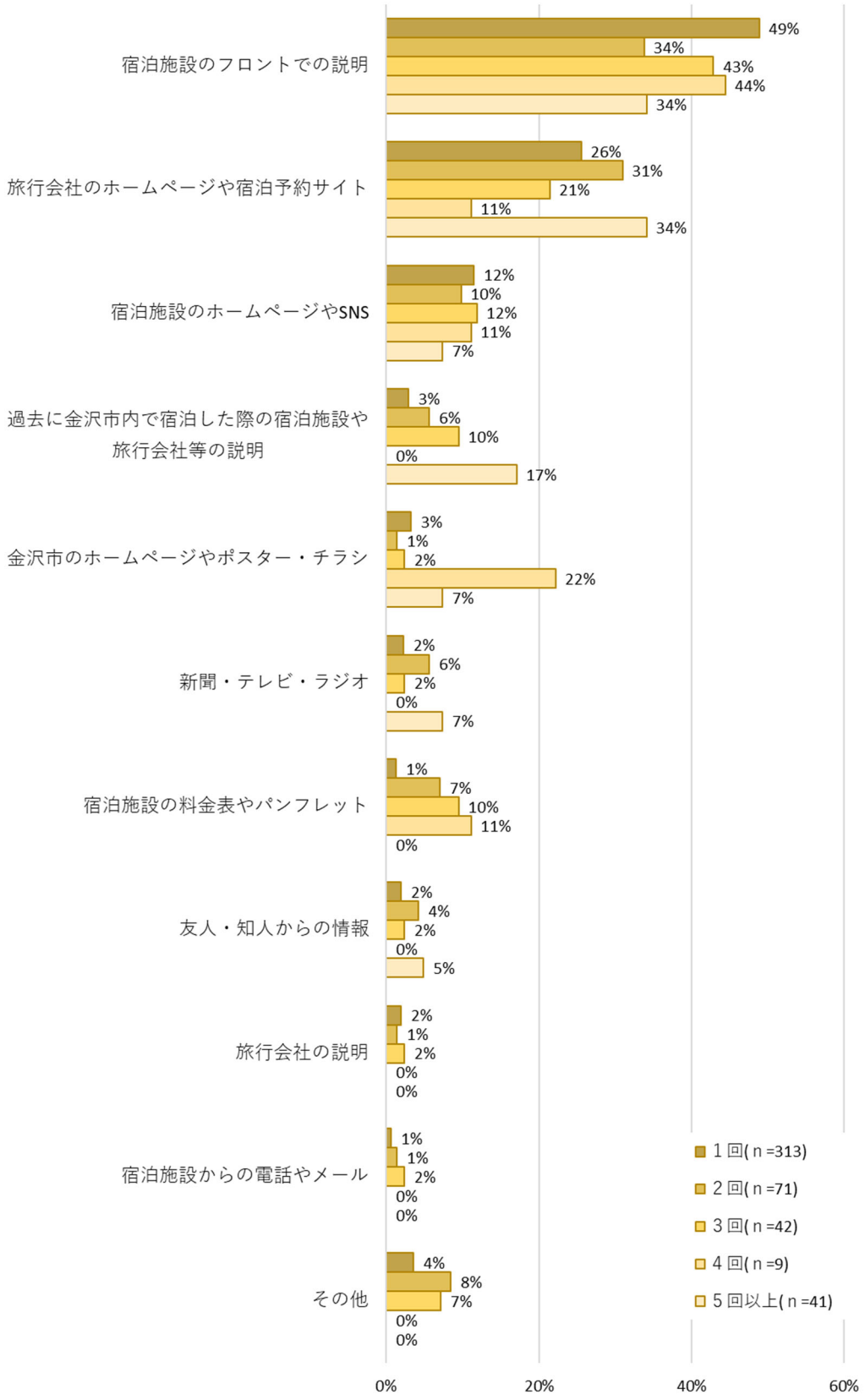

問８　宿泊税に関する事項についての認知度
（問５で「１．金沢市を訪問する前から知っている」または「２．今回金沢市を訪問してから知った」を選択された方への限定質問）

(1)金沢市内のすべての宿泊施設(ホテル･旅館、簡易宿所、民泊)の宿泊者に宿泊税がかかること

・「訪問する前に知った」が 45%で最も多く、次いで「今回訪問してから知った」が 44%、「知らない」が 11%となっている。

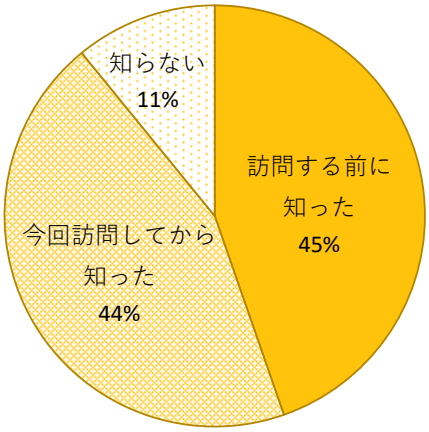

(n=477)

■年齢別

・70 歳以上では「知らない」が 21%で、他の年齢に比べて高い。

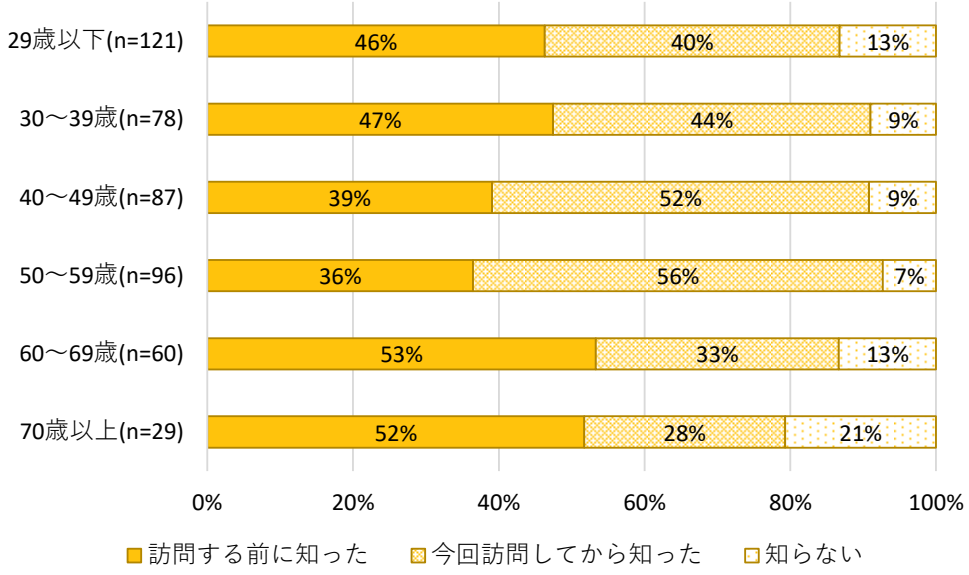

■来訪回数別

・5 回以上では「訪問する前に知った」が 74%で、他の回数に比べて高い。

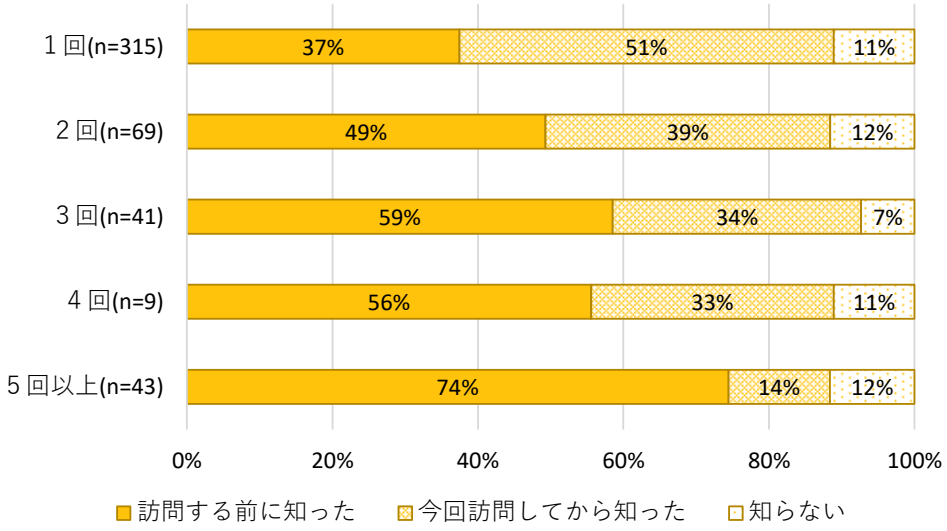

(2)宿泊税の税額が 200 円または 500 円であること(宿泊料金2万円未満:200 円、2万円以上:500 円)

・「今回訪問してから知った」が 48%で最も多く、次いで「訪問する前に知った」が 37%、「知らない」が 15%となっている。

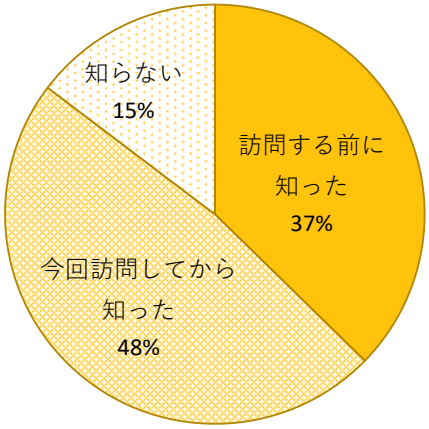

(n=477)

■年齢別

・70 歳以上では「訪問する前に知った」が 55%で、他の年齢に比べて高い。

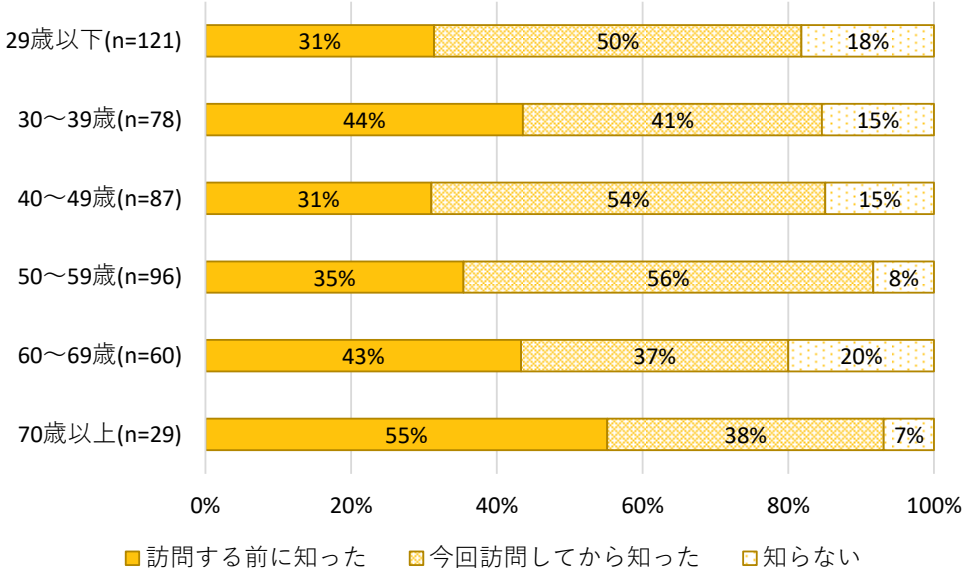

■来訪回数別

・1 回では「今回訪問してから知った」が 56%で、他の回数に比べて高い。

・来訪回数が多くなるに従い、「訪問する前に知った」の割合が高くなっている。

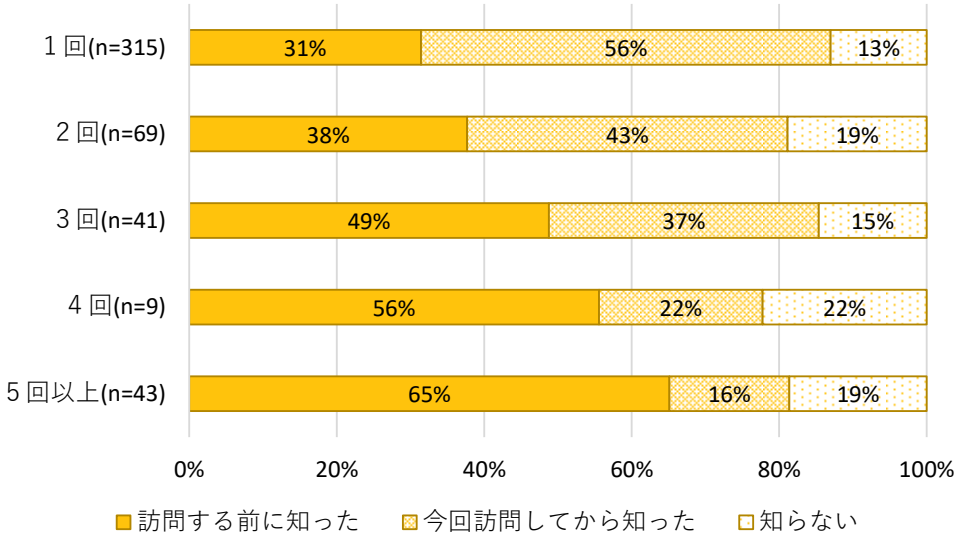

(3)宿泊税が宿泊施設により徴収されること

・「今回訪問してから知った」が 47%で最も多く、次いで「訪問する前に知った」が 45%、「知らない」が 8%となっている。

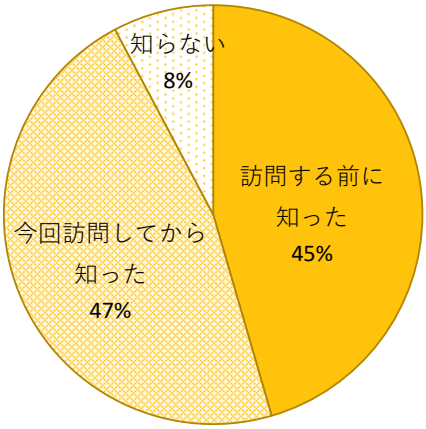

(n=477)

■年齢別

・50～59 歳では「今回訪問してから知った」が 56%で、他の年齢に比べて高い。

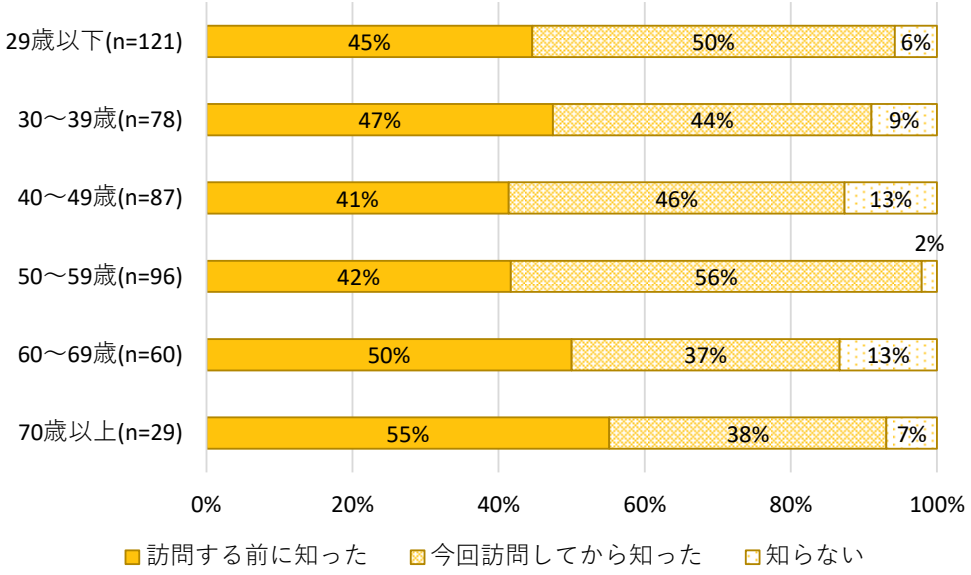

■来訪回数別

・5 回以上は「訪問する前に知った」が 84%で、他の回数に比べて高い。

・来訪回数が多くなるに従い、「訪問する前に知った」の割合が高くなっている。

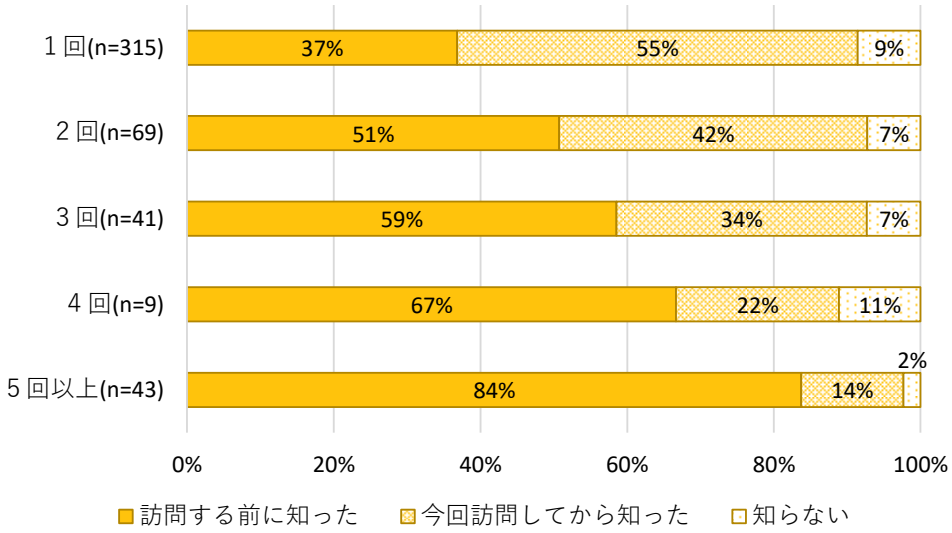

＜参考＞

・宿泊税に関する事項の認知度を比較すると、大きな違いはみられない。

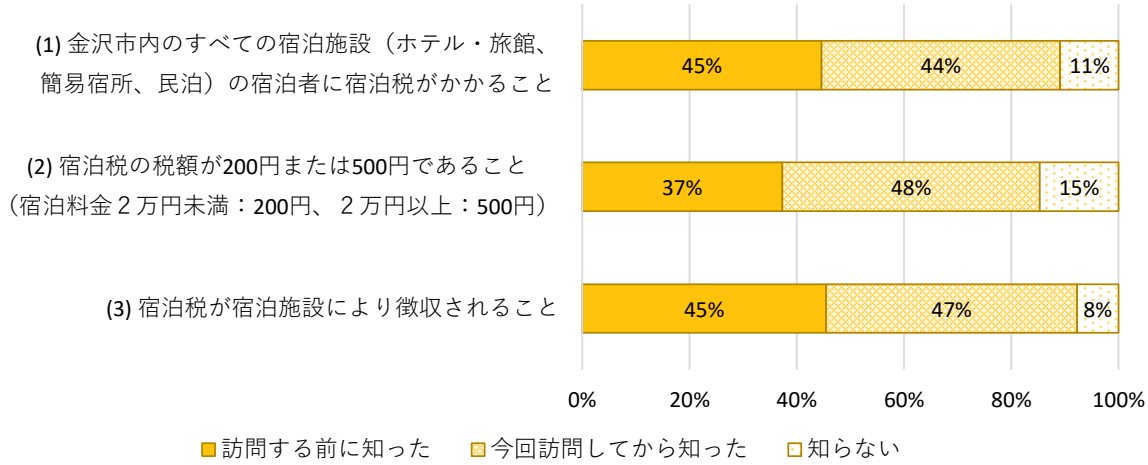

問９　宿泊税を事前に知っていた場合の訪問先や宿泊地の選択への影響（問５で「２．今回金沢市を訪問してから知った」または「３．知らない」を選択された方への限定質問）

・「影響はない（知っていても金沢市内に泊った）」が 96%で大半を占める。

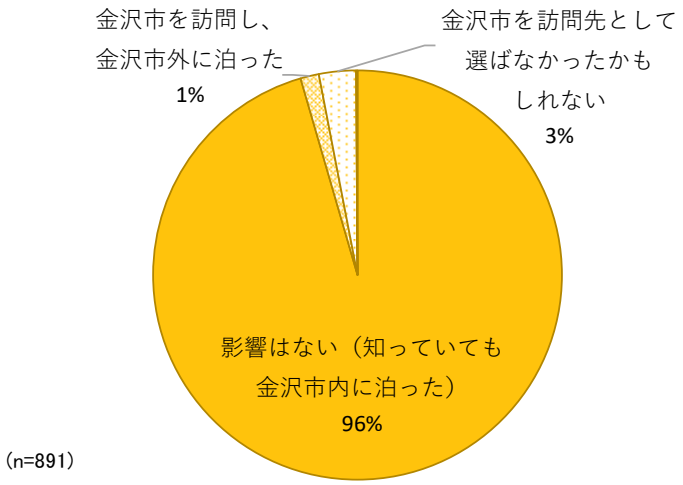

■年齢別

・年齢別による大きな違いはみられない。

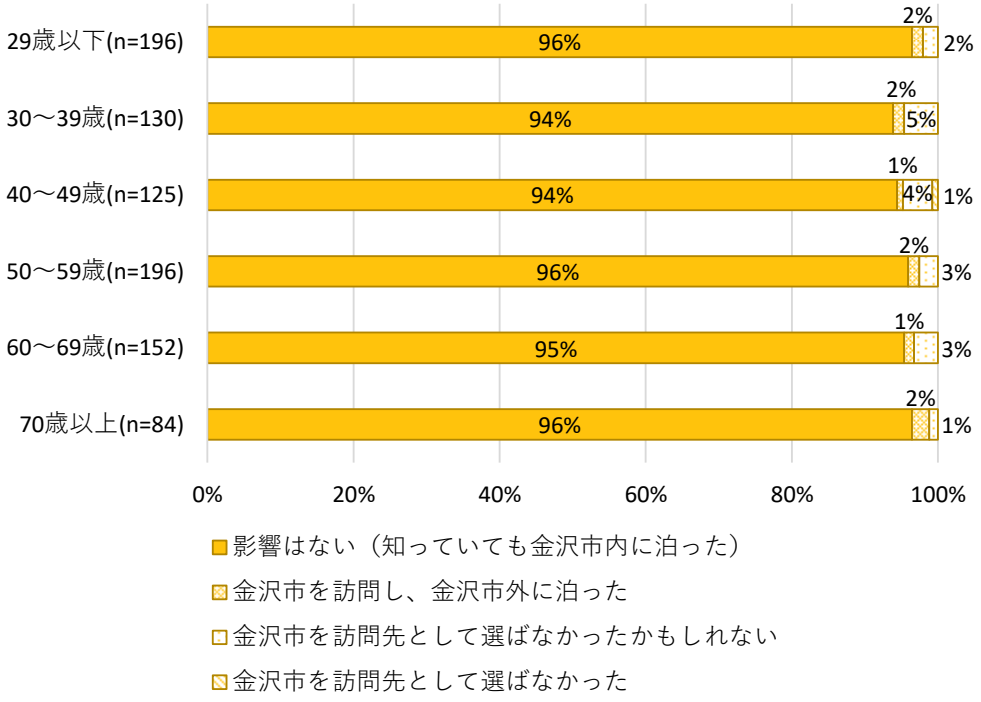

■来訪回数別

・来訪回数別による大きな違いはみられない。

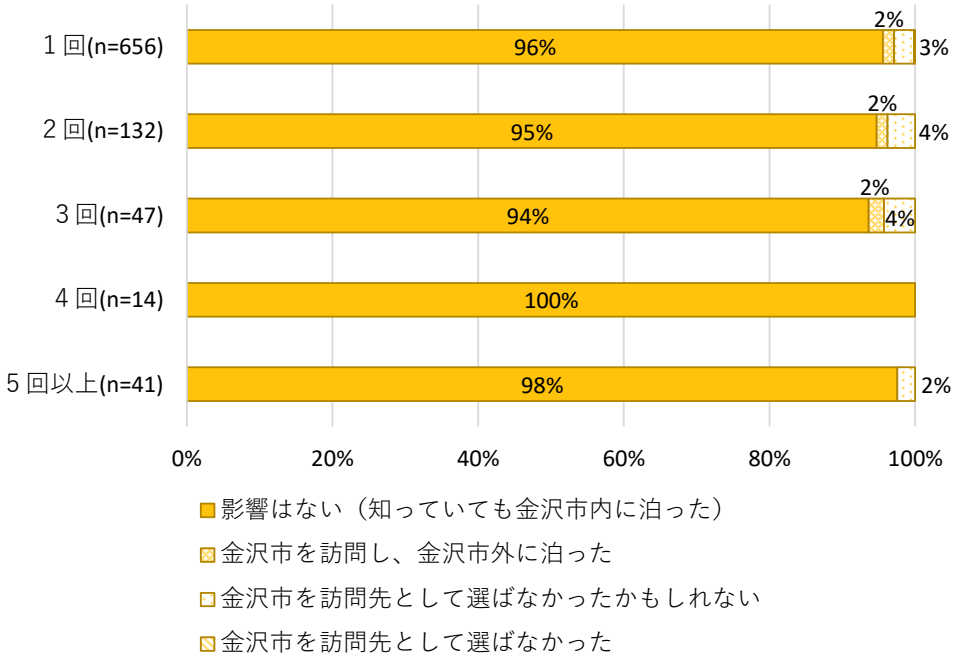

問 10　宿泊税の使いみちについて、望ましいと思うもの（複数回答）

・「歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信」が 78%で最も多く、次いで「伝統芸能の支援、伝統文化・伝統工芸の振興」が 35%、「金沢らしい夜間景観の創出など夜の観光の充実」が 26%となっている。

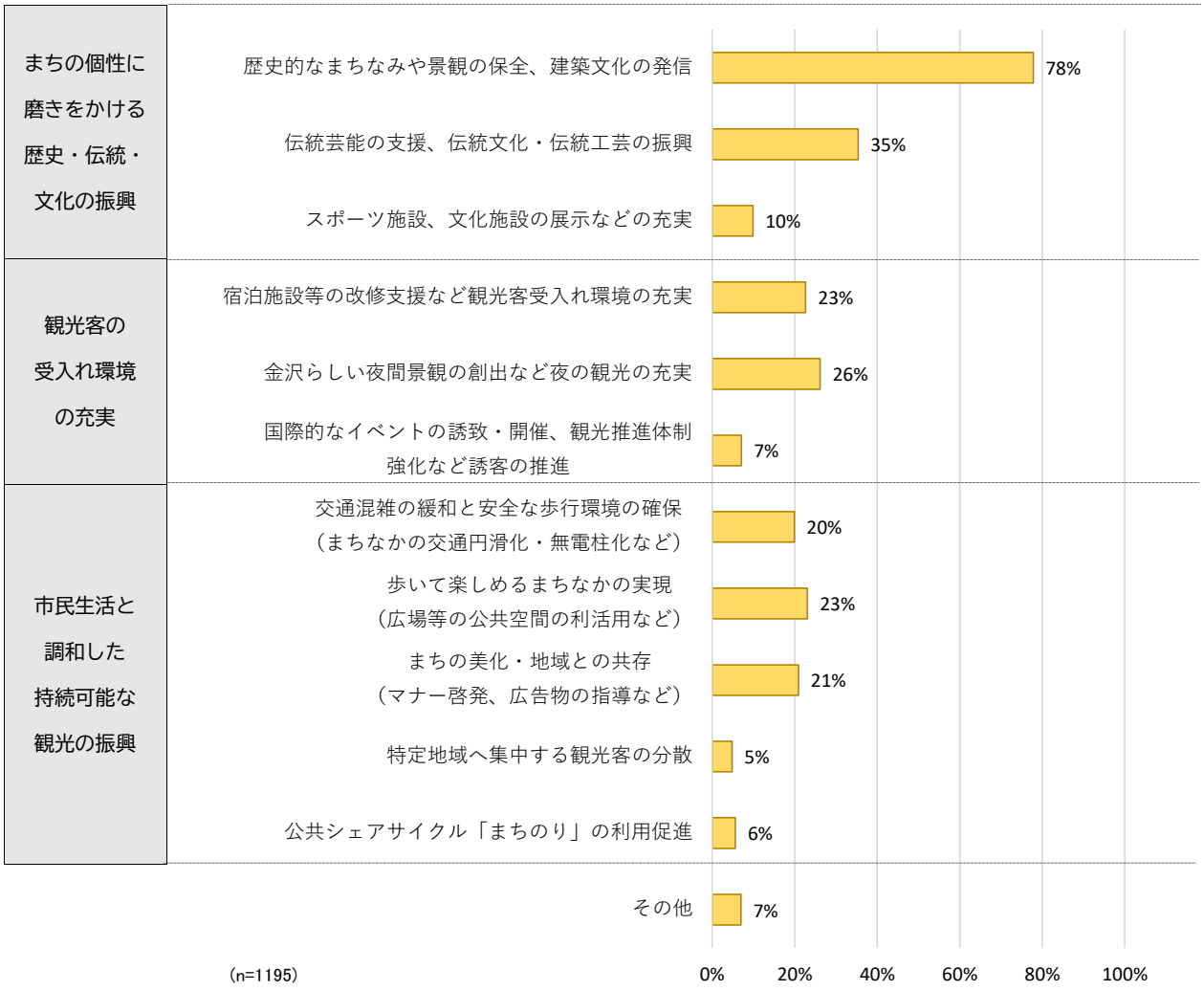

※「特になし」「わからない」を除いて集計

その他回答	回答数
公共交通の充実	16
市民生活の充実	9
公共施設の充実（トイレなど）	6
観光客受入れ環境の充実	5
子どもたちの教育や育成環境の充実	5
道路の整備	3
商業施設の充実	3
福祉・バリアフリーの充実	3
イベントの充実	2
自由に使えばよい	2
地域住民と観光の両立	1
宿泊税についての周知	1
自然を残す	1
その他（猫の保護、調和のとれた街づくり　など）	4
特になし	24

■年齢別

・いずれの年齢も、「歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信」が最も高い。

・「宿泊施設等の改修支援など観光客受入れ環境の充実」は、年齢が高くなるに従い低くなっている。

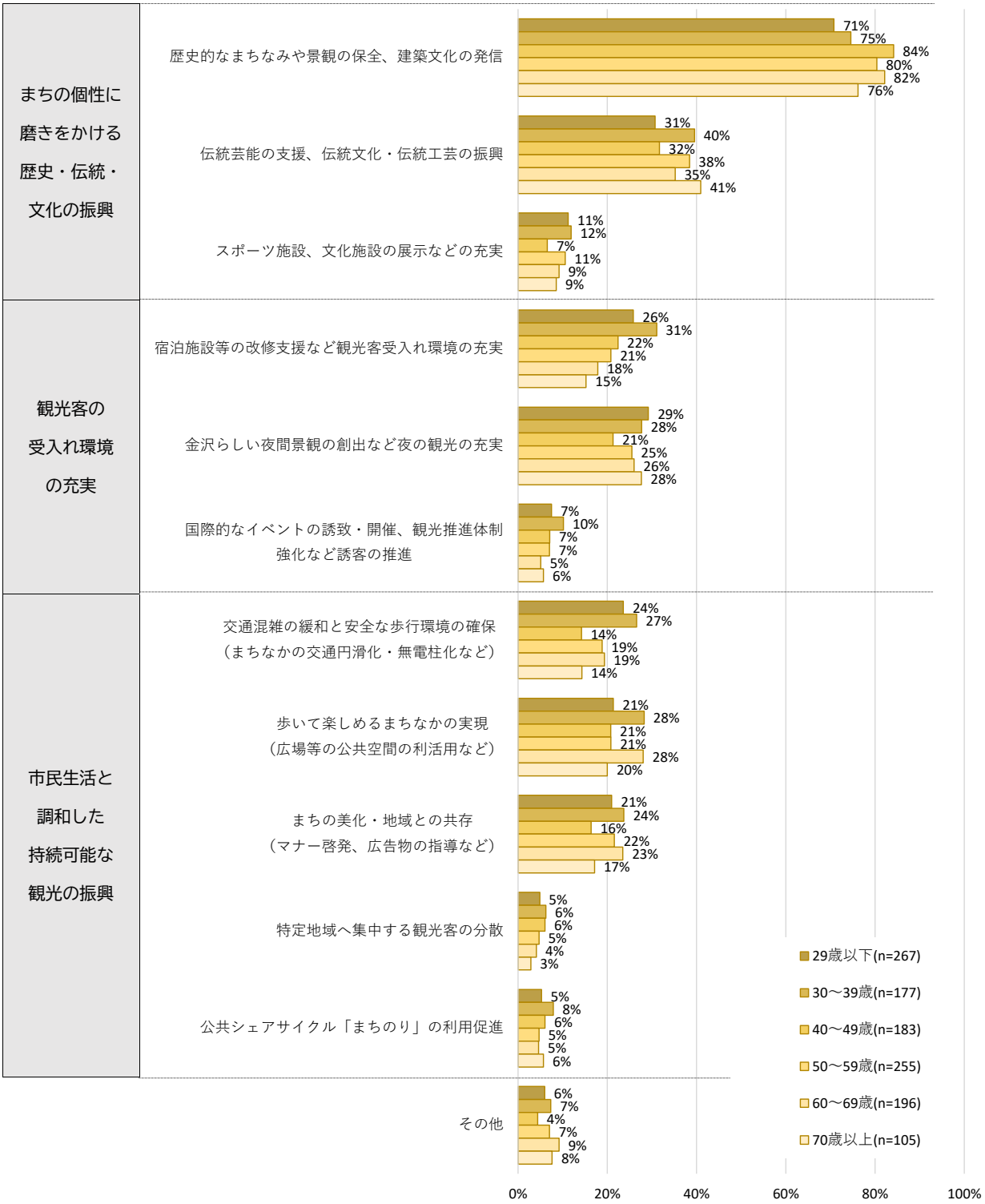

■来訪回数別

・いずれの来訪回数も、「歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信」が最も高いが、5 回以上では 65%で、他の来訪回数に比べて低い。

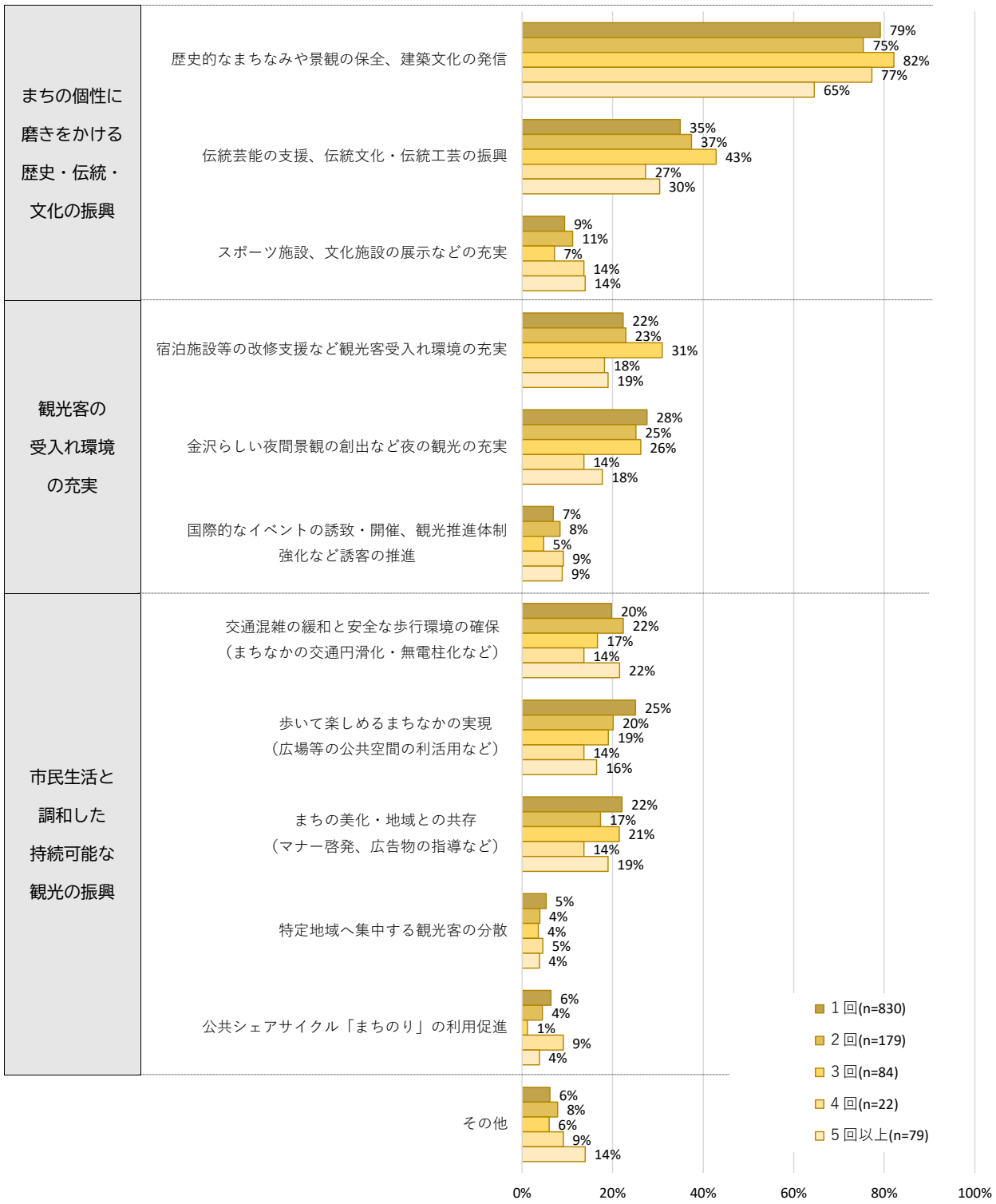

③回答者の属性

1）年齢

・「18～29 歳」「50～59 歳」が 22%で最も多く、次いで「60～69 歳」が 17%、「30～39 歳」「40～49 歳」が 15%となっている。

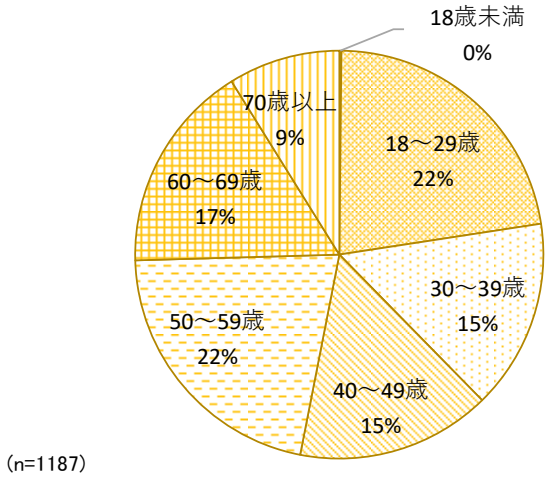

■来訪回数別

・5 回以上では「18～29 歳」が 8 %で、他の回数に比べて低い。

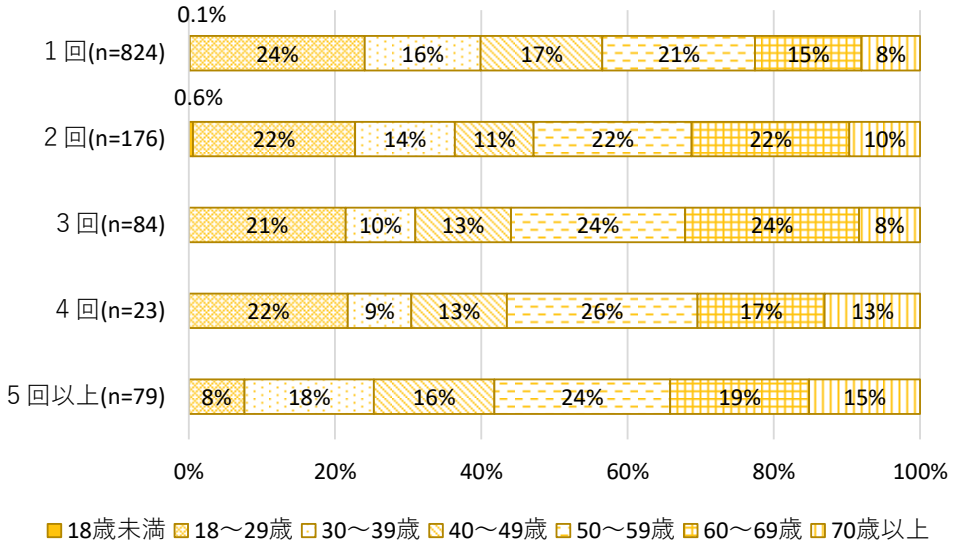

2）居住地

・「石川県以外の都道府県」が 99%で大半を占める。

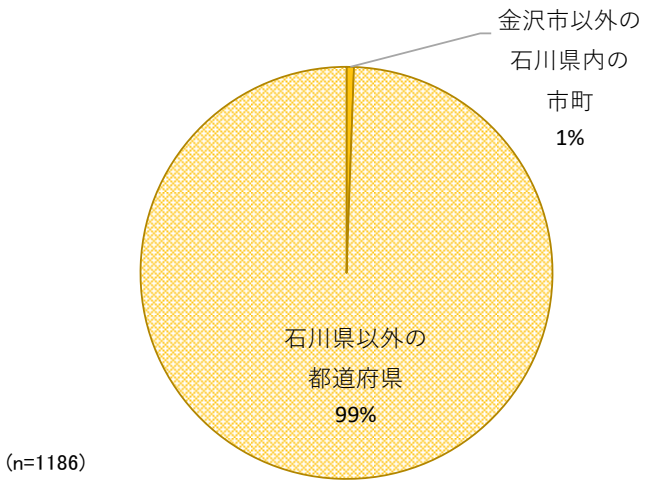

【金沢市以外の石川県内の市町名】

市町名	回答数
小松市	3
七尾市	2
能登町	2

【石川県以外の都道府県名／国名】

都道県名	回答数
東京	242
大阪	114
愛知	102
神奈川	93
埼玉	85
千葉	63
兵庫	42
広島	32
京都	31
静岡	30
新潟	29
岐阜	27
北海道	25
長野	24
茨城	21
群馬	19
福井	17
福岡	17
富山	16
奈良	14
栃木	14
三重	13
岡山	12

都道県名	回答数
沖縄	12
滋賀	9
愛媛	8
宮城	7
福島	6
大分	6
和歌山	5
香川	5
山形	4
高知	3
青森	3
山梨	3
山口	3
宮崎	2
徳島	2
島根	2
佐賀	2
岩手	2
鳥取	2
熊本	2
鹿児島	1
長崎	1

国名	回答数
シンガポール	2
カナダ	1
イギリス	1
オーストラリア	1
タイ	1

３　市民アンケート

（１）調査結果要旨

〇回答者の属性

・年　齢：30 歳未満、30 代、40 代が合わせて約 3 割と少なく、50 代と 70 歳以上が約 2 割、60 代が約 3 割で、50 歳以上の合計が全体の約 7 割を占める。

・居住地：金沢市中心部エリアが約 3 割、金沢市中心部エリア以外が約 7 割である。

〇宿泊税について

・回答者の 53%と約半数が、宿泊税が導入されていることを認知している。金沢中心部エリアの認知度は 59%と約 6 割で、金沢中心部エリア以外に比べて若干高い。

・宿泊税を知ったきっかけは、「新聞・テレビ・ラジオ」が最も多く、次いで「自分が金沢市の宿泊施設に宿泊した」が多い。

・宿泊税に関する 3 つの項目（対象者、税額、徴収者）のうち、税額についての認知度が低く、いずれもエリア別にみると金沢中心エリア以外の認知度が低くなっている。

・宿泊税の使いみちは、「歴史的まちなみや景観の保全、建築文化の発信」、「交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保」が多く挙げられている。

・普段の生活においては、「魅力的な宿泊施設が増えた」が最も多く、「観光施設や広場などが整備された」、「公共シェアサイクルが便利になった」との回答が続き、観光客の受入れ環境が整っていると感じている回答が多い一方、「道路が渋滞するようになった」「お店が混雑するようになった」と日常生活への影響に関する回答も一定数みられる。

（２）集計結果

①回答者の属性

問１　年齢

・「60～69 歳」が 27%で最も多く、次いで「50～59 歳」が 23%、「70 歳以上」が 22%となっており、50 歳以上が 72%と全体の約 7 割を占める。

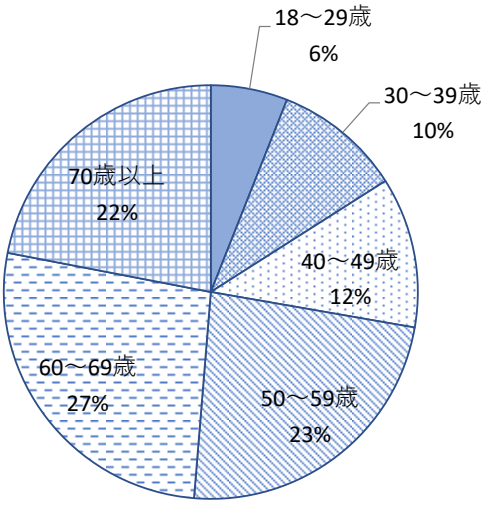

（n=501）

■居住地別

・金沢中心部エリアは「50 歳以上」が 79%で、金沢中心部エリア以外に比べて高くなっている。

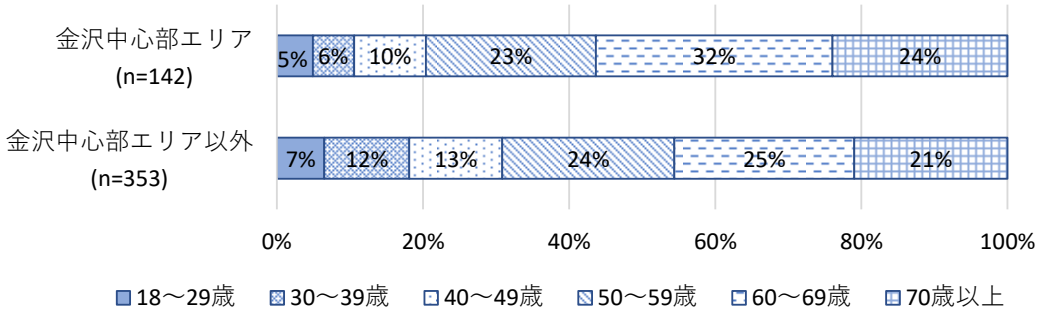

※「金沢中心部エリア」を小学校通学区域（以下「小学校区」という。）のうち、泉、犀桜、小立野、兼六、中央、明成、馬場、森山町とし、その他の小学校区を「金沢中心部エリア以外」として集計した。

問２　居住地

・「金沢中心部エリア以外」が 71%、「金沢中心部エリア」が 29%となっている。

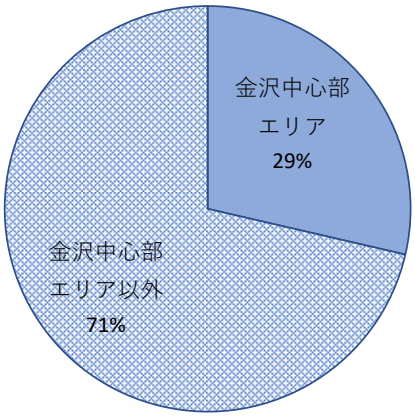

（n=496）

【小学校区名】

◆金沢中心部エリア

小学校区名	回答数
泉	19
犀桜	15
小立野	17
兼六	21
中央	28
明成	8
馬場	20
森山町	14

◆金沢中心部エリア以外

小学校区名	回答数
中村町	11
十一屋	9
泉野	9
長田町	4
諸江町	16
浅野町	5
小坂	11
千坂	11
夕日寺	6
大浦	10
浅野川	5
鞍月	9
粟崎	6
大野町	1
金石町	8
大徳	12
戸板	15
緑	13
押野	7
米丸	11
三馬	19
富樫	15

小学校区名	回答数
額	11
犀川	2
田上	16
医王山	1
森本	8
花園	3
不動寺	1
三谷	1
南小立野	13
伏見台	18
扇台	5
木曳野	4
三和	8
長坂台	7
新神田	10
西南部	8
米泉	4
四十万	5
西	5
安原	3
杜の里	8

■年齢別

・30～39 歳は「金沢中心部エリア以外」が 84%で、他の年齢に比べて高くなっている。

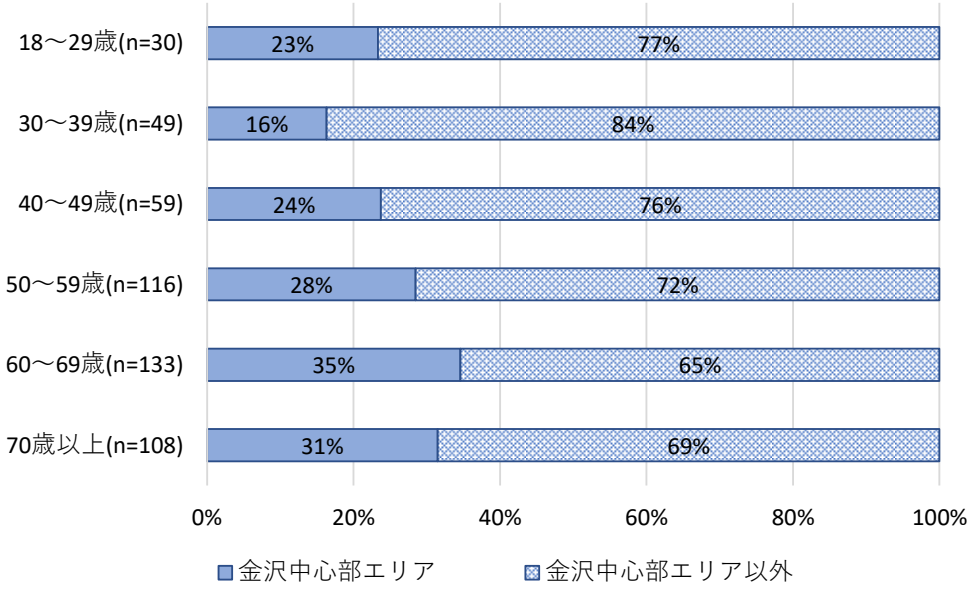

②宿泊税について

問３　宿泊税導入の認知度

・「知っている」が 53%と約半数で、「知らない」が 47%となっている。

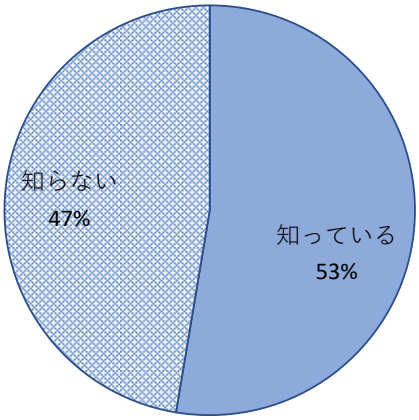

（n=494）

■年齢別

・40～49 歳は「知らない」が 61%で、他の年齢に比べて高くなっている。

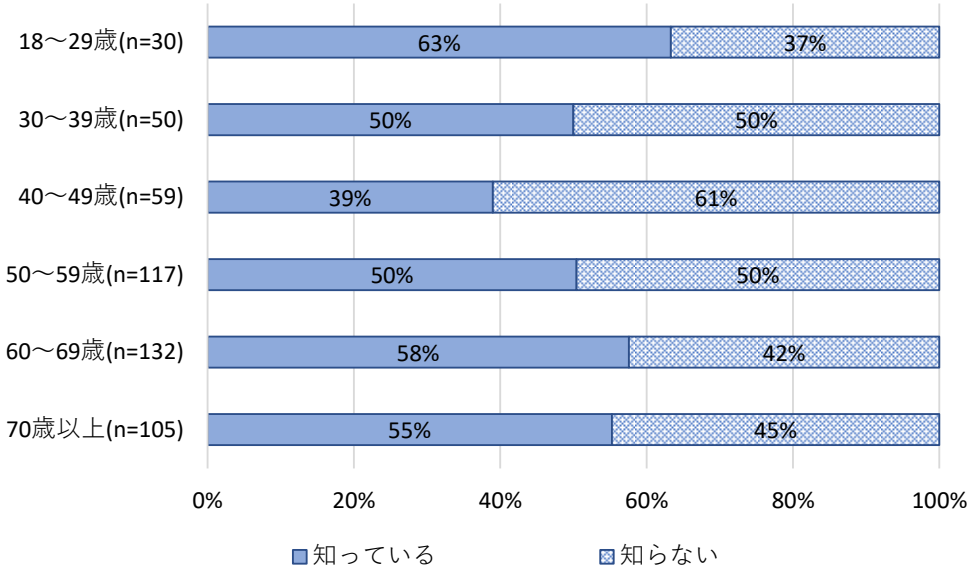

■居住地別

・金沢中心部エリアは「知っている」が 59%で、金沢中心部エリア以外に比べて高くなっている。

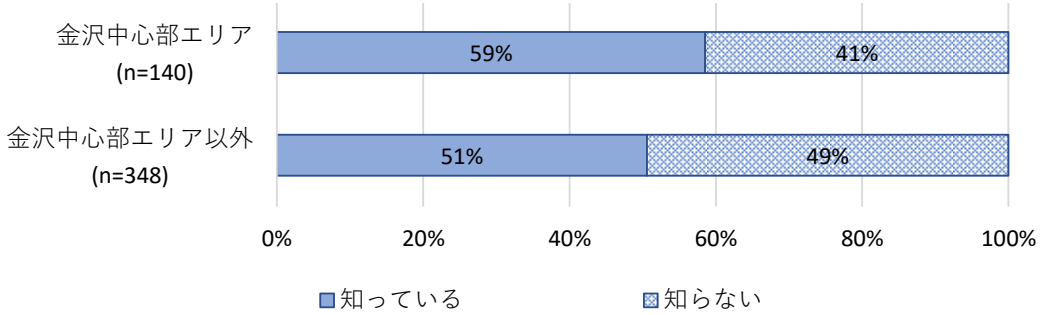

問４　宿泊税を知ったきっかけ（複数回答）
（問３で「知っている」を選択された方への限定質問）

・「新聞・テレビ・ラジオ」が 69%で最も多く、次いで「自分が金沢市の宿泊施設に宿泊した」が 20%、「金沢市ホームページ」が 14%となっている。

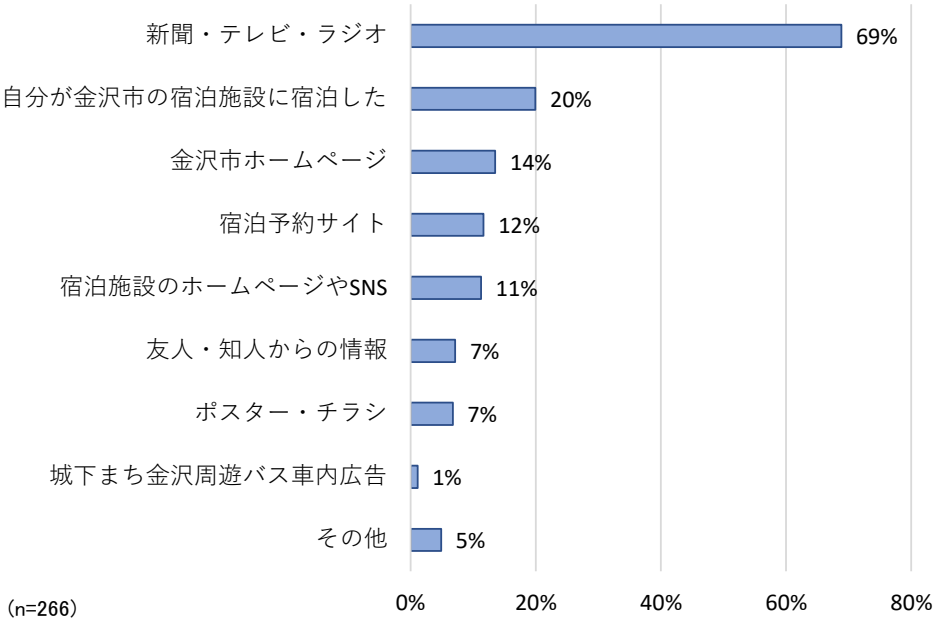

その他回答	回答数
仕事・職場	6
宿泊施設	3
旅行業者	1
導入時から知っている	1

■年齢別

・「新聞・テレビ・ラジオ」は、年齢が高くなるに従い高くなっている。

・「自分が金沢市の宿泊施設に宿泊した」は、年齢が低くなるに従い高くなっている。

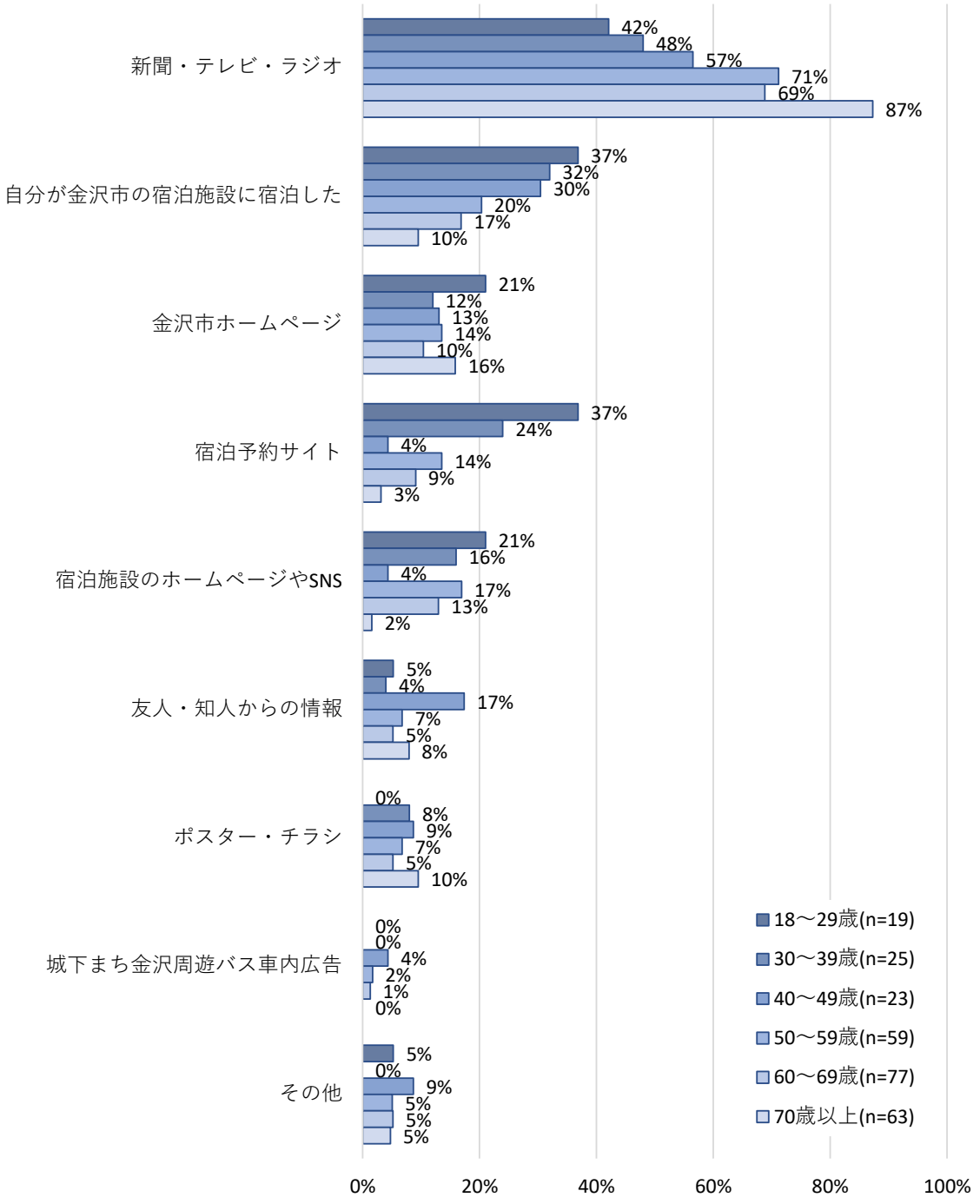

■居住地別

・金沢中心部エリアは「新聞・テレビ・ラジオ」が 76%で、金沢中心部エリア以外に比べて高くなっている。

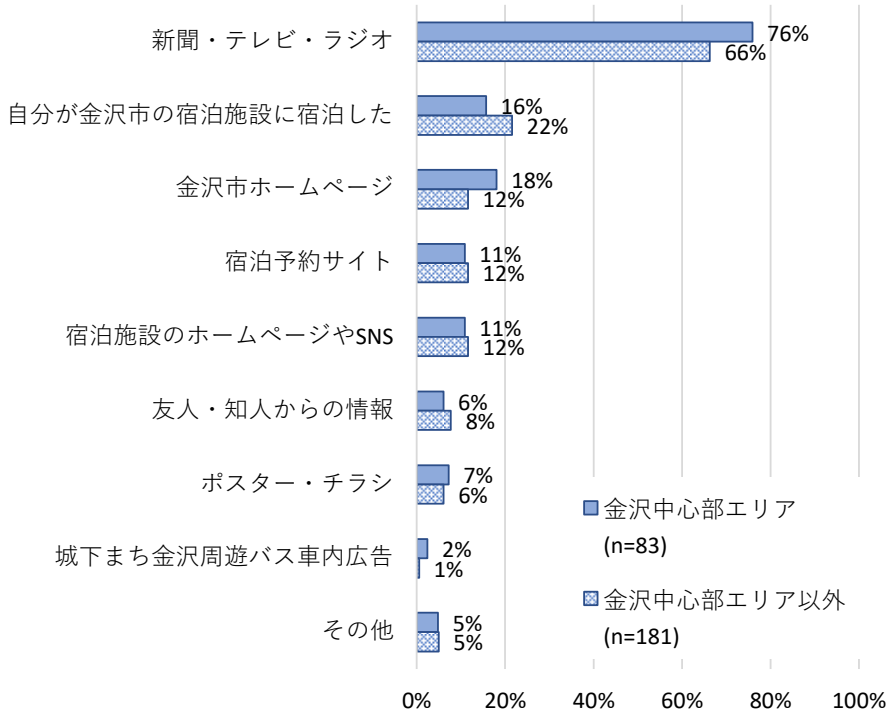

問５　宿泊税に関する事項についての認知度
（問３で「知っている」を選択された方への限定質問）

(1)金沢市内のすべての宿泊施設(ホテル･旅館、簡易宿所、民泊)の宿泊者に宿泊税がかかること

・「知っている」が 60%、「知らない」が 40%となっている。

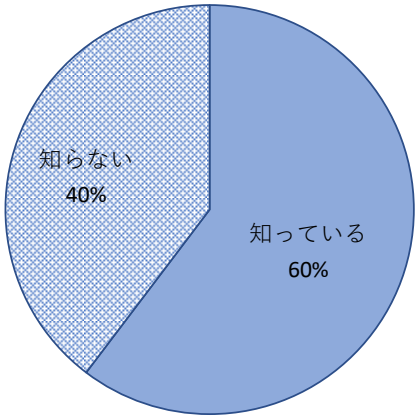

(n=358)

■年齢別

・70 歳以上は「知っている」が 80%で、他の年齢に比べて高くなっている。

・30～39 歳と 60～69 歳は「知らない」が約半数で、他の年齢に比べて高くなっている。

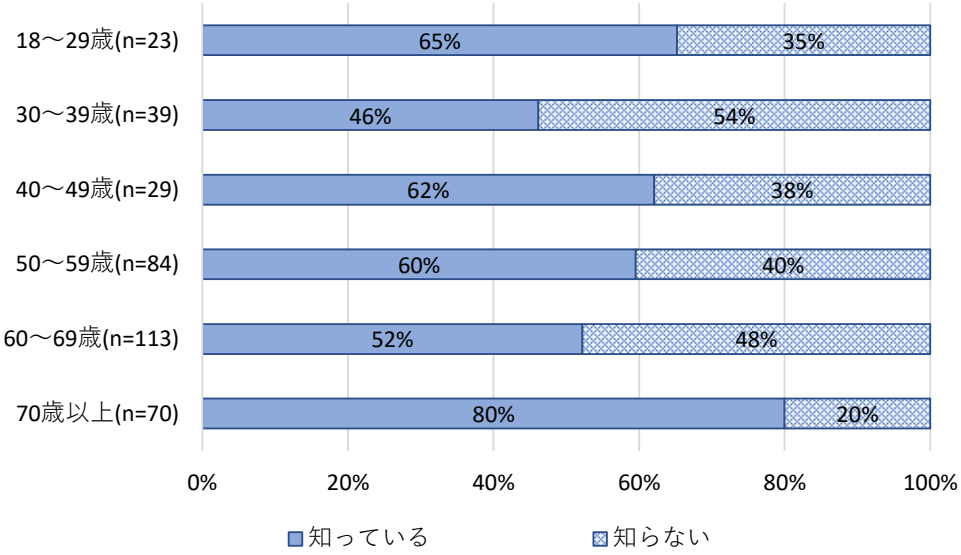

■居住地別

・金沢中心部エリアは「知っている」が 67%で、金沢中心部エリア以外に比べて高くなっている。

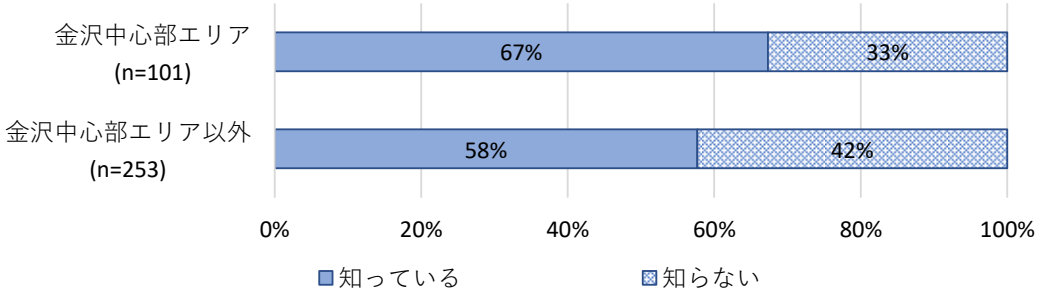

(2)宿泊税の税額が 200 円または 500 円であること(宿泊料金2万円未満:200 円、2万円以上:500 円)

・「知らない」が 66%、「知っている」が 34%となっている。

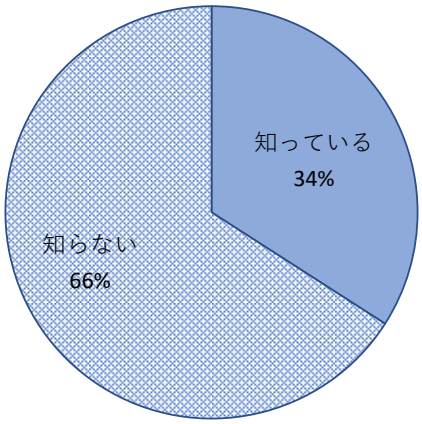

(n=358)

■年齢別

・40～49 歳、70 歳以上は「知っている」が約半数を占めるが、他の年齢は 4 割以下となっている。

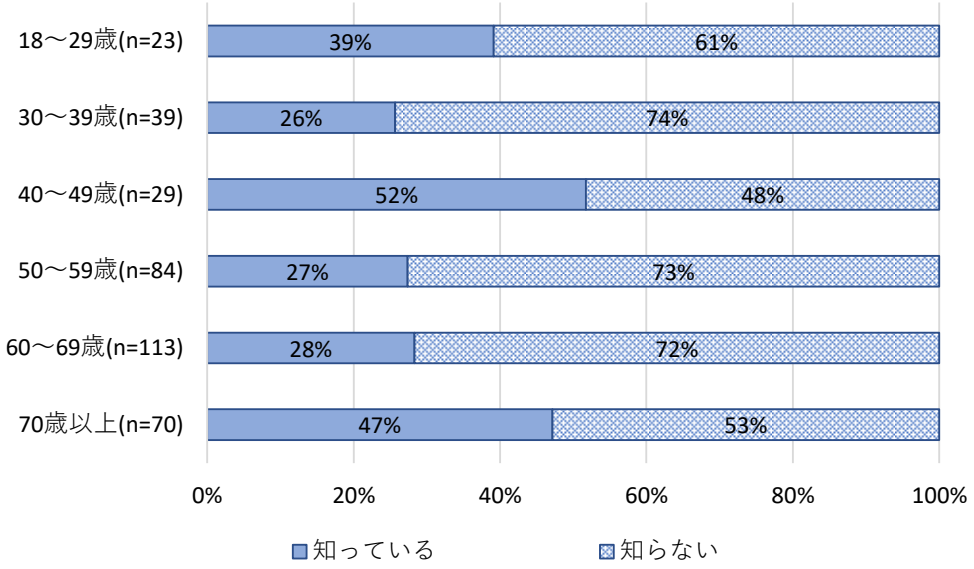

■居住地別

・金沢中心部エリアは「知っている」が 41%で、金沢中心部エリア以外に比べて高くなっている。

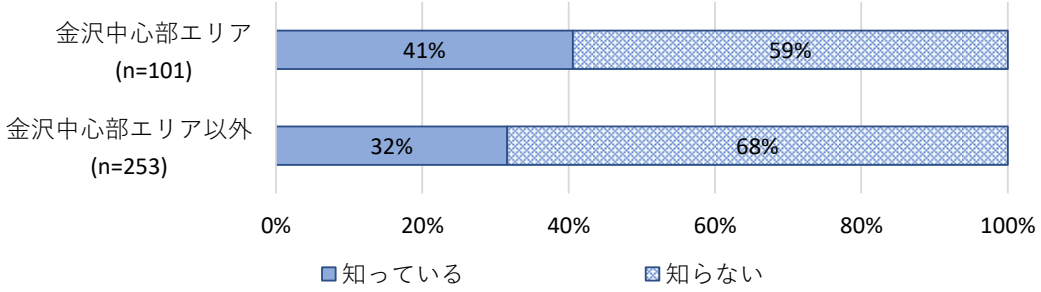

(3)宿泊税が宿泊施設により徴収されること

・「知っている」が 61%、「知らない」が 39%となっている。

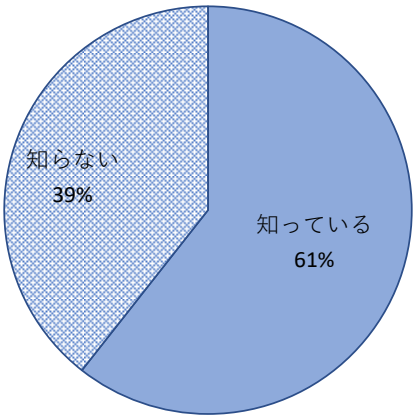

(n=358)

■年齢別

・18～29 歳、40～49 歳、70 歳以上は「知っている」が約 7 割を占めるが、他の年齢は 6 割以下となっている。

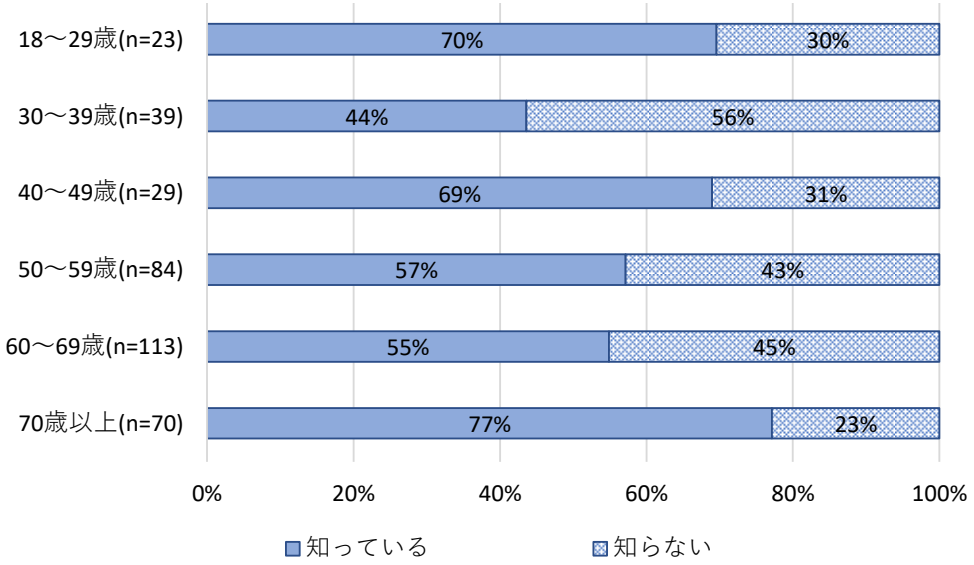

■居住地別

・金沢中心部エリアは「知っている」が 71%で、金沢中心部エリア以外に比べて高くなっている。

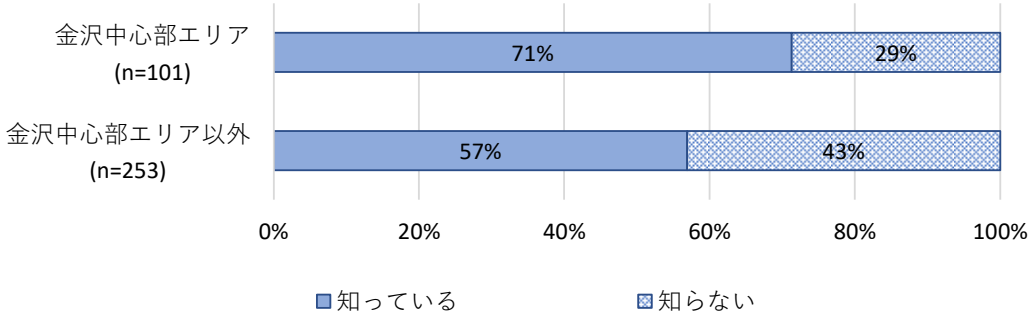

＜参考＞

・宿泊税に関する事項を比較すると、宿泊税の税額についての認知度が低くなっている。

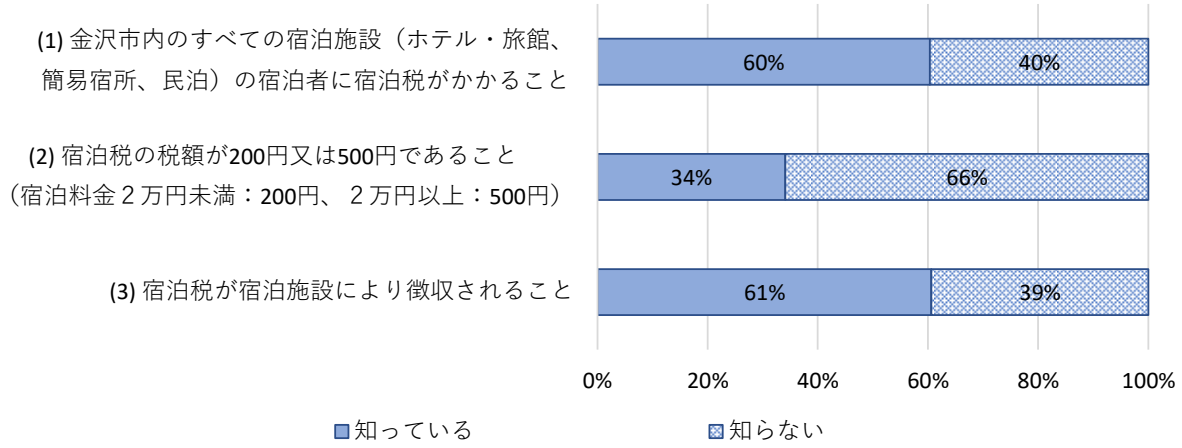

問６　宿泊税の使いみちについて、望ましいと思うもの（複数回答）

・「歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信」が 65%で最も多く、次いで「交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保（まちなかの交通円滑化・無電柱化など）」が 58%、「まちの美化・地域との共存（マナー啓発、広告物の指導など）」が 45%となっている。

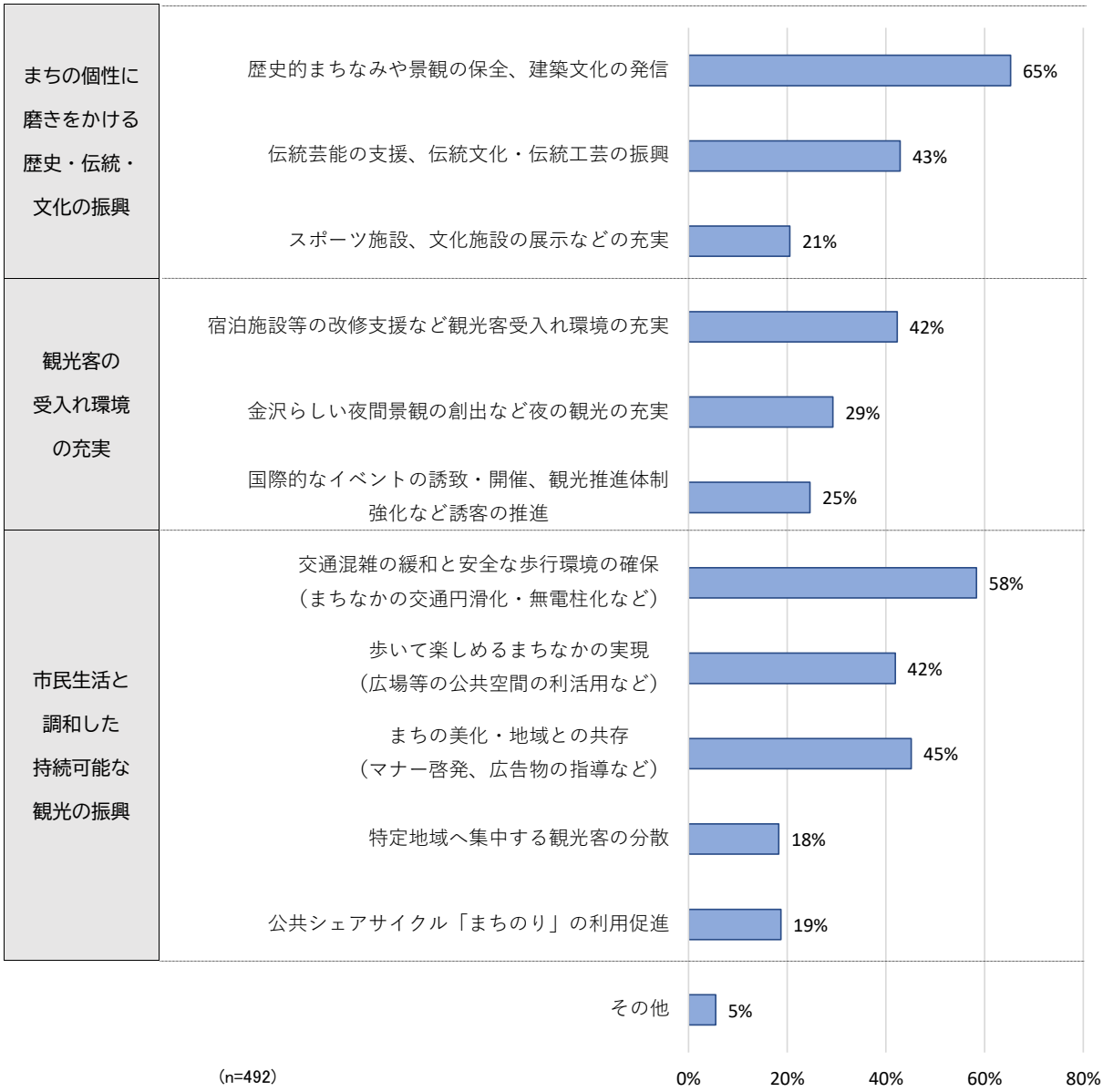

その他回答	回答数
そもそも宿泊税は不要	4
街の美化や清掃	3
自転車通行空間の整備	3
観光客のために使うべき	2
イベント施設、屋内施設（スポーツ施設、ドーム）の整備	2
市民の交通マナー改善	1
古民家（伝統地区）の活用から定着の促進	1
駐車場の整備、メイン通りの拡張	1
交通系カード導入	1
観光客だけではなく金沢市民も喜ぶような使い方	1
その他（学校教育、福祉、どれも当てはまらない　など）	8

■年齢別

・ほとんどの年齢で「歴史的まちなみや景観の保全、建築文化の発信」が最も高いが、30～39 歳は「交通渋滞の緩和と安全な歩行環境の確保（まちなかの交通円滑化・無電柱化など）」が最も高い。

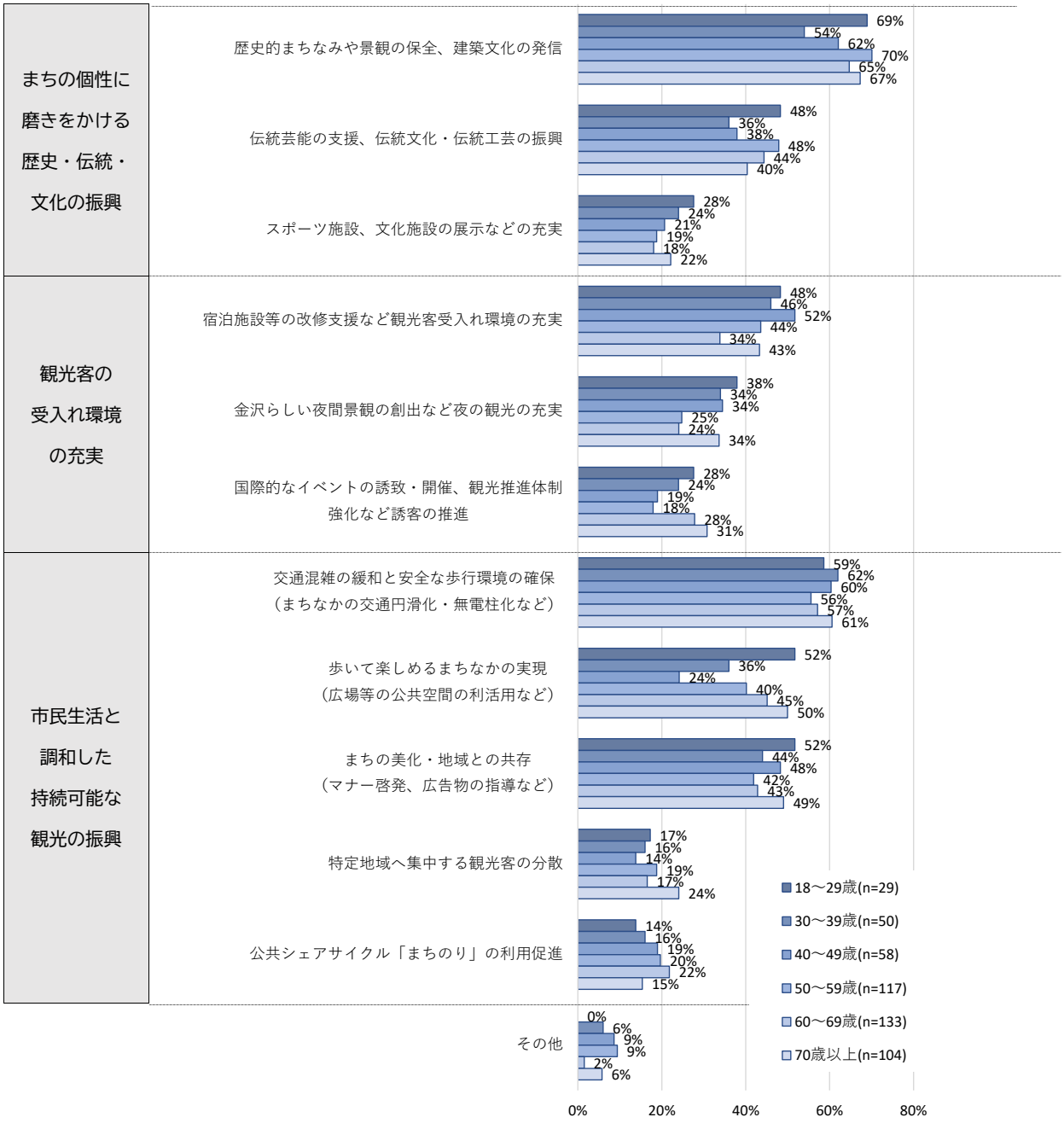

■居住地別

・金沢中心部エリア以外は「金沢らしい夜間景観の創出など夜の観光の充実」が 32%で、金沢中心部エリアに比べて高くなっている。

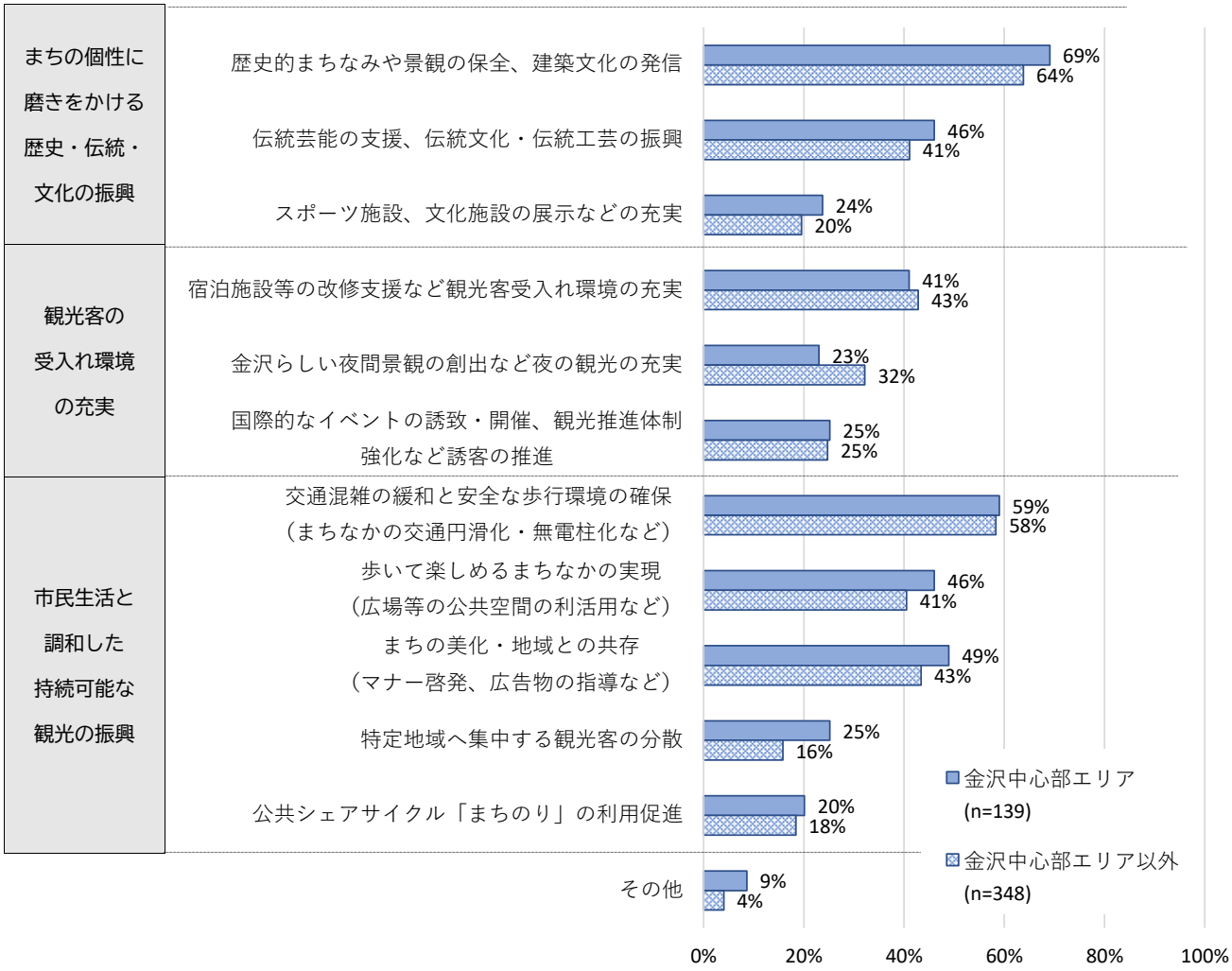

問７　市民の普段の生活においてあてはまるもの（複数回答）

・「魅力的な宿泊施設が増えたと感じる」が 33%で最も多く、次いで「観光施設や広場などが整備されたと感じる」が 29%、「公共シェアサイクル「まちのり」が便利になったと感じる」が 28%となっている。

・悪い影響では「道路の渋滞」が 23%、次いで「お店の混雑」が 19%、「公共交通機関の混雑」が 15%となっている。

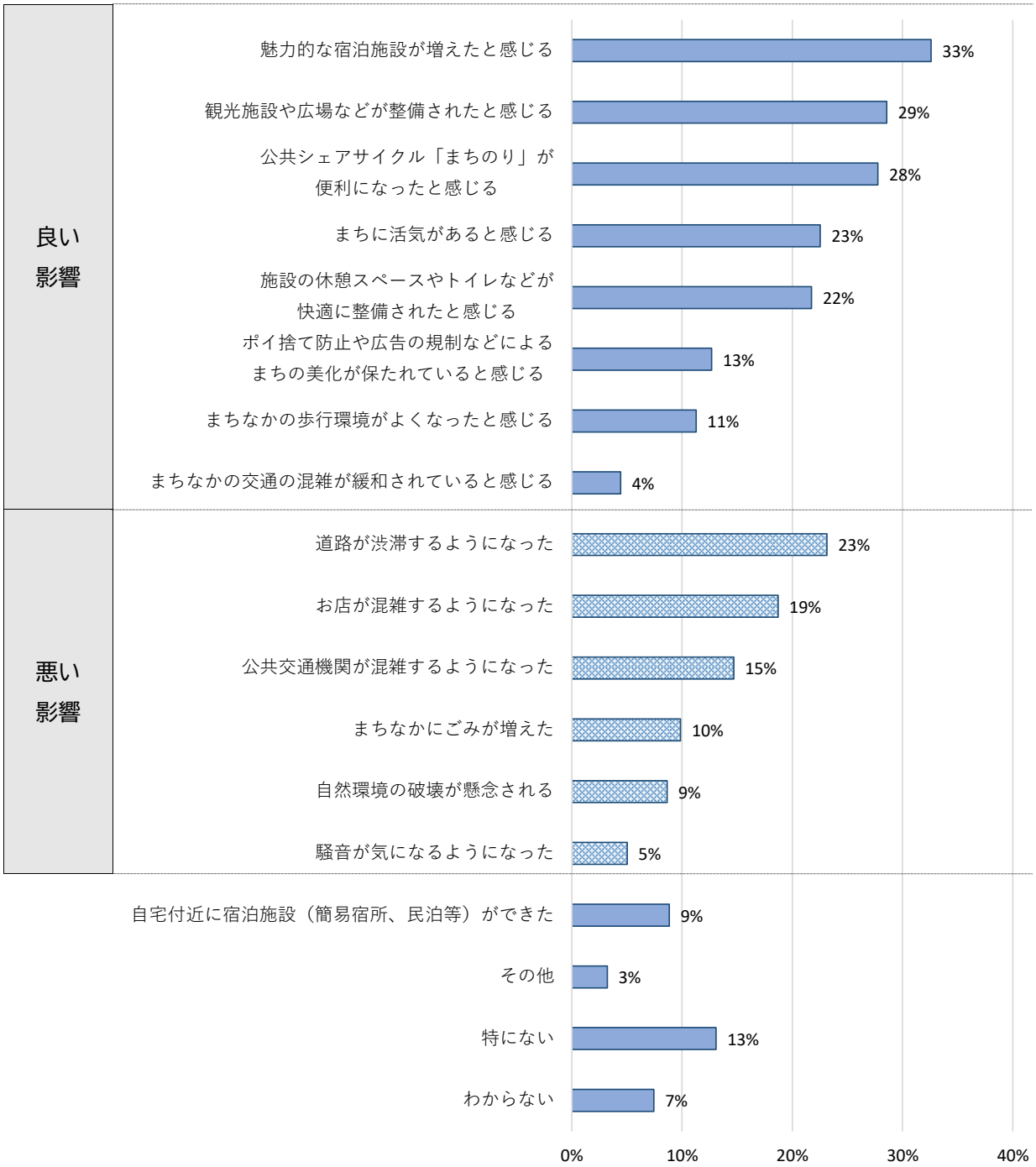

（n＝497）

その他回答	回答数
「歩いて楽しめるまちなか」がない	1
中心部のみに活気があると感じる	1
街に活気がなくなっている	1
近江町市場が「金沢市民の台所」から離れていく	1
コロナ感染者が増える	1
公共シェアサイクルを使う人のマナーが悪い	1
外人が増えて不快（マナーが悪い）	1
橋場周辺の観光客の動向が怖いと感じる	1
まちのりの使い方がわからない	1
宿泊税を何に使ったかということをもっとわかりやすく公表して欲しい	1
素泊まり1万円以上のホテルに行政指導できるような条例を作るべき	1
中心部のホテルをこれ以上増やさないでほしい	1
歩道ばかりを広げているが、自転車の方がすごく危険なので考えてほしい	1
老人が多くなるので、東京のように公共交通1年間乗り放題を8000円設定でやってほしい	1
宿泊税の導入後特に変化を感じることはない	1
浅野川が汚れている（6月～9月の川底の汚れ、にごり、におい）	1

■年齢別

・70 歳以上は「ポイ捨て防止や広告の規制などによるまちの美化が保たれていると感じる」「施設の休憩スペースやトイレなどが快適に整備されたと感じる」「道路が渋滞するようになった」が、他の年齢に比べて高くなっている。

・18～29 歳は「魅力的な宿泊施設が増えたと感じる」が 47%で、他の年齢に比べて高くなっている。

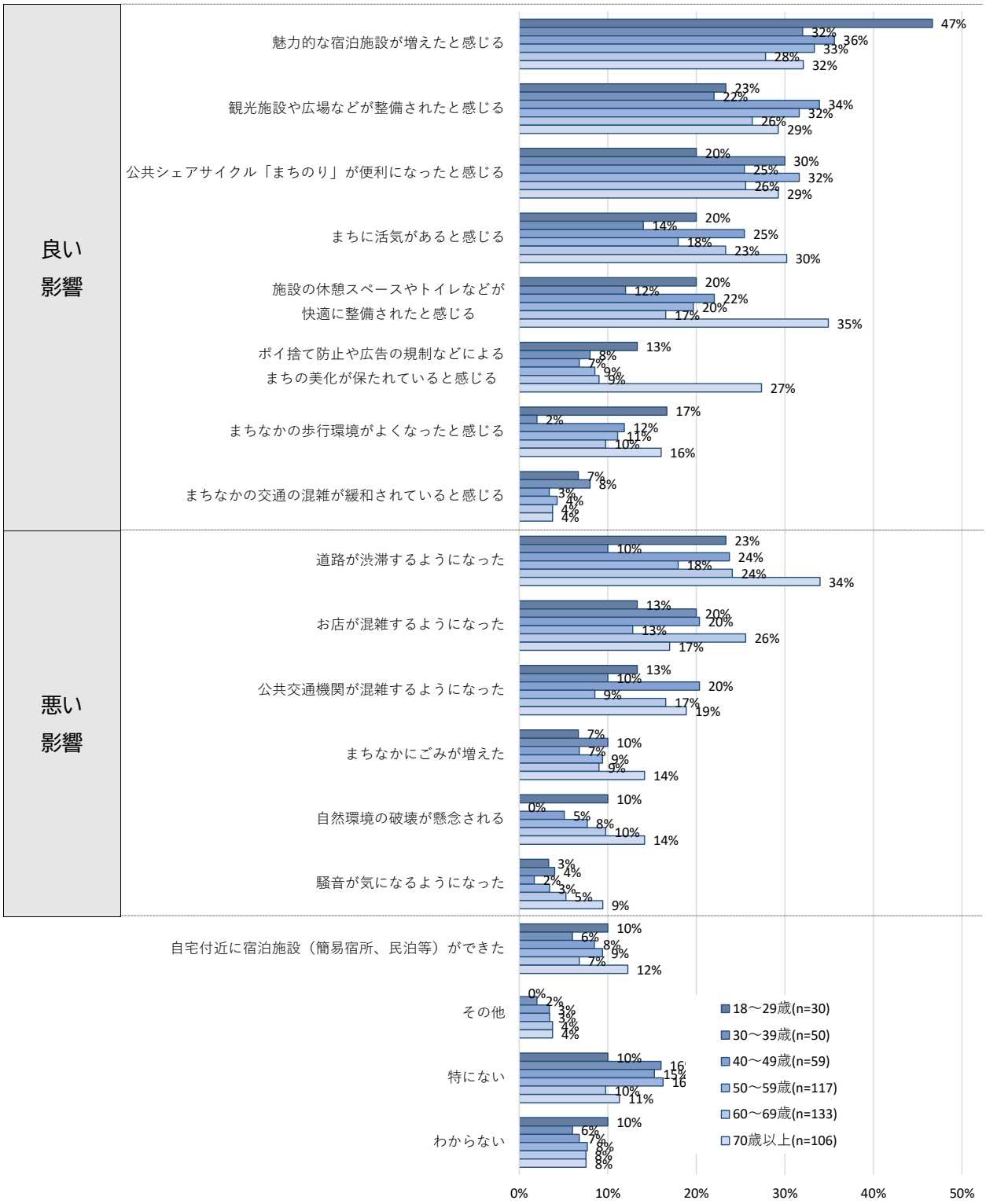

■居住地別

・金沢中心部エリアは「自宅付近に宿泊施設（簡易宿所、民泊等）ができた」「公共シェアサイクル「まちのり」が便利になったと感じる」が、金沢中心部エリア以外に比べて高くなっている。

・金沢中心部エリア以外は「魅力的な宿泊施設が増えたと感じる」が、金沢中心部エリアに比べて高くなっている。

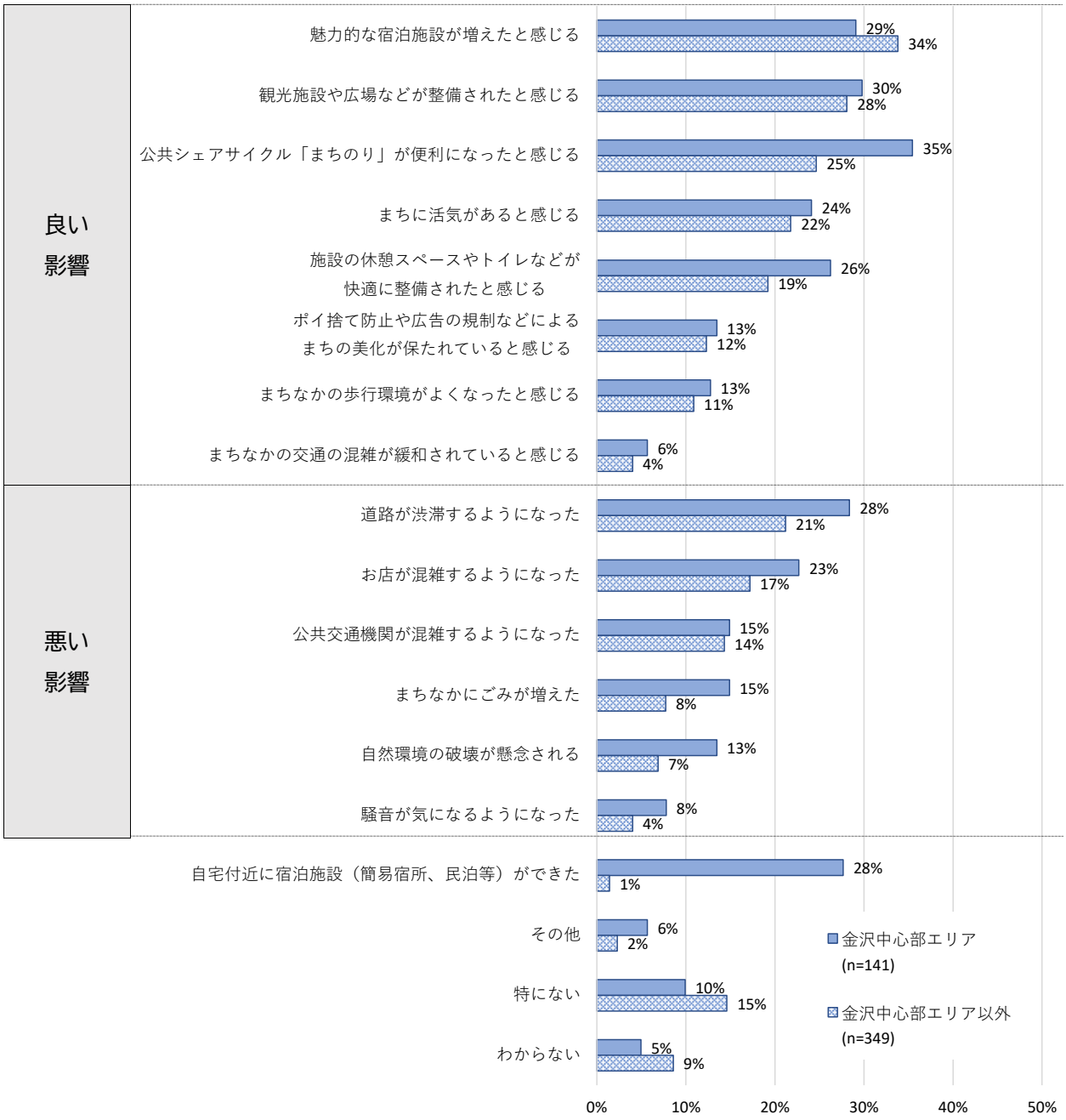

③宿泊税に関する意見等

・「宿泊税の使いみちについて」「宿泊税の情報提供について」「宿泊税の徴収について」の意見が多く挙げられている。

分類		回答数
宿泊税に関する意見	宿泊税の使いみちについて	34
	宿泊税の情報提供について	33
	宿泊税の徴収について	22
	宿泊税の税額について	12
その他の意見	居住環境について	16
	その他	10

主な回答内容	回答数
宿泊税の使いみちについて	
市民生活と調和した観光の振興のため活用してほしい	6
適切に活用してほしい	4
金沢で宿泊してよかったと思えるようなまちになるよう活用してほしい	3
金沢由来の伝統、文化を伸ばそうとする企業や人への活用・支援に活用してほしい	2
市民に分かりやすい情報を示し、活用してほしい	2
宿泊税の円滑な運用、活用によって金沢がもっと良くなることを願う	2
観光客と地元住民のより良い共存のために活用されているのであれば良い	1
住む人も来る人も、安心・安全で、心安らぐ施策へ活用してほしい	1
金沢市民が愛着を持てる街になるような使い方をしてほしい	1
子供から高齢者が安心して楽しめる観光施設や、スポーツ広場の整備のため活用してほしい	1
安心して住めるまちのために活用してほしい	1
より魅力ある観光地にしてほしい	1
観光のために大いに活用してほしい	1
県外と連携した観光事業を推進してほしい	1
宿泊施設への救済のために活用してほしい	1
街中イベントなどに有効活用し、観光客へ還元してほしい	1
便利で美しく歩いても楽しい金沢にしてほしい	1
綺麗な街を維持してほしい	1
税収増のため、五感にごちそう等魅力的な施策を積極的に実施してほしい	1
未来の楽しいまちづくりに活用してほしい	1
新しいことに挑戦してほしい	1
環境保護に活用してほしい	1
宿泊税の情報提供について	
市民、宿泊者に向けた使途の発信	21
制度の周知	7
宿泊税の収支の公表	4
効果の検証と市民への発信	2

主な回答内容	回答数
宿泊税の徴収について	
市民の課税免除	5
宿泊税は不要	3
宿泊税自体に抵抗を感じる	3
中核市では必要ない	1
京都や東京を真似ているようで好きではない	1
あまり効果が見られないため不要	1
入湯税がかかる場合の割引があると良い	1
宿泊税は大変良いこと	1
市民もかかることを知らなかった	1
市民に還元されていない	1
宿泊税の税額について	
もっと高く設定しても良いのでは	3
徴収額は妥当	1
税額はこれ以上の額にしないでほしい	1
1 泊につき 200 円・500 円はかなり高い	1
東京・大阪より高い、京都と互角の宿泊税は高すぎる	1
300 円までが妥当	1
市民が泊まる場合、安くしてほしい	1
簡易宿所、民泊施設には 1 泊につき 200 円徴収は客層からすると難しい	1
居住環境について	
道路（車道、歩道、自転車の通行区分）の整備が必要	4
駐車場の整備が必要	2
まちなか以外の道路も整備が必要	1
まちなかの歩行環境が改善している	1
まちのりの補充をスムーズに行うことに力をいれてほしい	1
観光バス、観光客の混雑に対する根本的な解決を期待	1
バスの IC カード対応が必要	1
バスの本数が減って困っている	1
公園のトイレの改修を積極的に行ってほしい	1
イベント施設、屋内施設（スポーツ施設、ドーム）の整備	1
その他	
観光客がどのように感じているのか知りたい	2
コロナ禍で外出が難しい	2
アンケートに意味があると思えず、税金の無駄遣いに感じる	1
宿泊税導入の良し悪しではなく、市の決定事項の推進するためのアンケートである	1
リピーターを呼ぶために、金沢のおいしい料理を大事にしてほしい	1
宿泊税で金沢市の観光施設を大切にできる	1

Ⅵ　ヒアリング調査結果

1　観光関係団体ヒアリング

（1）湯涌温泉観光協会　会長　安藤　有

①実施日

令和 5 年 1 月 24 日（火）　10：30～11：30

②ヒアリング結果

a 宿泊客の宿泊税への理解の状況

・ＯＴＡの予約ページに入湯税とともに宿泊税がかかること、現地で支払うことについて記載しており、また、電話での予約の際も事前に案内しているが、お客様に理解していただけている。導入時からも不満等言われたことはない。他の旅館からもトラブルがあったという話も聞いていない。

b 宿泊税に関する広報や周知について

・導入時からリーフレット等掲示し、カウンターにも置いている。個人や一般の団体のお客様への周知については、現状のままで問題ない。

・修学旅行の場合、宿泊税を支払ってもらうが、市の補助金制度がある。そのことを、学校側や業者が知らないため、湯涌温泉観光協会や旅館側で手続をお勧めしている状況である。その点で市から学校側・業者への周知がもう少しあったら良い。

c 徴収事務について

・宿泊客からの問い合わせ：苦慮することは特にない。

・宿泊料金に対する税率の判定：（経営する旅館の場合）宿泊料金が 20,000 円未満となるため、税額の計算は不要。判定に困らない。導入前の検討の際、税率を細かくすると事業者側の処理が複雑になってしまう、という話をしていた。

・納入申告書の作成・提出、納入：特に負担に感じない。ただし、どのような管理をしているかによるため、旅館毎に違いはあるだろう。

・特別徴収事務交付金について：交付金はありがたいが金額が少ないこともあり、なくなったとしても困らないという感覚はある。

d 宿泊税の使いみちについて

・外への発信力を強化してほしい。金沢を知る人が増えれば増えるほど集客の安定につながる。近年、メディアに取り上げられることも多いが、行政からのＰＲが最重要である。現状のものに対する維持や管理も大事ではあるが、その方が宿泊税の使いみちとして効果を感じられると思う。

（２）金沢ホテル懇話会（金澤八家）　会長　庄田　正一

①実施日

令和５年１月 26 日（木）　14：30～15：10

②ヒアリング結果

ａ宿泊客の宿泊税への理解の状況

・導入当初から宿泊税に関するクレームはない。

・ＯＴＡ予約で事前決済の場合、現地で宿泊税のみ支払う機会があるが、すんなりと応じていただいている。

・金沢にお越しになる方は、東京都・大阪府・京都市に行かれ方が多いこともあるのか、ご理解いただけていると感じる。

ｂ宿泊税に関する広報や周知について

・疑問を持たれた際に市作成のリーフレットを使い説明することもあったが、そういったケースもほぼないため、大半の方に納得いただけており、周知もされているのかと感じる。

・以前、市が発行していた観光マップは、行先を案内するのに重宝していたが、そのような紙媒体に宿泊税について掲載するのも効果的だと考える。

ｃ徴収事務について

・宿泊客からの問い合わせ：割合でいうと宿泊客の１％未満で、対応に苦慮することもない。

・納入申告書の作成・提出、納入：導入当初に、宿泊税について自動的に集計されるようシステム改修した。毎月の申告および納入は難しいことではなく特に負担ではない。

・宿泊料金に対する税率の判定：食事等を含むと 20,000 円を超えることもあるが、宿泊料金で税額を判断することについて迷うことはない。税額の境界を 30,000 円等に変えてほしいという要望も特にない。

・特別徴収事務交付金について：個人事業主とは違い、事務作業について特段負担があるわけではない。宿泊税にかかる経費については、領収書発行等で発生している程度という認識。交付いただけるということはありがたい。

ｄ宿泊税の使いみちについて

・街全体に外国語表記の案内等が少ないため対応が必要と感じる。また、インバウンドが求める要素（アドベンチャーツーリズム：自然・文化体験を組み込んだ観光、サステナブルツーリズム：環境保護の立場に立ったツーリズム）に関わる施策に使っていただきたい。

・観光客増加による地域住民の弊害をなくすために、“分散化”が必要。シーズンの分散化、場所の分散化、時間の分散化により混雑を避け、オーバーツーリズムを防ぎ、あわせて付加価値の高い観光とする施策のために使っていただきたい。

（３）金沢市旅館ホテル協同組合　理事長　浅田　久太

①実施日

令和５年１月 27 日（金）　15：00～16：00

②ヒアリング結果

ａ宿泊客の宿泊税への理解の状況

・導入当初から現在においても、宿泊客の理解の状況に不都合はない。

・組合の皆さんからもトラブル等の報告は受けていない。導入前は心配があったが、始まってみるとそのようなことはなかった、との話を聞いている。ただし、3,000 円程度の低価格帯の宿で 200 円は高いとお客様に言われたという報告は１件あった。

ｂ宿泊税に関する広報や周知について

・既に始まって４年経っている。また、それぞれの宿泊施設が予約サイトに記載する等周知を行っている。事前に知らない場合でも、現地支払いの際の説明で問題がない。アンケート結果に“知っていた場合でも 96％が宿泊先に影響がない”とある。積極的な広報周知は必要ないと思う。

ｃ徴収事務について

・宿泊客への説明：導入当初から宿泊税に対する説明に困ることはなかった。Go To トラベルの際に割引額の判定（宿泊税の有無で割引額が変わるケース）に対し説明に苦慮することがあった。

・納入申告書の作成・提出、納入：導入当初はひとつ手間が増えた、というのはあったが、現在は特に負担に感じない。

・納入書による納入：銀行での納入が不便という声が多い。

ｄ宿泊税の使いみちについて

・細かなことより、大きくわかりやすい使いみちで、且つ可視化できるものが良い。“宿泊税が使われています”との表記ができるような使われ方が皆さんにとってもわかりやすく、納得されるのではないかと思う。

・宿泊施設の改修に係る補助制度は、組合の多くの施設が活用した。コロナ禍でとてもありがたく、助かったと皆さんも喜んでいる。今後、規模が縮小されたとしても続けてほしい。

・道路の歩道整備をすると観光都市としての格が上がると思う。観光客は地元住民が歩かない狭い道路（例えば近江町市場から東山まで）を徒歩で移動することも多い。

ｅその他

・税率は定額ではなく、定率で行うのが良いと思う。定率であれば宿泊料金に対して割高というのもなくなる。

（４）一般社団法人金沢市観光協会　副理事長　八田　誠

①実施日

令和５年１月 31 日（火）　10：00～10：45

②ヒアリング結果

ａ宿泊客の宿泊税への理解の状況

・導入当初からクレームやトラブルがあったという報告は受けていない。制度がスムーズに運用されていると感じている。

ｂ宿泊税に関する広報や周知について

・観光協会ＨＰから各宿泊施設ＨＰへ移動するリンクを貼っているが、宿泊税についての記載は各宿泊施設側で行っていただいている。観光協会ＨＰに新たに宿泊税に関する記載をすることは考えていないが、今後、サポート情報のページに市の宿泊税ページのリンクを貼ることはできる。

・宿泊税の使いみちについて、市民目線のわかりやすい見せ方で積極的に発信してほしい。観光客が来てくれることで地域が恩恵を受けていると、市民がわかるような広報をしていただきたい。それにより、市民が歓迎の気持ちで観光客を迎えられることに繋がることが望ましい。

ｃ宿泊税の使いみちについて

・宿泊事業者の協力があってはじめて成り立つ制度であるため、宿泊事業者にとって効果的なものとなるよう事業者の意見をよく聞き、還元できることに使っていただきたい。

・ＤＭＯ（観光地域づくり法人／金沢市観光協会は、平成 29 年 11 月にＤＭＯ法人に登録）を運営する税源について様々な議論がなされているが、観光庁が主導する新しい流れとして、税の一部を交付金としてＤＭＯへの財源に充てるというものがある。宿泊税から一定割合を交付金として観光協会への財源に充てることができれば、事業の成否が自主財源の増減に直接つながることから、ＤＭＯの自主運営と安定的な観光地域経営が可能となり、宿泊税の有効な活用にもつながると考えている。

ｄその他

・宿泊事業者には導入時の経費だけではなく、現在も負荷がかかっていることは間違いない。宿泊事業者の負担を思えば、特別徴収事務交付金については、今後も継続してほしい。

・導入前にも宿泊事業者や関係団体の要望を聞いて対応していただいていたが、今後も引き続き意見を聞いていただける機会があるとありがたい。

２　有識者ヒアリング

（１）北村　哲志（金沢商工会議所（前）副会頭）

①実施日

令和５年２月１日（水）　９：30～10：00

②ヒアリング結果

ａ宿泊税に対する理解の状況

・市民の認知度については、もう少し高いかと思っていた（アンケートより：認知度 53%）。宿泊税がどのように使われたかを明示し、情報提供することでもっと認知度は上がるのではないか。

・宿泊客の認知度については、時間の経過により上がっていくものと思う（アンケートより：認知度　訪問前 21%、訪問後 20%）。宿泊者が増えれば当然上がるものであり、また、東京、京都など他の導入地域への宿泊によっても知ることとなる。

ｂ宿泊税に関する広報や周知について

・これまでの使途を明確にした周知を行うことが、市民だけでなく、納税者である宿泊客に対しても効果的だと思う。

ｃ宿泊税の使いみちについて

・税収の使途である３つの方向性はどれも重要であるが、特に、歴史・伝統・文化の振興に対し重点的に使っていただくのが良い。茶屋街という歴史的な街並みがあり、茶屋文化が残っているのも金沢市の一つの特長であり、大事にしたい。例えば、昔ながらの町家の保全や伝統文化等の継承が“金沢らしさ”に繋がる。金沢の個性を際立たせる分野での使いみちが特に重要であると考える。

ｄ今後の宿泊税について

・アンケートの結果も踏まえ、今後も現行の制度を継続していくことで特に問題がないように感じる。

（２）浜崎　英明（金沢経済同友会 代表幹事）

①実施日

令和５年２月２日（木）　14：00～14：45

②ヒアリング結果

ａ宿泊税に関する広報や周知について

・宿泊税の広報というより、金沢市の魅力をもっとアピールしてほしい。

ｂ宿泊税の使いみちについて

・細かな事業に数多く使うより、大きくわかりやすい使い方が望ましいのではないか。
・金沢の魅力を発信することに使うのが良い。金沢のあまり知られていないものや歴史、文化、穴場スポット等を見いだし、多言語パンフレット等で発信するなど。
・夜の観光としてイベントを開催するのも良いのでは。例えば、伝統文化に対する助成だけでなく、芸妓文化を実際に見せるイベントを市のホールで行うなど。
・金沢駅等のトイレの洋式化や公共シェアサイクルのスポット拡大等、観光客の利便性向上に使っているのは良い。
・金澤町家の宿泊施設への再生支援については近隣住民の居住環境の悪化を招かないよう注意が必要。

ｃ今後の宿泊税について

・コロナ禍が明けて、人の動きが戻ったときに課題が見えてくるかもしれないが、現行の制度を継続してもらえれば良い。

（３）水野　一郎（金沢工業大学 教授）

①実施日

令和５年２月３日（金）　11：00～11：30

②ヒアリング結果

ａ宿泊税の認知度

・アンケートの認知度は自分が想像していた以上に高いと思う。時間の経過とともに浸透し定着しつつあると思われる。

ｂ宿泊税に関する広報や周知について

・市民に対して、観光客から宿泊税をいただいていることを広報するのが良い。
・宿泊税の使いみちや成果をビジュアル的にもわかりやすく周知すると良いのではないか。

ｃ宿泊税の使いみちについて

・観光客は新幹線で来ることが多いため、移動手段が必要となる。循環バス、タクシー利用もあるが、シェアサイクル（まちのり）のスポットをさらに拡大し、移動手段を確保しているということをうまく宣伝すると良いのではないか。
・観光客に対し、スマートフォンを使い、例えばイベント等の情報提供を行うのはどうか。

ｄ今後の宿泊税について

・今後とも現行の制度を継続してもらえれば良いと考える。
・宿泊税は市民の考えをその都度確認しながら進めた方が良いと思うので、次回の見直しの際にも、広くアンケート調査を実施し意見集約した方が良い。

ｅその他

・コロナ禍でも政府の全国旅行割や地方のクーポンなどの制度が活用できたおかげで国民のみならず宿泊事業者に大きなメリットがあった。

（４）佐無田　光（金沢大学 教授）

①実施日

令和５年２月６日（月）　14：00～14：45

②ヒアリング結果

ａ宿泊税への理解の状況

・宿泊税について市民の方が浸透しており（市民の認知度 53%）、実際に支払っている宿泊客の約６割が知らない、というのが意外である。宿泊税についてどこかに記載はあるものの、宿泊客は細かい記載は見ずに支払っているということが推察される。よほど税額が高いと気に留めるものかもしれないが、現状はそこまでではないため、認知されないまま支払っているという状況も多いのかもしれない。

・検証してみないとはっきりとは言えないが、宿泊税によって観光客が減ってしまうという懸念は、それほどないといえるのではないか（災害や景気など他の影響の方が相対的に大きいので、マクロ的にはほとんど無視できるほど小さい影響だと想定される）。ただし、わずか数%でも宿泊税によって宿泊を止める客がいるのは死活問題だと考える個別の事業者もいるかもしれないので、「影響はない」と言ってしまうのは良くない。

ｂ宿泊税に関する広報や周知について

・アンケート結果に、多言語に対応した広報物の希望が多い。外国人向けに様々な言語に対応できるものがあれば、宿泊事業者としては助かるだろう。是非対応すると良いと思う。

・宿泊税の使いみちについて、何にいくら使ったかを実績ベースで情報公開した方が良いと考える。例えば、円グラフなどわかりやすいものをホームページのＱ＆Ａといったワンクリックでたどり着きやすい場所に掲載していると良い。透明性も理解も高まると思う。

・海外には“ファクトシート”という、どういった目的で、どんな経緯で、こういうことを行って、その結果どうなったか、をグラフや絵付きでＡ４版１枚でまとめたものがある。こういったものが日本でも浸透したら行政の施策も見えやすいだろうと思う。宿泊税制度も参考にできるのではないか。

ｃ今後の宿泊税について

・浸透していくにはもう少し時間がかかる。

・外から来る人は文化、交通等様々なサービスを享受しており、ある程度負担が必要であるため、宿泊税を負担してもらうのは筋が通っている。ただ、コロナ禍を経て地域住民の宿泊が増えたことから、それが定着してくると、地元住民にも宿泊税がかかることが二重取りなのではないか、という声が出てくるかもしれない。とはいえ、地域住民を対象外とすることは、手続きが煩雑となり、現実的ではない。

・観光客のタイプが多様化しており、今後、リモートワーカーや長期滞在者、移動しながら暮らす多拠点居住者も増えていくことが予想される。住民票で把握できないこうした“新しい地域構成員”をどう捕捉し、地域サービスを行い、それに対する費用負担をどういう原則で行うか、という課題に対し、まずは研究することが必要。宿泊税の課題というより、税務課あるいは日本全体の課題と言えるかもしれない。

・運用について、宿泊税ではないが海外の事例で、税の一部を基金とし、自治体ではなく、自治

体から委託を受けた民間 NPO（「民間」と言っても行政からスピンオフした政策 NPO）が運用を行う、というものがある。基金の使用目的（その基金を使っていつまでに何を実現するか）については議会が定め、その目的を実現するために民間 NPO が自主的に運用を行い、自治体は監査委員会を組み、お金の使い方に問題がないかチェックを行うというものである。日本で可能かというと難しいのかもしれないが、将来的に宿泊税を基金にして、外部で自立的に活用できると良いと思う。

参考資料

1　アンケート調査票

（1）宿泊事業者アンケート

金沢市 宿泊税に関するアンケート調査票

日頃より、市政に対するご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

金沢市では、歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図るため、平成 31 年4月より宿泊税を導入しています。

宿泊事業者の皆様におかれましては、特別徴収義務者として、宿泊税の徴収及び申告納入にご協力いただいておりますことに、重ねてお礼申し上げます。

導入から3年余りが経過し、宿泊税制度が円滑に運用されているかを検証する基礎資料として参考にさせていただくため、アンケート調査を実施いたします。ご多忙のところ大変恐縮に存じますが、調査にご協力いただきますようお願いいたします。

【アンケートの回答方法について】

1. このアンケートは、令和3年度末時点で特別徴収義務者となっている宿泊事業者様に送付させていただいています。
2. アンケートは、本調査票またはインターネットのいずれかで回答してください。

   ご回答いただいた内容は、全て統計的に処理し、個々の内容を公表することや本調査以外の目的で使用することはございません。

①調査票で回答される場合

・ ご回答は、当てはまる項目の番号を、指定の数だけ〇で囲んでください。
　また、直接ご記入いただく設問もありますので、その場合は回答欄にご記入ください。

・ ご回答いただいた調査票は、お手数ですが同封の返信用封筒に入れてご投函ください(切手は不要です)。

②インターネットで回答される場合(調査票の返送は不要です)

・ URLまたは右の二次元コードを読み取り、回答してください。

・ 回答の際、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」からお進みください。

【https://s-kantan.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2584】

3. 回答(封筒の投函)は **令和4年10月26日(水)** までにお願いいたします。

【お問い合わせ】

金沢市 総務局 税務課(担当:宮城、森)

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL 076-220-2147　FAX 076-220-2154
E-Mail zeimu@city.kanazawa.lg.jp

1

Ⅰ　貴施設についてお聞きします。

問1　貴施設についてご記入ください。

ふりがな	
施 設 名	※　複数の宿泊施設をお持ちの場合、代表する施設おひとつについてご回答ください。
電話番号	
記入者名	

問2　貴施設の種別は次のうちどれですか。[1つに○をつけてください]

1．ホテル　　2．旅館　　3．簡易宿所　　4．住宅宿泊事業法届出施設(民泊)

Ⅱ　貴施設の利用状況についてお聞きします。

問3　令和3年(2021年)の1年間で、最も多い予約方法は何ですか。[1つに○をつけてください]

1．貴施設ホームページからの予約　　2．OTA※での予約
3．電話での予約　　4．旅行代理店からの予約
5．その他(　　)

※OTA…Online Travel Agent(オンライン・トラベル・エージェント)の略語で、インターネット上だけで取引が完結する旅行会社のこと

問4　貴施設の一人当たりの宿泊料金(飲食代等を含まない素泊まり相当の料金)の平均設定単価はいくらですか。[1つに○をつけてください]

1．3,000円未満　　2．3,000円～5,000円未満
3．5,000円～7,000円未満　　4．7,000円～10,000円未満
5．10,000円～15,000円未満　　6．15,000円～20,000円未満
7．20,000円以上

Ⅲ　宿泊税についてお聞きします。

問5　直近1か月で、宿泊税について宿泊客から問い合わせ(宿泊前や宿泊当日など)は何件程度ありましたか。[1つに○をつけてください]

1．ない　　2．1～2件
3．3～10件(週1, 2回程度)　　4．11～20件(週3, 4回程度)
5．21件以上(週5回程度以上)

問6　問5で2～5のいずれかを選択された施設にお聞きします。どのような内容の質問がありましたか。[あてはまるものすべてに○をつけてください]

1．宿泊税とはどのようなものか
2．宿泊税はいくらかかるのか
3．なぜ払わなければいけないのか
4．いつ支払えばよいのか
5．宿泊税はどのようなことに使われるのか
6．その他(　　)

問7　貴施設において、宿泊税についてどのように周知・説明をしていますか。
［あてはまるものすべてに○をつけてください］

1. 金沢市が作成したポスターを掲示している
2. 金沢市が作成した卓上POPを掲示している
3. 金沢市が作成したチラシを配置している
4. 貴施設のホームページ・SNS等に掲載している
5. 貴施設で作成する料金表やリーフレット等に記載している
6. 宿泊予約サイトの予約ページに記載している
7. 予約受付の際に説明している
8. チェックイン又はチェックアウトの際に説明している
9. その他（　　）
10. 特に行っていない

問8　問7で1～9のいずれかを選択された施設にお聞きします。
直近1か月で、宿泊税の支払いに関する周知・説明の際、宿泊客からどのような反応がありましたか。［最もあてはまるもの1つに○をつけてください］

1. 宿泊税の支払いについて知っており、改めて説明する必要がないことが多い
2. 説明を行えば概ね理解を示してもらえることが多い
3. 不満を示されることが多い
4. 宿泊税についての説明をする機会がない
5. その他（　　）
6. 特にない

問9　宿泊税について広く知ってもらうため、金沢市では宿泊施設への広報物（チラシ、卓上ポップ）の配布、関係機関等へのポスター・チラシの配置、周遊バスへの広告を行ってきましたが、宿泊税の周知について、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。（自由回答）

例）多言語に対応した広報物を作成して配布してほしい

問 10　宿泊税の特別徴収事務で最も苦労していることは何ですか。［1つに○をつけてください］

1. 宿泊客への説明、問い合わせへの対応	2. 宿泊料金に対する税額の判定
3. 宿泊客からの宿泊税の徴収	4. 帳簿の記載・保存
5. 宿泊税納入申告書の作成・提出	6. 宿泊税納入書による納入
7. その他（　　）	8. 特にない

Ⅳ 宿泊税の活用についてお聞きします。

宿泊税の税収は、次のような施策に活用されています。
① まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興
② 観光客の受入れ環境の充実
③ 市民生活と調和した持続可能な観光の振興

問 11 金沢市の宿泊税の使いみちについて、望ましいと思うものはどれですか。
［あてはまるものすべてに○をつけてください］

① まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興	1. 歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信 2. 伝統芸能の支援、伝統文化・伝統工芸の振興 3. スポーツ施設、文化施設の展示などの充実
② 観光客の受入れ環境の充実	4. 宿泊施設等の改修支援など観光客受入れ環境の充実 5. 金沢らしい夜間景観の創出など夜の観光の充実 6. 国際的なイベントの誘致・開催、観光推進体制強化など誘客の推進
③ 市民生活と調和した持続可能な観光の振興	7. 交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保 （まちなかの交通円滑化・無電柱化など） 8. 歩いて楽しめるまちなかの実現（広場等の公共空間の利活用など） 9. まちの美化・地域との共存（マナー啓発、広告物の指導など） 10. 特定地域へ集中する観光客の分散 11. 公共シェアサイクル「まちのり」の利用促進
	12. その他 （　　）

そのほか、金沢市の宿泊税に関するご意見、要望等がございましたら、ご記入ください。
（納入方法、納期の特例制度、特別徴収事務交付金　など　について）

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

（2）宿泊客アンケート

金沢市 宿泊税に関するアンケート調査（宿泊客用）

※金沢市内に宿泊した人（市内居住者を除く）を対象に実施

Ⅰ 金沢市への来訪状況についてお聞きします。

問1 過去3年半の間（平成 31 年4月以降）に、今回を含めて何回金沢市に来られましたか。（1つに○）

1. 1回　2. 2回　3. 3回　4. 4回　5. 5回以上

問2 今回の金沢市への来訪の主な目的は何ですか。（1つに○）

1. 観光　2. 仕事　3. その他（　　）

問3 今回利用した金沢市内の宿泊施設を教えてください。（1つに○）

1. ホテル・旅館
2. 簡易宿所（民宿、ゲストハウス、カプセルホテル等）
3. 一棟貸し、共同住宅等の部屋貸し
4. その他、分類不明 ⇒施設名（　　）

問4 今回の宿泊施設を予約した際に利用した媒体は何ですか。（1つに○）

1. 宿泊施設に直接電話
2. 宿泊施設のホームページ
3. 旅行会社のホームページや宿泊予約サイト
4. 旅行会社の窓口（パッケージ旅行を含む）
5. その他（　　）

Ⅱ 宿泊税についてお聞きします。

～金沢市の宿泊税について～

金沢市では、歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図るため、平成 31 年4月より宿泊税を導入しています。

1人1泊あたりの税額　宿泊料金2万円未満：200 円　2万円以上：500 円

※宿泊料金には飲食代等は含みません

問5 金沢市において宿泊税が導入されていることを知っていますか。（1つに○）

1. 金沢市を訪問する前から知っている
2. 今回金沢市を訪問してから知った
3. 知らない ⇒問９へ

問6 今回支払った1人1泊あたりの宿泊税の税額はいくらですか。（1つに○）

1. 200 円　2. 500 円　3. 分からない

問7 どのようなきっかけで宿泊税について知りましたか。（あてはまるものすべてに○）

1. 金沢市のホームページやポスター・チラシ
2. 城下まち金沢周遊バス車内広告
3. 旅行会社のホームページや宿泊予約サイト
4. 宿泊施設のホームページやSNS
5. 宿泊施設からの電話やメール
6. 宿泊施設の料金表やパンフレット
7. 宿泊施設のフロントでの説明
8. 旅行会社の説明
9. 友人・知人からの情報
10. 新聞・テレビ・ラジオ
11. 過去に金沢市内で宿泊した際の宿泊施設や旅行会社等の説明
12. その他（　　）

問８　金沢市の宿泊税に関する以下のことについて、いつ知りましたか。（それぞれ1つに○）

	訪問する前に知った	今回訪問してから知った	知らない
（1）金沢市内のすべての宿泊施設（ホテル・旅館、簡易宿所、民泊）の宿泊者に宿泊税がかかること	1	2	3
（2）宿泊税の税額が200円または 500 円であること（宿泊料金2万円未満：200 円、2万円以上：500 円）	1	2	3
（3）宿泊税が宿泊施設により徴収されること	1	2	3

問９　問5で「2. 今回金沢市を訪問してから知った」または「3. 知らない」を選択された方にお聞きします。
もし金沢市で宿泊税がかかることを事前に知っていたら、訪問先や宿泊地の選択に影響しましたか。
（1つに○）

1. 影響はない（知っていても金沢市内に泊った）
2. 金沢市を訪問し、金沢市外に泊った
3. 金沢市を訪問先として選ばなかったかもしれない
4. 金沢市を訪問先として選ばなかった

※以下はすべての方にお聞きします。

問 10　金沢市の宿泊税の使いみちについて、望ましいと思うものは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興	1. 歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信 2. 伝統芸能の支援、伝統文化・伝統工芸の振興 3. スポーツ施設、文化施設の展示などの充実
観光客の受入れ環境の充実	4. 宿泊施設等の改修支援など観光客受入れ環境の充実 5. 金沢らしい夜間景観の創出など夜の観光の充実 6. 国際的なイベントの誘致・開催、観光推進体制強化など誘客の推進
市民生活と調和した持続可能な観光の振興	7. 交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保（まちなかの交通円滑化・無電柱化など） 8. 歩いて楽しめるまちなかの実現（広場等の公共空間の利活用など） 9. まちの美化・地域との共存（マナー啓発、広告物の指導など） 10. 特定地域へ集中する観光客の分散 11. 公共シェアサイクル「まちのり」の利用促進
	12. その他 （　　）

Ⅲ　あなたご自身についてお聞きします。（それぞれ1つに○）

（1）年　齢	1. 18 歳未満　2. 18～29 歳　3. 30～39 歳　4. 40～49 歳 5. 50～59 歳　6. 60～69 歳　7. 70 歳以上
（2）居住地	1. 金沢市以外の石川県内の市町　⇒（　　）市・町 2. 石川県以外の都道府県　⇒（　　）都・道・府・県

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

（3）市民アンケート

金沢市 宿泊税に関するアンケート調査 （市民用）

日頃より、市政に対するご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

金沢市では、歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図るため、平成 31 年4月より宿泊税を導入しています。

導入から3年余りが経過し、宿泊税に対する市民の皆様の認知度やご意向をお聞きすることにより、宿泊税制度が円滑に運用されているかを検証する基礎資料として参考にさせていただくため、アンケート調査を実施いたします。ご多忙のところ大変恐縮に存じますが、調査にご協力いただきますようお願いいたします。

【アンケートの回答方法について】

1. このアンケートは、金沢市内にお住まいの満18歳以上の方から無作為抽出で選ばれた方に送付させていただいています。ご事情によって、ご本人が回答できない場合は、代理の方が回答をお願いいたします。

2. 本調査票またはインターネットのいずれかで回答してください。
ご回答いただいた内容は全て統計的に処理し、個々の内容を公表することや本調査以外の目的で使用することはございません。

①調査票で回答される場合

ご回答は、当てはまる項目の番号を、指定の数だけ〇で囲んでください。
また、直接ご記入いただく設問もありますので、その場合は回答欄にご記入ください。ご回答いただいた調査票はお手数ですが同封の返信用封筒に入れてご投函ください(切手は不要です)。

②インターネットで回答される場合

URLを入力または右の二次元コードを読み取り、画面の案内に沿って回答してください(調査票の返送は不要です)。
【https://s-kantan.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2490】

3. 回答(封筒の投函)は**令和4年10月17日(月)**までにお願いいたします。

【お問い合わせ】

金沢市 総務局 税務課(担当:森、宮城)
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL 076-220-2147 FAX 076-220-2154
E-Mail zeimu@city.kanazawa.lg.jp

1

Ⅰ　あなたご自身についてお聞きします。

問1　あなたの年齢を教えてください。(1つに○)

1.　18～29 歳	2.　30～39 歳	3.　40～49 歳
4.　50～59 歳	5.　60～69 歳	6.　70 歳以上

問2　あなたがお住まいの小学校区をお書きください。

※小学校区がわからない場合は町名をお書きください。(番地は不要です)

Ⅱ　宿泊税についてお聞きします。

～金沢市の宿泊税について～

金沢市では、歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図るため、平成 31 年4月より宿泊税を導入しています。

・ 納める方　金沢市内の宿泊施設に宿泊した方

・ 税　　額　1人1泊あたり宿泊料金　　※宿泊料金には飲食代等は含みません
　　2万円未満 ： 200 円　2万円以上 ： 500円

・ 徴収方法　宿泊施設において宿泊料金と合わせて徴収し、市へ納入

問 3　金沢市において宿泊税が導入されていることを知っていますか。(1つに○)

1.　知っている　⇒**問 4・問 5 へ**	2.　知らない　⇒**問 6 へ**

※問 4・問 5 は、問 3 で「1. 知っている」を選択された方のみお答えください。

問 4　どのようなきっかけで宿泊税について知りましたか。(あてはまるものすべてに○)

1.　新聞・テレビ・ラジオ	2.　金沢市ホームページ
3.　ポスター・チラシ	4.　城下まち金沢周遊バス車内広告
5.　宿泊予約サイト	6.　宿泊施設のホームページやSNS
7.　友人・知人からの情報	8.　自分が金沢市内の宿泊施設に宿泊した
9.　その他(　　)	

問５　金沢市の宿泊税に関する以下のことについて知っていましたか。（それぞれ1つに○）

	知っている	知らない
（1）金沢市内のすべての宿泊施設（ホテル・旅館、簡易宿所、民泊）の宿泊者に宿泊税がかかること	1	2
（2）宿泊税の税額が200円又は 500 円であること（宿泊料金2万円未満：200 円、2万円以上：500 円）	1	2
（3）宿泊税が宿泊施設により徴収されること	1	2

※以下はすべての方にお聞きします。

問６　金沢市の宿泊税の使いみちについて、望ましいと思うものはどれですか。（あてはまるものすべてに○）

～宿泊税の使いみちについて～

宿泊税の税収は、次のような施策に活用されています。

① まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興
② 観光客の受入れ環境の充実
③ 市民生活と調和した持続可能な観光の振興

① まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興	1.　歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信 2.　伝統芸能の支援、伝統文化・伝統工芸の振興 3.　スポーツ施設、文化施設の展示などの充実
② 観光客の受入れ環境の充実	4.　宿泊施設等の改修支援など観光客受入れ環境の充実 5.　金沢らしい夜間景観の創出など夜の観光の充実 6.　国際的なイベントの誘致・開催、観光推進体制強化など誘客の推進
③ 市民生活と調和した持続可能な観光の振興	7.　交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保（まちなかの交通円滑化・無電柱化など） 8.　歩いて楽しめるまちなかの実現（広場等の公共空間の利活用など） 9.　まちの美化・地域との共存（マナー啓発、広告物の指導など） 10.　特定地域へ集中する観光客の分散 11.　公共シェアサイクル「まちのり」の利用促進
	12.　その他 （　　）

問 7　歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図ることを目的に宿泊税を導入しましたが、あなたの普段の生活において次のうちあてはまるものはどれですか。
（1.～16.のうち、あてはまるものすべてに○。「17.特にない」「18.わからない」を選択する場合はそれぞれ1つのみ選択）

1.　まちに活気があると感じる
2.　魅力的な宿泊施設が増えたと感じる
3.　まちなかの交通の混雑が緩和されていると感じる
4.　まちなかの歩行環境がよくなったと感じる
5.　観光施設や広場などが整備されたと感じる
6.　施設の休憩スペースやトイレなどが快適に整備されたと感じる
7.　ポイ捨て防止や広告の規制などによるまちの美化が保たれていると感じる
8.　公共シェアサイクル「まちのり」が便利になったと感じる
9.　自宅付近に宿泊施設（簡易宿所、民泊等）ができた
10.　公共交通機関が混雑するようになった
11.　道路が渋滞するようになった
12.　お店が混雑するようになった
13.　まちなかにごみが増えた
14.　騒音が気になるようになった
15.　自然環境の破壊が懸念される
16.　その他
（　　）
17.　特にない
18.　わからない

そのほか、金沢市の宿泊税に関するご意見等がございましたら、ご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。